東員町障がい者計画

令和３年３月

東員町

目　　次

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の背景……1
２　計画の位置づけ……2
３　計画の期間……3
４　計画の対象者および障がいのある方の範囲……3
５　計画策定の方法……4
（１）住民調査の実施……4
（２）障がい者福祉関係団体調査の実施……4
（３）障害福祉サービス等提供事業所調査の実施……4
（４）庁内調査の実施……5
（５）東員町障がい者協議会による協議……5

第２章　障がいのある方等の現状……6
１　東員町の人口……6
（１）年齢３区分別人口の推移……6
（２）世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移……7
２　障がいのある方の人数の推移……8
（１）身体障がいのある方の人数の推移……8
（２）知的障がいのある方の人数の推移……10
（３）精神障がいのある方の人数の推移……11
（４）指定難病・小児慢性特定疾病患者数の推移……11
３　障害支援区分の認定状況……14
４　障がいのある方を取り巻く現状……15
（１）障がい児保育……15
（２）特別支援教育……15
（３）障がい者雇用……16
（４）町内施設等利用者……17
（５）町外施設等利用者……18
（６）地域生活支援事業所（町内外）の利用状況……20
（７）補装具・日常生活用具などの利用状況……21
５　障がい者施策等の進捗状況……23
（１）前計画の評価……23
（２）評価の方法……23
（３）評価結果……23

第３章　基本計画……26
１　基本理念……26
２　計画の基本目標……27
３　施策の体系……30
４　分野別施策……31
基本目標１「地域福祉の推進」……31
基本目標２「相談支援体制・情報提供の充実」……36
基本目標３「療育・教育の推進」……39
基本目標４「保健・医療サービスの推進」……44
基本目標５「生活支援の充実」……47
基本目標６「雇用・就業に向けた支援の推進」……52
基本目標７「生活環境の整備」……55
基本目標８「障がい者施策推進体制の強化」……60

第４章　計画の推進体制と進行管理……62
１　計画の推進体制……62
２　計画の進行管理……62

資料編……64
１　策定経過……64
２　障がい者計画等策定委員名簿……65
３　調査結果概要（住民調査）……66
４　調査結果（団体・事業所調査）……89
５　用語解説……105

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

東員町（以下「本町」という。）では、平成 27 年３月に障がい者福祉施策の方向性を示すため、「東員町障がい者計画（平成 27 年度～令和２年度）」を、平成 30 年３月に障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するため、「第５期東員町障害福祉計画・第１期東員町障害児福祉計画」を策定しました。

「東員町障がい者計画（平成 27 年度～令和２年度）」では、「一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに生きることのできるまちづくり」の基本理念のもと、すべての障がいのある方の地域での自立と社会参加の実現をめざして、障がい者福祉施策を展開してまいりました。「東員町障がい者計画（令和３年度～令和８年度）」では、「第６次東員町総合計画」の理念との整合性を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に努めます。

国においては、平成 25 年４月に障害者自立支援法*の改正を受け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*（障害者総合支援法）」が施行されました。さらに、平成 28 年５月に障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律*」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。平成 26 年１月には、障がいのある方の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

また、平成 28 年４月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*（障害者差別解消法）」が施行され、障がいのある方への差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づけています。同じく平成 28 年４月には、雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止および障がいのある方が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮*の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律*」が施行されました。

その他、平成 25 年４月に「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律*（障害者優先調達推進法）」、平成 26 年４月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律*」が施行されています。

本町では、こうした制度改革による新たな視点を踏まえるとともに、障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、令和３年度を初年度とする新たな「東員町障がい者計画（令和３年度～令和８年度）」を策定します。

2　計画の位置づけ

「東員町障がい者計画」は、障害者基本法*第 11 条第３項に基づき、国の「障害者基本計画（第４次）」、県の障害者計画と整合性を保ち、「東員町総合計画」を上位計画とした本町における障がい者施策に関する基本的な指針であり、障がいのある方を対象とした障がい者施策の総合計画として位置づけられます。本計画は、障がいのある方の自立と社会参加を図るために、教育・療育*、保健・医療、生活支援、雇用・就業、生活環境等、幅広い分野の取り組みを総合的に定める計画です。

表 1-1　障がい者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

	障がい者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針*に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	児童福祉法* 第 33 条の 20 第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
性　　格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児通所支援等の量と提供体制を確保するための計画

図 1-1　関連計画との位置づけ

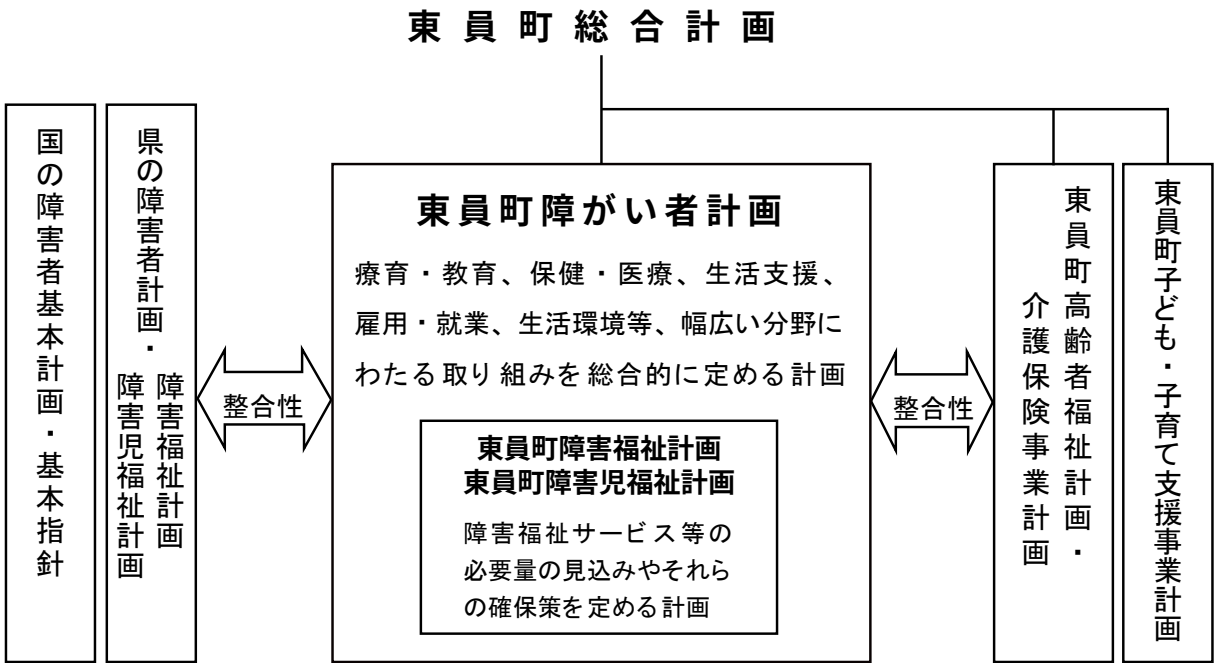

３　計画の期間

障がい者計画の計画期間は、令和３年度から令和８年度の６年間とします。

図 1-2　計画の期間

<table>
<tr><td>平成
27 年度</td><td>平成
28 年度</td><td>平成
29 年度</td><td>平成
30 年度</td><td>令和
元年度</td><td>令和
2 年度</td><td>令和
3 年度</td><td>令和
4 年度</td><td>令和
5 年度</td><td>令和
6 年度</td><td>令和
7 年度</td><td>令和
8 年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">第５次東員町総合計画
平成 23 年度～令和 2 年度</td><td colspan="6">第６次東員町総合計画
令和 3 年度～令和 12 年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">東員町障がい者計画
平成 27 年度～令和 2 年度</td><td colspan="6">東員町障がい者計画
令和 3 年度～令和 8 年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">（第 4 期）
障害福祉計画</td><td colspan="3">（第 5 期）
障害福祉計画</td><td colspan="3">（第 6 期）
障害福祉計画</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">（第 1 期）
障害児福祉計画</td><td colspan="3">（第 2 期）
障害児福祉計画</td></tr>
</table>

４　計画の対象者および障がいのある方の範囲

計画の主な対象者は、障害者基本法に定める障がい者を原則としていますが、施策の展開には、あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから対象者は、全町民であるといえます。

［障害者基本法］

第二条 第１項　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

5　計画策定の方法

本計画は、障がいのある方の自己決定と自己選択を尊重し、自立と社会参加の実現を図ることを基本としていることから、当事者である障がいのある方や、障がい者施策およびサービスに携わる方の計画策定への参加が不可欠と考え、アンケート調査やヒアリング調査を実施しました。調査結果については、資料編 66 ページから 104 ページに掲載しています。

（1）住民調査の実施

計画の当事者となる障がいのある方に対し、生活状況や福祉サービスの利用状況および利用意向、障がい者施策に対するご意見等をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

表 1-2　住民調査の実施

調 査 対 象	本町在住の身体障害者手帳*所持者、療育手帳*所持者、精神障害者保健福祉手帳*所持者（一部、本町出身の町外の施設入所者を含む）
抽 出 方 法	全数調査
調 査 期 間	令和2年7月22日～8月12日
調 査 方 法	郵送による配布・回収
配　布　数	1,051件
有効回収数	613件
有効回収率	58.3%

（2）障がい者福祉関係団体調査の実施

本計画の当事者となる障がいのある方の日常生活の困り事や、障がい者施策などについて直接うかがうことを目的として、町内外に組織される関係団体（5 団体）を対象に、令和２年7月 27 日から8月 21 日までの調査期間で、質問紙および必要によりヒアリング調査を実施しました。

（3）障害福祉サービス等提供事業所調査の実施

障害福祉サービス等の提供体制と課題の抽出を目的として、本計画のサービス提供事業所（17 事業所）を対象に、令和２年7月 27 日から8月 21 日までの調査期間で、質問紙および必要によりヒアリング調査を実施しました。

（４）庁内調査の実施

前障がい者計画での全 157 事業の進捗状況の把握を目的として、本計画の庁内関係各課に、令和２年7月27日から8月31日までの調査期間で、質問紙による調査を実施しました。

（５）東員町障がい者協議会*による協議

本計画は障がい者（児）団体や各種関係機関等で構成する本町障がい者協議会による協議を経て、策定しました。

第２章　障がいのある方等の現状

１　東員町の人口

（１）年齢３区分別人口の推移

昭和 50 から 60 年代の大規模住宅団地（笹尾西・笹尾東地区、城山地区）の開発により、昭和 55 年から平成２年にかけて人口は約 1.6 倍に増加しました。

平成２年以降、緩やかな増加、減少をたどり、令和２年 10 月１日現在は 25,924 人となっています。

急激な高齢化の波は本町においても例外でなく、総人口に占める老年人口の割合となる高齢化率では、昭和 55 年の 8.6%から平成 22 年には 20%を超え、令和 2 年 10 月１日現在は 29.9%と増加の一途をたどっています。なお、日本全国の統計における高齢化率は、令和元年に 28.4%となっています。

年少人口（0～14 歳）については、平成 2 年から平成 22 年まで減少していましたが、特に神田、稲部地域のミニ開発が進み、平成 22 年以降は増加しています。

図 2-1　年齢 3 区分別人口の推移

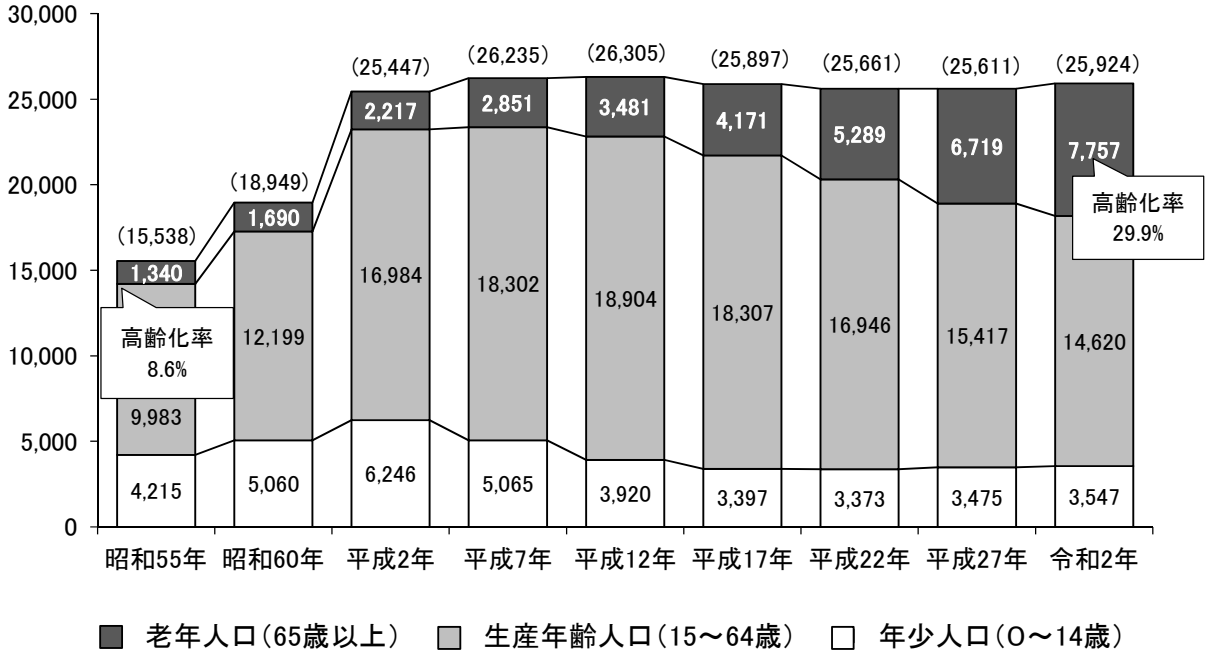

資料：昭和55年から平成27年までは国勢調査。令和2年は、10月1日現在の住民基本台帳人口。
＊　国勢調査において総人口には年齢不詳を含むため、3 区分の合計と合わない年がある。

（２）世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移

日本の核家族化は昭和 50 年にピーク（約 64%）を向かえ、それ以降は徐々に低下していますが、本町における一世帯当たりの平均世帯人員数は、昭和 60 年以降、世帯数の増加に反比例して徐々に減少しています。即ち、本町においては核家族化が増加傾向にあると言えます。核家族化の増加により、家族間での介護の負担が大きくなることから、介護サービスや施設など社会資源の整備が求められます。

図 2-2　世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移

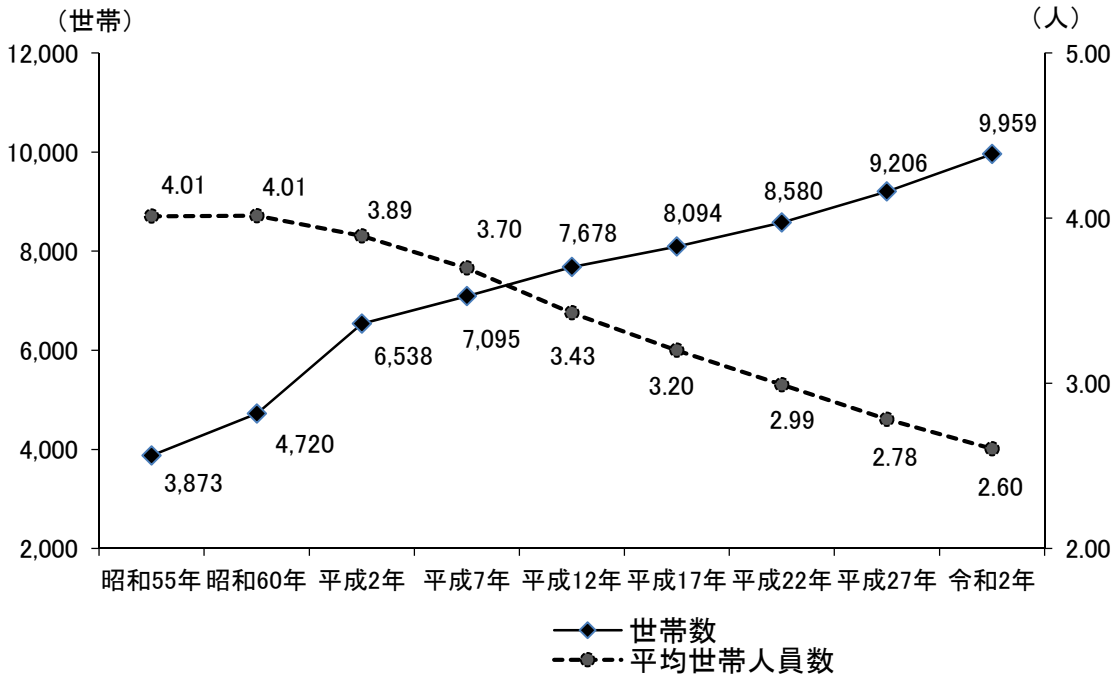

資料：昭和55年から平成27年まで国勢調査。令和2年は、10月1日現在の町人口統計表。

＊ 令和 2 年については、町人口統計表に基づく、人口の計と世帯数を用いている。

2　障がいのある方の人数の推移

（1）身体障がいのある方の人数の推移

令和２年３月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数は 876 人となり、平成 27 年３月 31 日から比べると 11 人減少しています。

年齢別では、18 歳未満の方の増減は平成 27 年（16 人）からみてもほぼ横ばいであり（令和２年は 20 人）、18 歳以上の方は毎年減少していましたが、令和２年に増加しています。

障がい種別では、平成 27 年から令和２年にかけて、内部障がい者が増加し、肢体不自由者が減少、視覚障がい者、聴覚・平衡機能障がい者、音声・言語・そしゃく機能障がい者は横ばいになっています。

障がい種別毎の障がい等級の割合を多い順から並べると以下のようになります。

- 視覚障がい者：１級、２級、５級、４級、６級、３級
- 聴覚・平衡機能障がい者：６級、２級、４級、３級、１級（５級は０人）
- 音声・言語・そしゃく機能障がい者：３級、４級（１級、２級、５級、６級は０人）
- 肢体不自由者：４級、２級、３級、１級、５級、６級
- 内部障がい者：１級、４級、３級、２級（５級、６級は０人）

年齢構成では、どの障がい種別を見ても 65 歳以上の方が約 60～70%を占めています。

表 2-1　障がい種別・年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	平成 27～令和 2 年の増加率
障がい種別	視覚障がい者		46	44	43	47	48	49	106.5
	聴覚・平衡機能障がい者		82	82	80	82	79	81	98.8
	音声・言語・そしゃく機能障がい者		10	11	10	12	12	11	110.0
	肢体不自由者		461	459	451	441	435	431	93.5
	内部障がい者		288	288	296	287	284	304	105.6
		心臓	166	170	172	160	154	158	95.2
		呼吸器	19	20	20	21	14	15	78.9
		腎臓	67	64	68	71	80	87	129.9
		膀胱・直腸	33	31	32	30	31	39	118.2
		小腸	0	0	0	1	1	1	－
		その他	3	3	4	4	4	4	133.3
年齢別	0～17 歳		16	17	18	17	20	20	125.0
	18 歳以上		871	867	862	852	838	856	98.3
合　計			887	884	880	869	858	876	98.8

各年 3 月 31 日現在　　単位：人　増加率：%

表 2-2　障がい種別にみる障がい等級

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視覚障がい者	17	12	2	6	9	3	49
	34.7	24.5	4.1	12.2	18.4	6.1	100.0
聴覚・平衡機能障がい者	7	20	8	19	0	27	81
	8.6	24.7	9.9	23.5	0.0	33.3	100.0
音声・言語・そしゃく機能障がい者	0	0	7	4	0	0	11
	0.0	0.0	63.6	36.4	0.0	0.0	100.0
肢体不自由者	76	84	83	133	31	24	431
	17.6	19.5	19.3	30.9	7.2	5.6	100.0
内部障がい者	168	2	55	79	0	0	304
	55.3	0.7	18.1	26.0	0.0	0.0	100.0
全　体	268	118	155	241	40	54	876
	30.6	13.5	17.7	27.5	4.6	6.2	100.0

令和 2 年 3 月 31 日現在　　上段：人　下段：割合

図 2-3　障がい種別にみる年齢構成

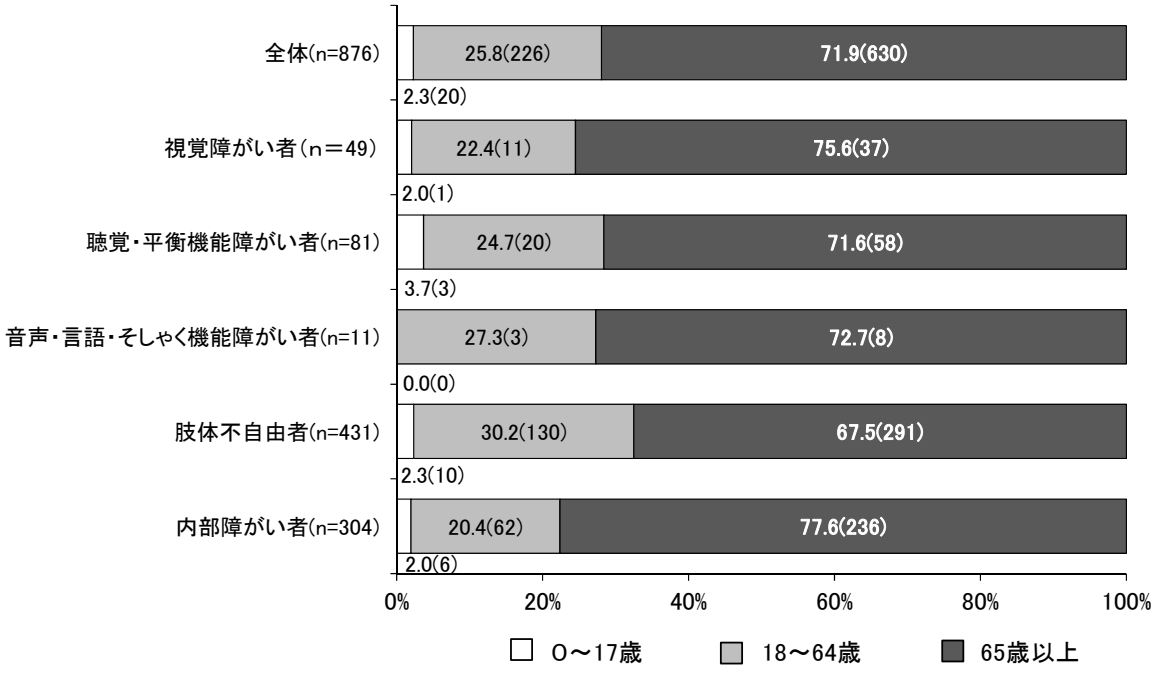

令和 2 年 3 月 31 日現在　　（　）内は人数

（２）知的障がいのある方の人数の推移

令和２年３月 31 日現在の療育手帳所持者数は 155 人となり、平成 27 年３月 31 日から比べると 28 人増加（約 1.2 倍）しており、毎年徐々に増加しています。

年齢別では、18 歳未満の方と 18 歳以上の方ともに平成 27 年からほぼ毎年増加しています。

障がい等級では、平成 27 年３月 31 日現在と比べると、Ａ判定とＢ判定ともに増加しています。年齢別でみても、18 歳未満、18 歳以上どちらの年齢区分でも、Ａ判定、Ｂ判定ともに増加しています。

表 2-3　障がい等級別・年齢別の療育手帳所持者数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	平成 27～令和 2 年の増加率
知的障がい者		127	130	137	144	152	155	122.0
	A 判定	65	68	74	76	80	81	124.6
	B 判定	62	62	63	68	72	74	119.4
18 歳以上		102	103	111	112	113	115	112.7
	A 判定	59	60	64	64	64	65	110.2
	B 判定	43	43	47	48	49	50	116.3
0～17 歳		25	27	26	32	39	40	160.0
	A 判定	6	8	10	12	16	16	266.7
	B 判定	19	19	16	20	23	24	126.3

各年 3 月 31 日現在　　単位：人　増加率：%

図 2-4　年齢別にみる療育手帳所持者の障がい等級

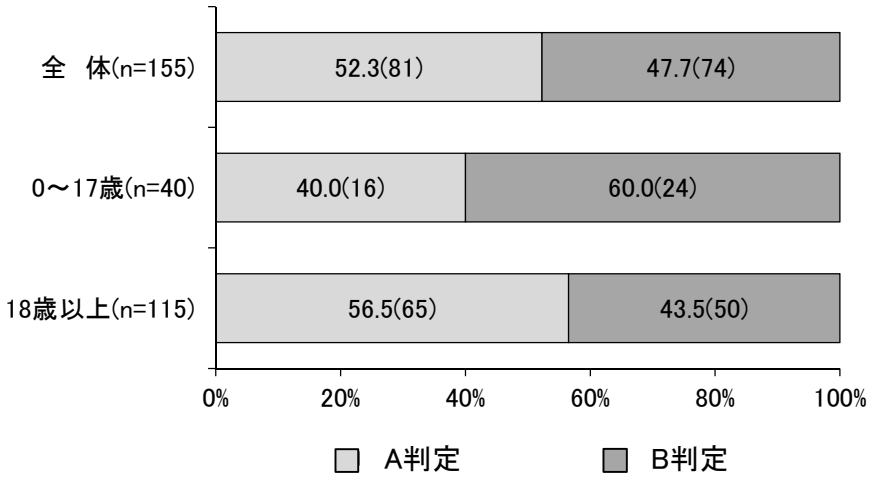

令和 2 年 3 月 31 日現在　　（ ）内は人数

（３）精神障がいのある方の人数の推移

令和２年３月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 178 人となり、平成 27 年３月 31 日から比べると 82 人増加（約 1.9 倍）しており、ほぼ毎年増加しています。

等級別では、いずれの等級も増加していますが、特に２級と３級では平成 27 年３月 31 日から比べると 1.9 倍を超えています。

精神通院医療受給者数においては、令和２年３月 31 日現在 346 人となり、毎年徐々に増加しています。

表 2-4　精神障害者保健福祉手帳所持者および精神通院医療受給者数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	平成 27～令和 2 年の増加率
精神障がい者		96	92	121	147	161	178	185.4
	１級	15	15	16	18	21	22	146.7
	２級	58	54	76	98	104	112	193.1
	３級	23	23	29	31	36	44	191.3
18 歳以上		93	89	119	144	158	173	186.0
	１級	14	14	15	17	20	21	150.0
	２級	57	52	75	96	102	109	191.2
	３級	22	23	29	31	36	43	195.5
0～17 歳		3	3	2	3	3	5	166.7
	１級	1	1	1	1	1	1	100.0
	２級	1	2	1	2	2	3	300.0
	３級	1	0	0	0	0	1	100.0
精神通院医療受給者数		278	307	313	327	334	346	124.5

各年 3 月 31 日現在　　単位：人　増加率：%

（４）指定難病*・小児慢性特定疾病*患者数の推移

令和２年３月 31 日現在の指定難病患者数は 194 人となり、平成 27 年３月 31 日から比べると５人減少しています。

疾病別の患者数が 10 人以上の疾病は以下のとおりです。

- 潰瘍性大腸炎（30 人）
- パーキンソン病関連疾患（27 人）
- 全身性エリテマトーデス（12 人）

令和２年３月 31 日現在の小児慢性特定疾病患者数は 18 人となり、毎年若干の増減を繰り返しています。

疾病別の患者数が比較的多い疾病は以下のとおりです。

- 悪性新生物（３人）
- 慢性心疾患（３人）
- 内分泌疾患（３人）

表 2-5　指定難病患者数の推移

疾患名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
球脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	2	1
筋萎縮性側索硬化症	4	4	3	3	3	3
脊髄性筋萎縮症		1	1	1	1	1
進行性核上性麻痺		1	1	3	3	6
パーキンソン病関連疾患	17	15	18	22	26	27
大脳皮質基底核変性症		1	2	2	2	2
重症筋無力症	6	7	7	6	5	5
多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	7	8	6	6	5
多系統萎縮症	2	2	2	2	5	3
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	6	6	6	6	4	3
もやもや病	6	6	6	3	3	3
全身性アミロイドーシス	1		1	1	2	2
神経線維腫症						1
天疱瘡	1	2	2			1
膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	1	1	1	1
高安動脈炎		2	2	1	1	1
顕微鏡的多発血管炎		2	2	1		1
多発血管炎性肉芽腫症		1	1			
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症						1
悪性関節リウマチ	2	2	2	1	1	1
全身性エリテマトーデス	11	10	10	10	9	12
強皮症／皮膚筋炎および多発性筋炎	13	15				
皮膚筋炎／多発性筋炎			8	7	6	5
全身性強皮症			7	6	6	7
混合性結合組織病	4	4	3	1	1	1
シェーングレン症候群		2	2	2	3	3
ベーチェット病	2	1	1	1	1	2
特発性拡張型心筋症	8	8	8	5	4	3
肥大性心筋症	2	1	2	2	1	1
再生不良性貧血	1	1	1			
特発性血小板減少性紫斑病	5	4	3	2	1	2
ＩｇＡ腎症				1	1	2
多発性嚢胞腎		1	1	1	2	2
黄色靭帯骨化症	1	2	1	2	4	3
後縦靱帯骨化症	9	10	10	11	12	9
広範脊柱管狭窄症	1	1	1	1	1	
特発性大腿骨頭壊死症	3	4	3	4	4	4
下垂体性 PRL 分泌亢進症		1	1	1	1	
下垂体前葉機能低下症		3	4	3	3	3
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）				1	1	1
サルコイドーシス	6	6	7	5	4	4
特発性間質性肺炎	1	2	1	3	1	4
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	2	2	1	1
リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	6	4	5	5	3	3

疾患名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
原発性胆汁性胆管炎	3	1	1			1
クローン病	7	6	7	7	9	9
潰瘍性大腸炎	52	44	44	36	34	30
筋ジストロフィー				1	1	1
脊髄空洞症				1	1	1
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）						1
エプスタイン病			1	1	1	1
アルポート症候群					1	1
一次性ネフローゼ症候群		1			1	4
アラジール症候群			1			
結節性動脈周囲炎	2					
大動脈炎症候群	1					
ウェゲナー肉芽腫症	1					
間脳下垂体機能障害	3					
ＩｇＧ４関連疾患				1	2	2
好酸球性副鼻腔炎				1	1	1
特発性多中心性キャッスルマン病					1	1
合計	199	195	203	185	188	194

各年 3 月 31 日現在

表 2-6　小児慢性特定疾病患者数の推移

疾患名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
悪性新生物	4	5	4	4	3	3
慢性腎疾患	1	2	2	2	2	2
慢性呼吸器疾患	2	2	2	1	1	1
慢性心疾患	3	4	2	2	3	3
内分泌疾患	4	7	4	5	6	3
糖尿病	2	2	2	2	2	2
先天性代謝異常				1	2	2
免疫疾患			1			
神経・筋疾患			2	1		
慢性消化器疾患	4	5	1	1	2	2
合　　計	20	27	20	19	21	18

各年 3 月 31 日現在

３　障害支援区分*の認定状況

障がい者全体でみると、区分６の割合が約５割と最も高くなっています。

障がい種別でみると、身体障がい者、知的障がい者では区分６、精神障がい者では区分３の割合が最も高くなっています。

図 2-5　障害支援区分の認定状況

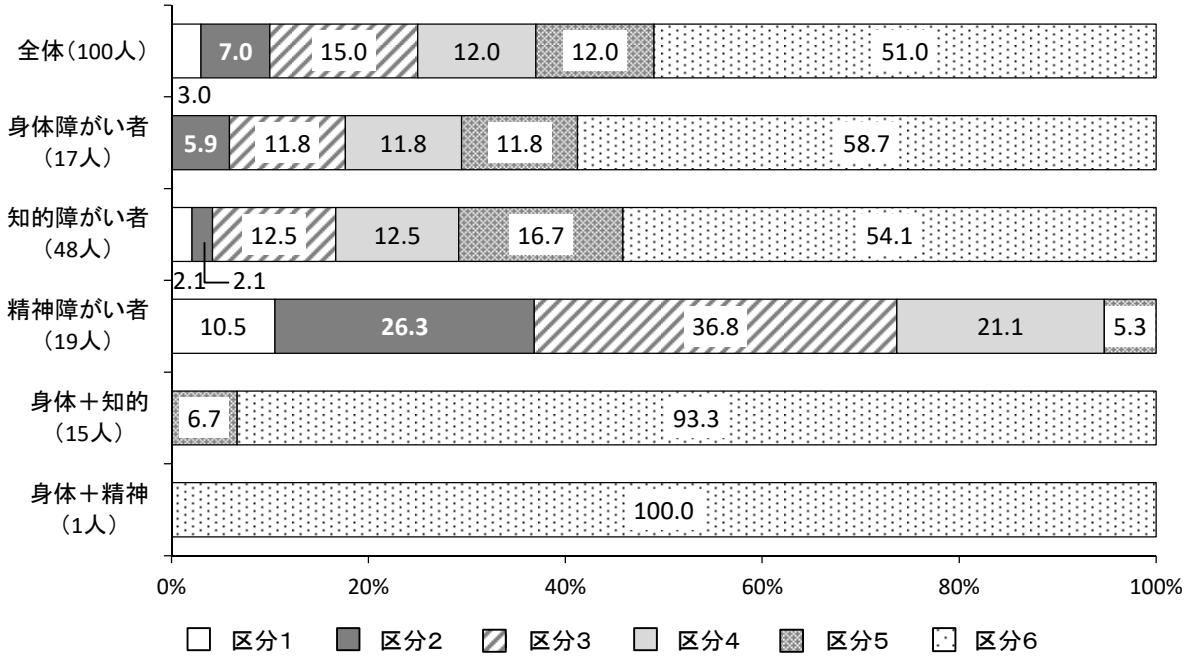

令和 2 年 3 月 31 日現在

※障害支援区分とは

障害支援区分の定義（障害者総合支援法第４条第４項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

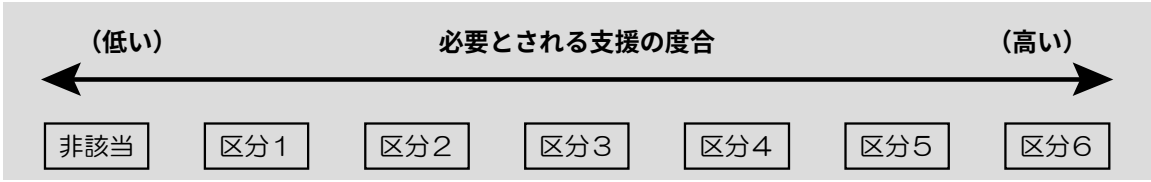

４　障がいのある方を取り巻く現状

（１）障がい児保育

町内６カ所の保育園・幼稚園で障がい児保育を実施しており、令和２年４月１日現在は 44 人が利用しています。利用者数は平成 29 年から平成 30 年にかけて大きく減少していますが、以降増加しています。

表 2-7　障がい児保育の園児数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
実施箇所数(カ所)	6	6	6	6	6	6
利用者数(人)	48	67	62	36	39	44

各年4月1日現在

（２）特別支援教育*

令和２年４月１日現在の本町の特別支援学級*設置数は、小学校 15、中学校４の計 19 学級で、小・中学生合わせて 85 人の方が在籍しています。また、令和２年４月１日現在の本町の特別支援学校*の在籍者数は、小・中学校合わせて 11 人となっています。

表 2-8　特別支援学級の児童・生徒数の推移

小学校							
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学級数（学級）		13	16	15	13	14	15
在学者数（人）		45	46	47	58	64	65
	高学年（人）	14	12	12	19	21	17
	中学年（人）	11	19	20	16	19	27
	低学年（人）	20	15	15	23	24	21

各年4月1日現在

中学校						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学級数（学級）	3	4	4	4	4	4
在学者数（人）	10	14	15	21	17	20

各年4月1日現在

表 2-9　特別支援学校の児童・生徒数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学校在学者数	5	6	8	6	6	9

各年4月1日現在　単位:人

中学校						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学校在学者数	2	3	4	4	3	2

各年4月1日現在　単位:人

（3）障がい者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律*」では、事業主に対してその雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率*）以上になるよう義務づけています。法定雇用率は令和３年3月１日から、民間企業（従業員 43.5 人以上）では 2.3%、国、地方公共団体等では 2.6%となっています。

表 2-10　一般企業における障がい者の雇用状況

	A	B	C
	雇用義務対象 事業所数(事業所)	雇用義務達成 事業所数(事業所)	達成企業の割合 (%)
桑名公共職業安定所	144	82	56.9

	身体	知的	精神	その他	合計
D　求職登録者数内訳（人） （うち、東員町）	119 (16)	33 (2)	191 (19)	7 (0)	350 (37)

令和元年 6 月 1 日現在

※A、B、C は、桑名公共職業安定所管内に本社のある常用労働者数 45.5 人以上企業における障害者雇用状況報告による。

（4）町内施設等利用者

町内施設等の利用状況をみると、「生活介護ステーション TOIN あーち」を利用している方が多くなっています。サービスの種類別でみると、「放課後等デイサービス」の利用が多くなっています。

表 2-11　令和 2 年 3 月・9 月現在の町内施設等利用者の状況

サービスの種類	施設名	利用者数	
		R2.3現在	R2.9現在
居宅介護	ヘルパーステーションあいあい	6	8
	東員町ホームヘルパーステーションふれあい	14	14
	なでしこの家	1	1
	ナーシングホームもも	8	7
行動援護	ヘルパーステーションあいあい	3	4
重度訪問介護	ヘルパーステーションあいあい	0	1
生活介護	生活介護ステーションTOINあーち	27	27
就労継続支援A型	シグマファームとういん	4	5
就労継続支援B型	TOINいずみ	16	15
短期入所	つくしの家	0	1
	サポートハウスふらっと短期入所	0	0
	つくしの家第2	0	0
	なずな	12	10
共同生活援助（グループホーム）	つくしの家	4	4
	ゆきわり草第2	4	4
	つくしの家第2	5	5
	ふきのとう	9	9
	グループホームTOIN	4	4
計画相談支援	障害者相談支援事業所　いずみ	14	12
	地域相談支援事業所　ふれあい	13	12
児童発達支援	デイズ	5	3
	デイズ+	0	0
	サインポスト東員	2	1
放課後等デイサービス	デイズ	12	10
	デイズ+	9	9
	ここいく東員教室	16	14
	サインポスト東員	0	4
	でいず・りんく	0	6
	このて	0	1
障害児相談支援	障害者相談支援事業所　いずみ	7	2
	地域相談支援事業所　ふれあい	7	5

単位：人

（５）町外施設等利用者

町外施設等利用者は以下のとおりです。

表 2-12　令和 2 年 3 月・9 月現在の町外施設等利用者の状況

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数	
			R2.3現在	R2.9現在
居宅介護	ニチイケアセンター桑名	桑名市	1	1
	アクティブ居宅介護	桑名市	0	1
	ぶどうの家	四日市市	0	1
生活介護	生活介護事業所あじさいの家	いなべ市	3	3
	障害者支援施設くわのみ	桑名市	2	2
	多機能型事業所Leaf	桑名市	1	1
	すずかぜ	鈴鹿市	1	1
	三重県いなば園すぎのき寮	津市	1	1
	三重県いなば園かしのき寮	津市	1	1
	障害者支援施設津長谷山学園	津市	2	2
	障害者支援施設小山田苑	四日市市	2	2
	障害者支援施設エビノ園	四日市市	2	2
	指定障害者支援施設聖母の家	四日市市	4	4
	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	菰野町	1	1
	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市	1	1
	社会福祉法人　青い鳥会彦根学園	滋賀県彦根市	1	0
	済美寮	伊勢市	1	1
	スマイルいなば	津市	0	1
	ゆうとぴあ恵愛	愛知県津島市	0	1
	すら～ぶ	滋賀県彦根市	0	1
自立訓練（生活訓練）	イロドリーGakuen	桑名市	0	1
	事業所さんさん	鈴鹿市	1	1
就労移行支援	アクア	桑名市	2	3
	ヴェルチュ～Vertu～	桑名市	4	4
	フェーズワン	桑名市	1	1
	Notoカレッジ	愛知県名古屋市	1	1
就労継続支援（A型）	絆	いなべ市	2	2
	ひだまり	桑名市	1	1
	みらいサポート三重	桑名市	2	2
	はあぶこうぼう	桑名市	1	1
	アネラ桑名	桑名市	2	2
	就労継続支援A型すずらん農園	桑名市	1	1
	サイクルサービス名古屋	愛知県名古屋市	1	1
	こころ	四日市市	1	1
	たんぽぽ	桑名市	1	0
	ルアナ	桑名市	1	1
	ききょう	桑名市	1	1
	ピュア	桑名市	0	5
	わたる	桑名市	0	3
就労継続支援（B型）	あじさい	いなべ市	3	2
	エコム	桑名市	1	1
	篠立きのこ園	いなべ市	1	1
	ワークショップみらい	桑名市	1	1
	ワークルーム桑友	桑名市	3	2
	いーばしょ	桑名市	1	1
	オリーブ	愛知県弥富市	1	1
	プロジェクト大地	いなべ市	1	1
	さくら	桑名市	2	2
	夢工房	桑名市	1	1
	オレンジ工房あげき	いなべ市	0	1
宿泊型自立訓練	事業所さんさん	鈴鹿市	1	1

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数	
			R2.3現在	R2.9現在
療養介護	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市	1	0
	やまと精神医療センター	奈良県大和郡山市	1	1
短期入所	スマイルいなば	津市	1	1
	エビノ園	四日市市	1	1
	マハナ	いなべ市	1	1
	てまり花	いなべ市	2	2
共同生活援助（グループホーム）	なでしこ2	いなべ市	3	3
	グループホームたちばな	滋賀県彦根市	1	1
	聖母の家ホーム	四日市市	2	2
	ファミリアの家	桑名市	2	2
	グループホームあやめ	桑名市	2	2
施設入所支援	障害者支援施設くわのみ	桑名市	2	2
	障害者支援施設津長谷山学園	津市	2	2
	三重県いなば園すぎのき寮	津市	1	1
	三重県いなば園かしのき寮	津市	1	1
	障害者支援施設エビノ園	四日市市	2	2
	指定障害者支援施設聖母の家	四日市市	2	2
	障害者支援施設小山田苑	四日市市	2	2
	済美寮	伊勢市	1	1
	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	菰野町	1	1
	ゆうとぴあ恵愛	愛知県津島市	1	1
	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市	1	1
計画相談支援	障がい者総合相談支援センターそういん	桑名市	6	9
	ふわり	桑名市	0	1
	アイリス	いなべ市	0	1
	彦根学園	滋賀県彦根市	1	1
	ブルーム	四日市市	1	1
	きれいライフステーション	鈴鹿市	0	1
	希	四日市市	0	2
	くじら計画団　栄生吉	愛知県名古屋市	0	1
	まちかど福祉ステーション	奈良県桜井市	1	0
	のとファイブ	岐阜県大垣市	1	1
就労定着支援	ヴェルチュ～Vertu～	桑名市	1	2
児童発達支援	子どもの広場桑名	桑名市	2	1
	ポレポレ	いなべ市	1	1
	子どもの広場四日市	四日市市	0	1
放課後等デイサービス	スリール	桑名市	4	3
	アプリ児童デイサービス桑名野田	桑名市	3	2
	放課後等デイサービスikikata	四日市市	1	2
	放課後等デイサービスここいく員弁教室	いなべ市	12	12
	だんて	桑名市	1	1
	放課後等デイサービス　ねくすと	いなべ市	3	2
	チャイルドウィッシュ桑名	桑名市	1	0
	重症心身障がい児デイサービス　どりーむ	菰野町	1	1
	放課後等デイサービスオハナ	いなべ市	1	1
	レーヴ	四日市市	1	0
障害児相談支援	障がい者総合相談支援センターそういん	桑名市	1	4
	プランゲート	桑名市	0	3
	ハナミズキ	桑名市	0	2

単位：人

（６）地域生活支援事業*所（町内外）の利用状況

令和 2 年３月現在の地域生活支援事業所の利用状況をみると、町内では「移動支援*」の利用者が 31 人となっています。

同様に町外の事業所の利用状況をみると「日中一時支援」の利用が多くなっています。

表 2-13　地域生活支援事業所（町内）の利用状況

サービスの種類	施設名	利用者数（R2.3現在）
移動支援	ヘルパーステーションあいあい	30
	ナーシングホームもも	1
日中一時支援	ヘルパーステーションあいあい	9
	東員町デイサービスセンターふれあい	3
	ナーシングホームもも	1

単位：人

表 2-14　地域生活支援事業所（町外）の利用状況

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数（R2.3現在）
移動支援	織りがみ	桑名市	1
日中一時支援	通所介護ほほえみ	桑名市	1
	あじさいの家	いなべ市	1
	なでしこ	いなべ市	1
	ここっと	桑名市	2
	ヴェルチュ	桑名市	1
	ふわり	桑名市	1
	ふるさと	桑名市	1
地域活動支援センター	桑ぱん	桑名市	1

単位：人

（7）補装具*・日常生活用具*などの利用状況

令和元年度における身体障がいのある方に対する補装具の給付件数は 27 件で、平成 30 年度と比較すると横ばいです。補装具の給付品目では「補聴器」と「装具」が多くなっています。

令和元年度における身体障がいのある方に対する日常生活用具の給付件数は 188 件で、平成 30 年度と比較すると増加しています。給付品目では「ストマ装具」が圧倒的に多くなっています。その他、「紙おむつ」も比較的多くなっています。

表 2-15　補装具の給付等の状況

	平成30年度		令和元年度	
	給付	修理	給付	修理
義肢	0	1	0	0
装具	10	2	6	1
座位保持装置	0	0	3	0
盲人安全つえ	0	0	3	0
義眼	0	0	0	0
眼鏡	0	0	0	0
補聴器	10	4	8	2
車椅子	4	3	3	7
電動車椅子	1	0	0	0
歩行器	0	0	0	1
歩行補助つえ	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置	0	1	0	1
その他(特例補装具　車椅子)	2	0	4	0
合　計	27	11	27	12

単位:件

表 2-16　日常生活用具の給付状況

	平成30年度	令和元年度
特殊寝台	2	1
特殊マット	2	1
入浴担架	1	0
体位変換器	0	0
移動用リフト	1	0
入浴補助具	3	1
便器	0	0
T字杖	1	1
歩行支援用具	0	0
頭部保護帽	2	1
火災警報器	0	0
自動消化器	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0
動脈血中酸素飽和度測定器	0	1
ネブライザー（吸入器）	1	1
電気式たん吸引器	4	2
盲人用体重計	0	0
点字器	1	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	0
視覚障害者用拡大読書器	1	2
盲人用時計	1	0
携帯用会話補助装置	0	0
聴覚障害者用通信装置	0	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0
人工喉頭	1	2
ストマ装具	84	122
紙おむつ	40	43
居宅生活動作補助用具	1	4
移動・移乗支援用具	0	4
透析液加温器	0	2
情報・通信支援用具	0	0
音声・色彩判別装置	0	0
合　計	146	188

単位：件

５　障がい者施策等の進捗状況

（１）前計画の評価

前障がい者計画で掲げられた施策（157 事業）の進捗について、庁内事業担当者、障がい者協議会の委員による評価を行いました。

各事業の現状把握と評価については、庁内事業担当者等の事業の実施者に質問紙による庁内調査を行いました。また、その結果をふまえて、第三者機関にあたる障がい者協議会の委員にも最終的な評価をいただきました。

（２）評価の方法

施策内容および施策の方向、最終年の目標を示したシートを事業の各担当課に配布し、令和元年度までの実績の記入とともに目標の達成度について記入を依頼しました。

計画の達成度については、次の三段階評価としました。

１．すでに目標を達成した
２．目標に向けて順調に進んでいる
３．目標を達成する見込がない

（３）評価結果

① 庁内評価

計画の達成度について、８施策（157 事業）では「１．すでに目標を達成した」は 14.0%となっています。

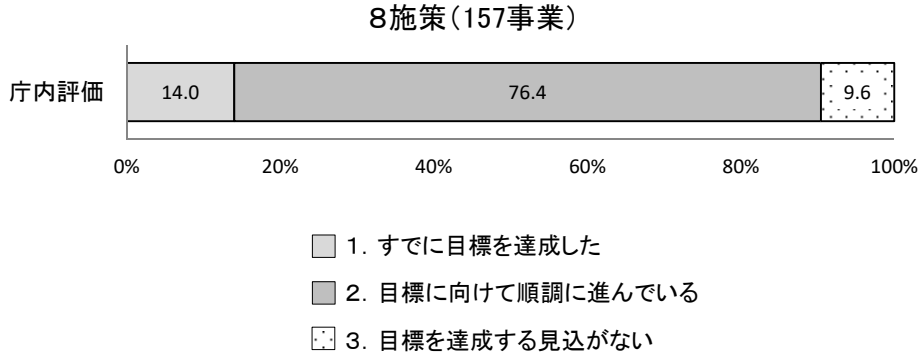

基本目標別にみると、「基本目標７：生活環境の整備」「基本目標８：障がい者施策推進体制の強化」では「１．すでに目標を達成した」が 30%を超えています。一方、「基本目標４：保健・医療サービスの推進」「基本目標６：雇用・就業に向けた支援の推進」では「３．目標を達成する見込がない」が 20%を超えています。

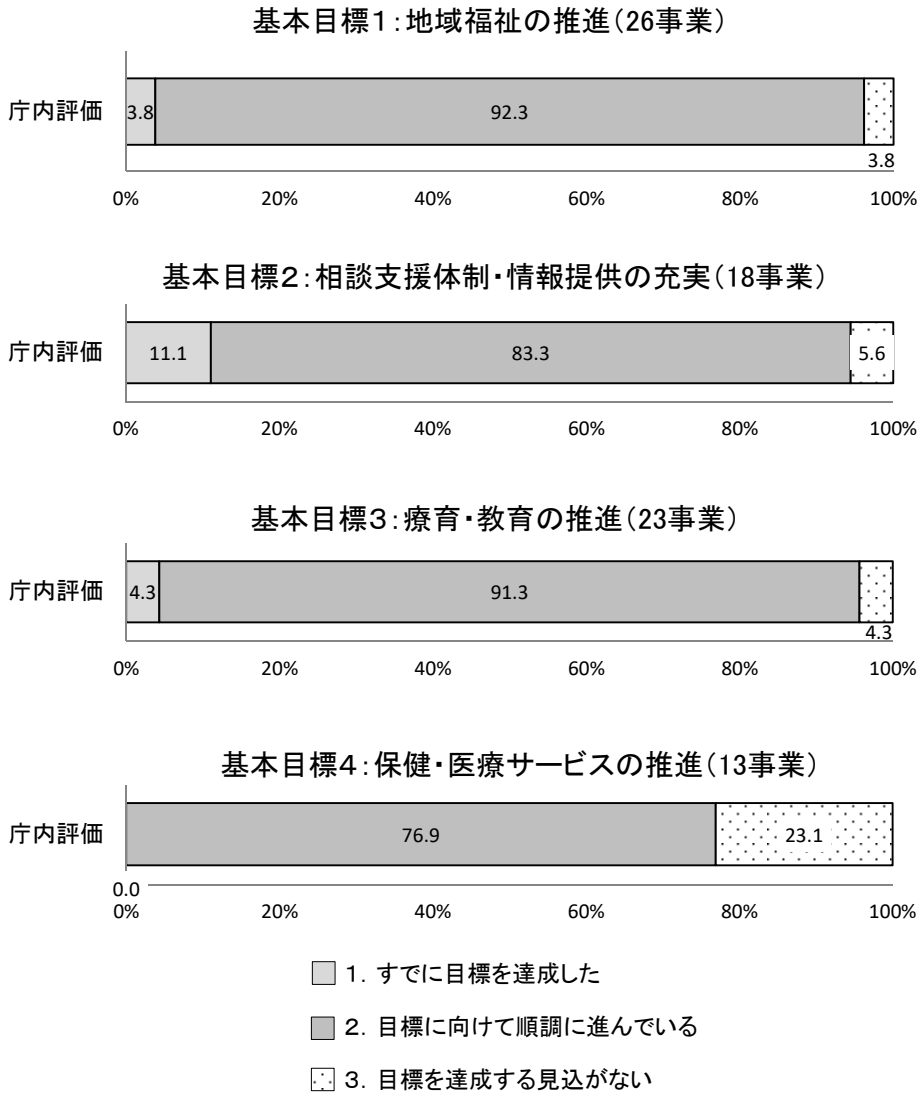

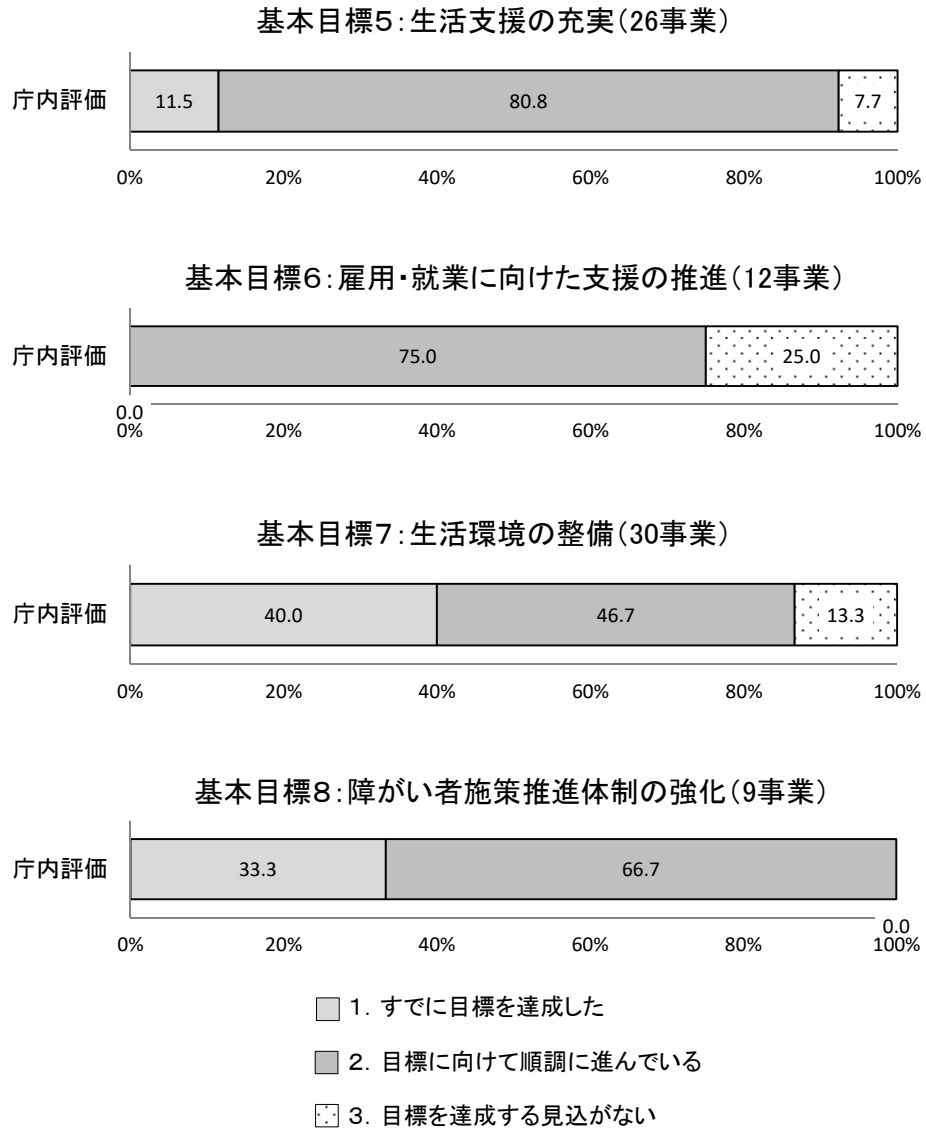

② 第三者評価

計画の達成度について、第三者評価では「3．目標を達成する見込がない」は 37.5%となっています。

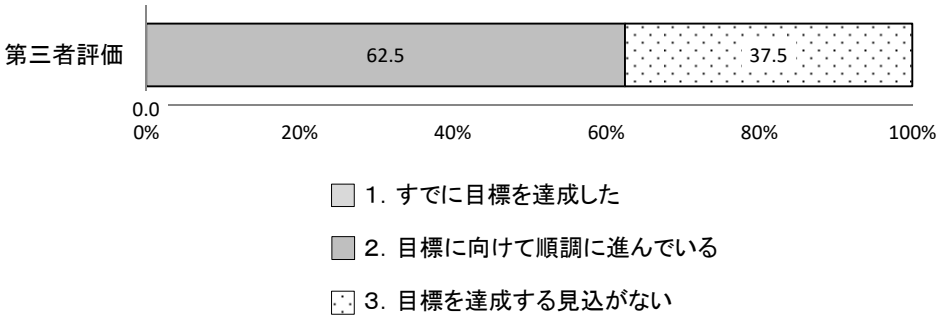

第３章　基本計画

１　基本理念

すべての人は基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められます。

本町では町民の高齢化や障がいの重度化への対応、またさまざまな困難を抱えた方が地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスや地域における社会資源を活用し、お互いに助け合いながら、ともに生きることのできるまちづくりを進めることが求められます。

この計画では

一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに生きることのできるまちづくり

を基本理念として、その実現に向けた障がい者福祉施策等を積極的に推進していくこととします。

２　計画の基本目標

基本目標１「地域福祉の推進」

子どもの頃から障がいのある子どもとの協働活動を行うなど、福祉教育を推進していく中で、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を身につけることができるよう、施策を進めます。地域福祉の推進にあたっては、ボランティア・NPO*団体に情報提供を行うとともに、活動団体の育成、支援、町民との協働ができるように取り組みます。地域の行事やイベント等を通じて住民同士が交流できる機会・場の充実を図りながら、障がいのある方に対する理解が一層深まるように取り組んでいきます。

基本目標２「相談支援体制・情報提供の充実」

障がいのある方やその家族が、地域で安心して生活を営むことができるよう、必要なサービスへつなげるためのきめ細かい調整や、コーディネートなどの相談支援体制の充実を図ります。

また、情報へのアクセスに困難を抱えている視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方などに対して、必要な情報を得ることができないことによる不利益が生じることのないよう、多様な媒体を活用し、必要とされる情報を的確に提供できるように努めます。

基本目標３「療育・教育の推進」

年齢や発達段階に応じた健康診査と専門的な相談支援を充実し、適切な治療や療育に結びつける体制の整備を図ります。障がいの内容が、多様化・複雑化している中、発達障がい*の早期発見・早期支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画などを活用し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を推進します。

また、障がいの有無に関わらず地域でスポーツや文化・レクリエーション活動の機会を確保し、参加の促進を図ります。

基本目標４「保健・医療サービスの推進」

ライフステージ*に応じた各種健診を実施し、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見に努めます。また、生活習慣病を要因とする中途障がいを抱える方が増加しているため、生涯を通じた生活習慣病予防などの健康増進施策を推進します。現代社会では、職場や家庭の悩み、さまざまなストレスからこころの病にかかる人が増えていますので、専門医や保健師等による相談が重要となります。幅広い相談に対応できるよう、相談体制を充実します。

基本目標５「生活支援の充実」

障がいのある方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、個々の障がい特性や障がいのある方の生活状況に合わせた多様な障害福祉サービスの提供や、経済的支援の充実に努めます。いきいきとした自立生活を送ることができるよう、日中活動の場の利用促進に向け、周知を図ります。

また、安心、安全な生活を担保するため、介護する家族が病気になった時などの緊急時の支援体制の構築を進めます。

基本目標６「雇用・就業に向けた支援の推進」

就労支援は、障がいのある方の働く意欲や働くために必要な知識と能力を伸ばし、自己実現をめざす機会として重要な取り組みとなります。職種については個々の希望に沿うよう、職域開拓を積極的に行い、障害者就業・生活支援センターをはじめ就労支援専門機関との連携を図り、就労支援施策を推進します。

基本目標７「生活環境の整備」

障がいのある方が多様な活動や社会参加ができるように、また、安心して生活できるようにするためには、建物や道路、公共交通機関などのバリアフリー*化を推進していく必要があります。障がいのある方もない方も、「誰もが公平に、自由に、使いやすく、安全な」ユニバーサルデザイン*の考えに基づく、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

また、いつ遭遇するかわからない災害や犯罪に対する防災・防犯対策の普及、啓発に努めます。

基本目標８「障がい者施策推進体制の強化」

障がい者施策の推進を着実に図るため、障がい者施策にかかわる町職員の資質・意識の向上および庁内各課、関係機関・団体、近隣市町（桑員圏域）・県などとの連携を強化し、障がい者施策の推進を図ります。また、上位計画との整合性を図りながら、関連計画との一体的な推進により一層努めます。

SDGｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

『SDGｓ（Sustainable Development Goals）』とは

2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGｓは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。

SDGｓの「誰一人残さない」という考えは、「一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに生きることのできるまちづくり」を基本理念とする、東員町障がい者計画のめざすべき姿にも当てはまるものです。そのため、本町の障がい者施策を推進するにあたっては、SDGｓを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、障がいのある方の最善の利益が実現される社会をめざします。

３　施策の体系

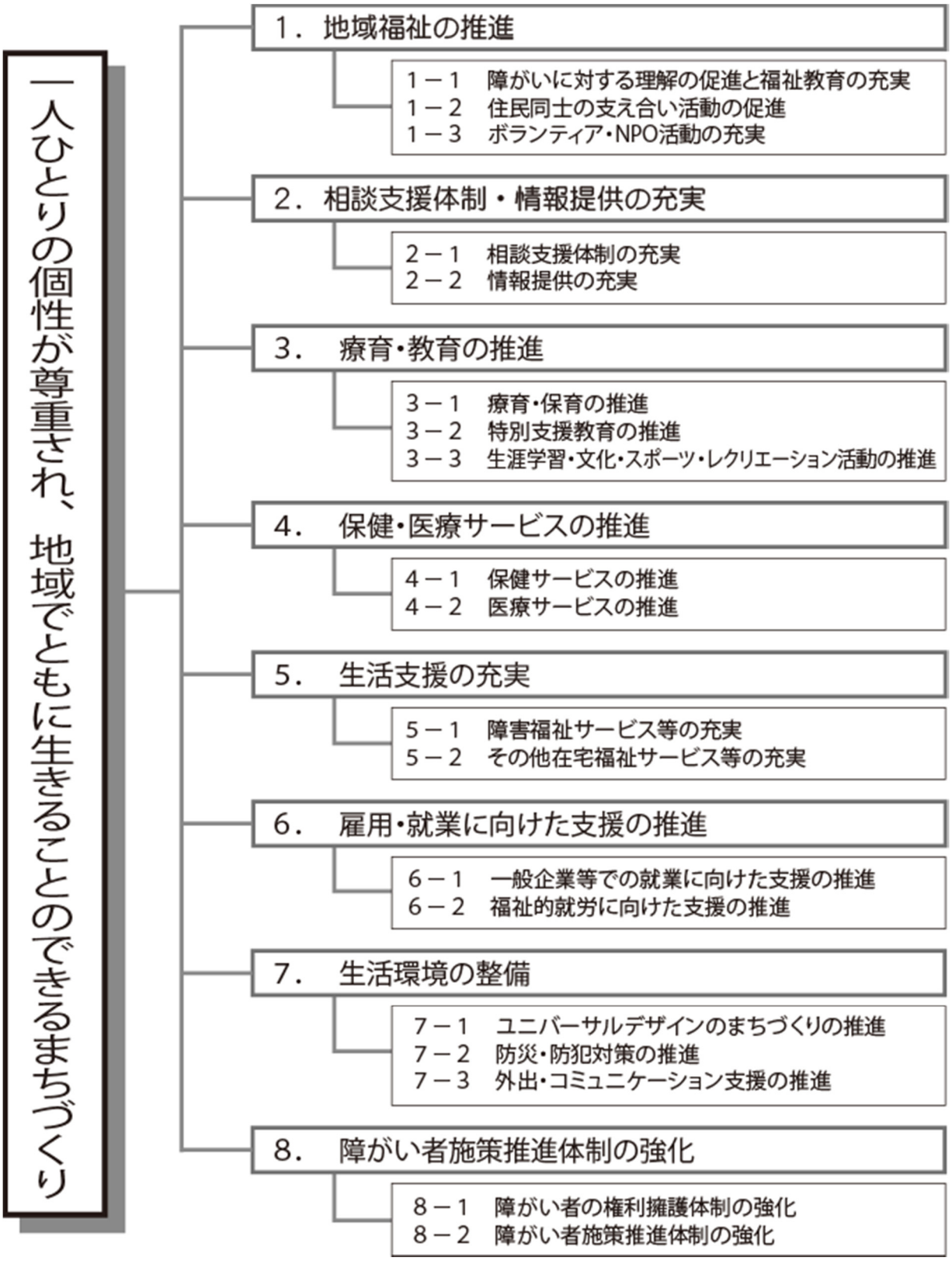
一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに生きることのできるまちづくり
1．地域福祉の推進
1－1　障がいに対する理解の促進と福祉教育の充実
1－2　住民同士の支え合い活動の促進
1－3　ボランティア・NPO活動の充実
2．相談支援体制・情報提供の充実
2－1　相談支援体制の充実
2－2　情報提供の充実
3．療育・教育の推進
3－1　療育・保育の推進
3－2　特別支援教育の推進
3－3　生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
4．保健・医療サービスの推進
4－1　保健サービスの推進
4－2　医療サービスの推進
5．生活支援の充実
5－1　障害福祉サービス等の充実
5－2　その他在宅福祉サービス等の充実
6．雇用・就業に向けた支援の推進
6－1　一般企業等での就業に向けた支援の推進
6－2　福祉的就労に向けた支援の推進
7．生活環境の整備
7－1　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
7－2　防災・防犯対策の推進
7－3　外出・コミュニケーション支援の推進
8．障がい者施策推進体制の強化
8－1　障がい者の権利擁護体制の強化
8－2　障がい者施策推進体制の強化

４　分野別施策

基本目標１「地域福祉の推進」

基本施策１－１　障がいに対する理解の促進と福祉教育の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、町民に対し障がいへの理解を広げ、障がいのある方への配慮が広く地域で実践されることが求められます。そのためには子どもの頃から障がいのある子どもとの協働活動を行うなど、福祉教育を推進していく中で、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を身につけることが大切です。また、地域住民に対しても、さまざまな機会を通じ啓発を行うとともに、障がいのある方と障がいのない方がふれあい、交流できる機会・場の充実を図りながら、障がいのある方に対する理解が一層深まるように取り組むことが必要です。

１－１－１　子どもの頃からの福祉教育の充実

現 状

◆ 点字や手話の学習、車いす体験やユニバーサルデザインについて考えるなど、学校での福祉体験活動の充実を図りました。
◆ 平成 30 年度から小学校で、令和元年度から中学校で「特別の教科　道徳」が教科化され、その中で障がい者理解と共生に関する学習を系統的に行っています。
◆ 特別支援学級の児童と通常学級の児童が共に学ぶインクルーシブ教育*の機会を多くつくり、共に生きる社会の礎を構築しています。
◆ 社会福祉協議会と学校が連携し、点字や手話、車いす体験等の教室の開催など、福祉体験の充実を図りました。

実施内容

（１）障がいに対する理解の促進など福祉教育の充実

● 福祉の専門知識を持つ講師を招き、福祉教育の充実を図ります。
● 国語科や社会科、「特別の教科　道徳」や総合学習、特別活動等での体験的学習や障がいのある方との出会い学習を実施し、障がいのある方を理解するための学習を展開します。

（２）交流教育の実施

● 福祉の専門知識を持つ教職員の指導の下、障がいのある児童とない児童がともに学ぶ交流教育を充実させ、ともに学校生活を送ることにより、相互理解の促進を図るほか、心身の発達を促進します。

（３）福祉教育活動助成事業の充実

● 社会福祉協議会や教育委員会と学校が連携し、点字や手話、車いす体験等の教室の開催など、福祉体験の充実を図り福祉教育を推進します。また、実施にあたっては、年間カリキュラムへの位置づけや系統的な取り組みにすることで、その効果を確かなものにしていくよう努めます。

１-１-２ 地域における福祉教育の充実

現 状

◆ 平成 25 年度から障がいのある方が利用できるサービスなどを理解していただくよう、出前講座を行う体制をとっています。

◆ 社会福祉協議会主催の「ふくしのつどい」や障がい者施設主催のまつりの開催に際し、会場を提供するなど支援しています。

実施内容

（１）大人を対象とした福祉教育の充実

● 障がいのある方の人権問題や生活支援に関する講演会や出前講座の活用を通じて、町民の障がいや障がいのある方に対する理解を促します。

● 出前講座の内容等を「広報とういん」やホームページで周知を図ります。

（２）地域活動への参加など、地域交流の促進

● 障がい者施設や公共施設等で行われるイベント、スポーツ、地域の行事等に、障がいのある方、ない方の両者に積極的な参加を求め、交流の機会を通じて互いに理解し合う“こころ”の醸成を図ります。

１-１-３ 啓発活動の充実

現 状

◆ ホームページに「東員町障がい福祉のしおり」や年度行事、就職面接会などを掲載し、地域住民への啓発を行っています。

実施内容

（１）啓発活動の充実

- 「広報とういん」やホームページ、庁舎内掲示板等で障がいや障がいのある方に関する情報発信を通じて、地域住民への啓発活動を実施します。
- 「広報とういん」において障害福祉サービスの紹介や、年度行事を掲載します。
- 「障害者の日」（12 月３日）を中心に、「障害者週間」（12 月３日～９日）、「人権週間」（12 月４日～10 日）、「障害者雇用支援月間」（９月）などについて、庁舎内掲示板やホームページ、町民カレンダーにより周知に努めるほか、これらの機会を活用し、障がいのある方への理解について啓発活動を行います。

（２）精神保健福祉に関する知識の普及・啓発と理解の促進

- 発達障がい等の早期発見および早期治療等につなげるために、ホームページでの周知や新入園児等に対して発達支援についてのパンフレットを配布します。
- 精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発、理解の促進を図ります。
- みえ発達障がい支援システムアドバイザー研修を受講した職員を配置し、発達障がいに関する専門的な相談や支援を実施します。

基本施策１-２ 住民同士の支え合い活動の促進

障がいのある方もない方も、ともに支え合いながら地域で暮らしていくためには、まずお互いがよく知り合うことが大切です。このため、地域の行事やイベント等を通じて、住民同士がふれあう機会の場を設けていくような働きかけが必要です。

１-２-１ 支え合い活動を展開するための基盤組織づくり

現 状

- ◆ 社会福祉協議会が、地域での困りごとなどを話し合う座談会を平成元年度までに 17 自治会で行い、福祉を中心とした地域づくり活動を実施しました。
- ◆ 社会福祉協議会やボランティア活動団体などが中心となり、支え合いの活動を展開しています。

実施内容

（１）支え合い活動を行う組織づくり

- 地域福祉の推進を図る上で、中核的な役割を担う組織である社会福祉協議会の活動を支援します。
- 社会福祉協議会が行う地域づくり活動をめざした座談会を、全自治会で実施できるよう支援します。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員による見守りを実施するとともに、社会福祉協議会やボランティア活動団体などが中心となった支え合いの活動を展開します。

1-2-2 当事者活動、親の会活動などへの支援

現 状

◆ 当事者団体などが行う事業の後援・共催や、障がい者施設主催のまつり・イベント会場を無償提供し、当事者同士の交流や支え合い活動につながるよう支援しています。

実施内容

（1）当事者団体等の活動の支援

● 当事者団体等が実施する各種行事等に対する支援を行います。また、障がいのある方とない方が一体的に交流する行事等について開催の検討を行います。
● 障がいのある方とその家族などが集い、活動・交流できる場を提供するため、公共施設などの利用を支援します。

（2）ピアカウンセリング実施の検討

● 同じ障がいや悩みを持つ人など、同じ立場で自立のための情報提供や精神的なサポートを行うピアカウンセリングの開催について、圏域で協議をし検討します。

基本施策1-3 ボランティア・NPO活動の充実

障がいのある方の自立と社会参加を進めるためには、ボランティアや NPO 活動のほか、地域で支える仕組みづくりが求められます。町民によるボランティア活動を推進するとともに、地域での支え合いなどの福祉を推進し、広く助け合いの意識づくりを行っていく必要があります。地域福祉の推進にあたり、ボランティア・NPO 団体に情報提供を行うとともに、活動団体の育成、支援、町民との協働方法を構築することが必要です。

1-3-1 ボランティア・NPO 活動の充実

現 状

◆ 平成 28 年 6 月にとういん市民活動支援センターを開設しました。
◆ とういん市民活動支援センターでは、広報誌「えがお通信」や「CSC 通信」により登録団体の活動紹介や会員募集等の情報発信や、ボランティア・NPO 団体の活動支援を行っています。

実施内容

（１）ボランティア・NPO 活動の活性化

- 町民主体の協働のまちづくり、ボランティア・NPO 活動に対し、情報提供などの活動支援を図るとともに、積極的な参加を促します。
- 登録ボランティア・NPO 団体に限らず、ボランティア・NPO 活動に関する相談や、支援に対する需要・供給の情報提供およびコーディネート機能、イベント等を実施します。
- 個人ボランティアを必要とするところにマッチングする等、人材バンクの仕組みの構築を検討します。
- とういん市民活動支援センターが発行している「えがお通信」を「広報とういん」に毎月掲載し、情報発信方法を確立、積極的に啓発していきます。

（２）障がい者支援にかかるボランティア活動への支援

- 手話、点字、朗読等の福祉ボランティアに対し、活動の場を提供するほか、各ボランティアの養成講座を開設し、人材の育成や、活動の普及と促進を図ります。
- 障がいのある方の活動に関するボランティア要請について、随時、とういん市民活動支援センターで対応します。
- 障がい当事者がボランティアとして取り組む福祉啓発セミナーの講師やピアカウンセリング等活動についても、随時、とういん市民活動支援センターで対応します。

（３）とういん市民活動支援センターの活動

- 「情報の発信・収集」「交流・ネットワーク」「人材養成・活動啓発」「マッチング」「中間支援体制の強化」といったボランティア・NPO 活動、町民活動にかかる全般的な支援を実施します。

基本目標２「相談支援体制・情報提供の充実」

基本施策２-１　相談支援体制の充実

障がいのある方とその家庭の多種多様なニーズ、位置するライフステージ、取りまく社会的環境等を踏まえ、一人ひとりの実態に即した相談支援を提供することが必要です。このような多種多様なニーズに対応していくためには、地域の関係機関との連携を強化し、相談支援体制および機能の充実が求められます。

２-１-１　相談支援体制の充実

現 状

◆ 各種サービスの利用の紹介や相談窓口等については「東員町障がい福祉のしおり」の配布やホームページを通じて周知しています。

◆ 障がいのある方やその家族からの相談に応じ、地域で自立した日常生活や、いきいきした社会生活が送られるように支援するため、「障がい者総合相談支援センターそういん」で相談支援を行っています。

◆ 「ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）」については健康長寿課、「心配ごと相談」、「弁護士相談」については社会福祉協議会でそれぞれ実施しています。

◆ 令和２年４月に障がい者、高齢者、子どもなどの枠にとらわれない「福祉総合相談窓口」を地域包括支援センター*内に設置しました。また、６月に笹尾連絡所内に第二地域包括支援センターを設置しました。

◆ 毎月、「障がい者総合相談支援センターそういん」等と町で互いの相談案件について情報共有を行い、課題を確認しています。

◆ 専門的な相談に対しては、桑名保健所、北勢児童相談所、三重県障害者相談支援センター、三重県こころの健康センターとの連携を図り、対応しています。

実施内容

（１）総合的な相談支援体制の充実

● 地域包括支援センター内に設置した「福祉総合相談窓口」は、障がい者、高齢者、子どもなど多種多様な相談に対して、初期相談の窓口としての相談体制の充実を図ります。

● 地域包括支援センターを「福祉総合相談窓口」として機能を強化し、高齢者に限らず、町民の暮らしに関わる個々の地域生活課題への包括的な対応をすすめることで、地域共生社会の構築をめざします。

（２）専門的な相談支援体制の充実

- 町の「ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）」、社会福祉協議会による「心配ごと相談」、「弁護士相談」など、専門相談員による相談支援を実施します。「広報とういん」などさまざまな媒体により周知を行い、相談支援が必要な障がいのある方やその家族の利用が増えるように努めます。
- 相談事案について、「障がい者総合相談支援センターそういん」等と実務担当レベルで毎月協議を行い、連携して課題に対応します。
- 桑名保健所、北勢児童相談所、三重県障害者相談支援センター、三重県こころの健康センターとの連携を図り、専門的な相談支援を実施します。

２-１-２ 身近な地域における相談支援体制・機能の充実

現 状

◆ 地域の身近な相談員として、民生委員・児童委員が相談の対応を行っています。
◆ 町内で虐待などについての相談や支援体制を整備しています。

実施内容

（１）身近な相談員による相談支援体制の充実

- 障がいに関する相談について、身近な地域における相談窓口として対応できるよう、民生委員・児童委員に対し、障害福祉の講習会の周知を図り、参加を促します。

（２）虐待の相談を必要とする方への対応

- 相談内容で虐待が疑われるケースについては関係機関が連携し、適切な対応を行います。

（３）ピアカウンセリングの実施の検討（再掲）

- 同じ障がいや悩みを持つ人など、同じ立場で自立のための情報提供や精神的なサポートを行うピアカウンセリングの開催について、圏域で協議し検討します。

基本施策２-２ 情報提供の充実

社会生活において、必要な情報が入手できることは生活の基盤です。情報を入手することに困難のある方が日常生活を安心・安全に送るためには、コミュニケーションの支援および情報提供の充実を図っていくことが必要です。情報の交換・共有を円滑に図れるよう、人材育成にも努めながら、多様なコミュニケーション手段の確保が求められます。

２-２-１ 多様な手段による情報提供の充実

現 状

◆ 「東員町障がい福祉のしおり」の情報更新を年１回以上行うとともに、障害者手帳取得時と相談来庁時に説明をしながら配布し、情報提供を行っています。
◆ 「広報とういん」やホームページで障がい者制度などについて情報提供を行っています。
◆ 「声の広報とういん」、「東員町の民話」など音声版を窓口で提供しています。

実施内容

（１）障がいのある方への広報

- 「東員町障がい福祉のしおり」等の配布設置場所の拡充ほか、福祉情報の周知方法を検討し、周知に努めます。
- ボランティア団体の協力を得て、音声版「広報とういん」を配布するなど、障がいの状況に応じた情報提供に努めます。

（２）多様な媒体による情報提供

- 「広報とういん」、ホームページ、ＦＡＸ等のほかに、「とういんプラムトピックス」、「東員町行政情報メール配信サービス」などの媒体を利用した情報の提供に努めます。

2-2-2 視覚障がい者や聴覚障がい者などに対する情報提供の充実

現 状

- ◆ 情報を得ることに困難がある、視覚障がいや聴覚障がいのある方などに対して、障がいの特性にあった情報提供を行っています。
- ◆ 手話通訳者と要約筆記*者の派遣はいなべ市に委託して実施しています。

実施内容

（１）意思疎通支援事業の実施

- 聴覚障がいのある方および音声・言語機能障がいのある方が、日常生活または社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行えるように手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
- 視覚障がいのある方に対して、点字案内や移動時の誘導等のサポートを行います。

（２）意思疎通支援者の育成と確保

- 手話奉仕員養成講座を通して、手話奉仕員等として活躍できる人材の育成に努めます。
- とういん市民活動支援センターと連携し、点字や朗読ボランティア団体の育成支援を通じて人員の確保を図ります。

（３）意思疎通支援体制の整備

- 行事やイベント開催時には必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者を配置します。
- 手話通訳および要約筆記が必要な方へ、無償で手話通訳者、要約筆記者を派遣する「意思疎通支援事業」の周知を図り、利用促進に努めます。

基本目標３「療育・教育の推進」

基本施策３-１　療育・保育の推進

乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとってとても大切な時期であり、早期に状況を把握し、適切な療育に繋げていくことが重要です。各種の健診を通して、障がいのある子どもの早期発見に努め、必要な療育を行うことにより、子どもが持っている力を最大限に伸ばし、また、発達を促す専門的な治療や教育を受けることが求められます。そのため、専門的、継続的な相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関、保育園・幼稚園・小学校・中学校等との関係機関との連携を強化していく必要があります。

３-１-１　障がいの早期発見・相談の実施

現 状

◆ 保健師の家庭訪問や健診時の相談など早期発見、早期支援を行いました。また、のびのび教室等の療育教室において保護者学習会を開催するなどの支援を行いました。

◆ 発達支援室において、発達相談や言語相談を実施し、発達障がいに関する知識の普及・啓発に取り組んでいます。

◆ 旧員弁郡定住自立圏構想に基づき、いなべ市との事業連携を模索しています。近隣市町との連携した具体的な取り組みについて検討していきます。

実施内容

（１）障がいの早期発見と相談の実施

● 発達の遅れや障がいが疑われる乳幼児の早期発見と早期療育、保護者の支援につなげるため乳幼児健康診査事業を推進します。また、のびのび教室等の療育教室にて保護者学習会を開催するなど、保護者の不安や悩みを軽減できるように支援を実施します。

● 発達に関する相談や肢体に障がいのある児童と保護者を対象とした地域療育相談を実施します。

● 障がいのある児童の社会適応や生活の質の向上、その保護者の育児の悩みや不安解消等、障がい児の子育て支援について、近隣市町と情報交換を実施し、連携した取り組みを検討します。

３-１-２　障がい児の早期療育の充実

現 状

◆ 乳幼児健診等で発達の遅れが気になる児童を対象に、「わくわくひろば」や、「にこにこひろば」を案内し、療育教室を実施するなどの支援を行いました。

◆ 年齢に応じた各種療育教室を実施しました。令和元年度から小学生療育教室も開始しました。

◆ 近隣の特別支援学校や町の発達支援室との連携により、療育を適切に受けることができています。

実施内容

（１）療育教室の開催

- 発達面でフォローを必要とする就園前児童とその保護者を対象とした「わくわくひろば」や「にこにこひろば」などの各種療育教室を開催し、教諭・保育士・保健師・心理士が連携を取りながら親子のかかわりや発達を促す支援を行います。また、必要に応じて専門機関での受診につなげます。
- 年齢に応じた各種の療育教室を実施します。
- 発達の遅れや障がいのある子どもに児童発達支援や放課後等デイサービスの提供を行い、日常生活や集団生活の訓練等の支援を行います。

（２）療育体制の強化

- 児童相談所や保健所、医療機関等との連携や、近隣の特別支援学校や専門機関との連携を図り、障がい児が必要な療育を適切に受けることができるよう、療育体制のさらなる強化に努めます。
- 保育園・幼稚園・小学校・中学校、教育委員会をはじめ、保健・医療・福祉の関係部署が連携し、途切れない支援を実施します。

３-１-３ 障がい児保育の実施

現 状

- ◆ 発達相談、療育教室での保護者相談を実施しています。
- ◆ 療育教室への保育支援員の参加および学習会・交流会を実施しています。
- ◆ CLM*巡回研修を町内全園で実施し、対象児の困り感の軽減と保育士の保育力向上を図りました。
- ◆ 発達障がいの支援体制の維持強化のため、療育施設等の整備を行うとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザー研修を受講した職員を配置しました。また、保育支援員および学習支援員の学習会を開催し、人材育成を行いました。
- ◆ 令和元年度から、新規事業として小学生療育教室を実施しました。
- ◆ CLM 推進委員会および特別支援教育担当者会を開催し、町独自の「さかのぼり研修」を実施するなど途切れのない支援体制の構築を行いました。

実施内容

（１）障がい児保育の実施

- 保育園・幼稚園への就園を希望する障がい児とその保護者に対し、就園に向けた相談に応じます。支援を必要とする児童の増加およびニーズの多様化に対する相談事業の拡大について検討します。
- CLM の保育園・幼稚園における定着と、小学校における普及を行い、途切れのない支援体制の充実を図ります。
- 障がい児の実情や状況に応じて、適正かつ効果的な保育支援員を配置するよう努めます。

（２）保育士等の資質の向上

- 支援を必要とする子どもの増加およびニーズの多様化により、保育支援員の学習会内容や開催方法を検討します。
- 発達障がいに関する専門的な相談や支援を提供するよう、職員の専門的な研修を実施します。
- 途切れのない支援体制を充実するため、CLM 推進委員会および特別支援担当者会での「さかのぼり研修」を継続して実施します。

基本施策３-２ 特別支援教育の推進

障がいのある子どもがいきいきと学校生活を送ることができるよう、個々のニーズ（障がいの状況）に応じた教育が受けられることが求められます。障がいの内容が、多様化・複雑化している中、個別の教育支援計画などを活用し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、各分野の関係機関と連携し包括的に支援していく必要があります。

３-２-１ 障がい児の就学相談の充実

現 状

- ◆ 保育園・幼稚園・小学校・中学校、教育委員会が発達支援室と連携し、保護者相談を実施しました。
- ◆ 支援を必要とする児童の増加やニーズの多様化により、相談件数が増加しています。

就学相談実績（令和元年度）

内容	日数	相談人員
巡回相談	25 日間	92 名
教育相談	17 日間	84 名

実施内容

（１）障がい児の就学相談の充実

- 子どもの個々の状況に合った適切な就学ができるよう、必要に応じて相談回数を増やし、相談支援の充実を図ります。

３-２-２ 特別支援教育の実施

現 状

- ◆ 特別支援教育担当者会議を開催し、その会議で研修会を実施しました。
- ◆ 個々に応じて特別支援学校への要請訪問を実施しました。要請訪問後も各園・各校での適切な支援を継続的に実施しています。
- ◆ 特別支援学級が２学級以上の学校には、特別支援教育コーディネーター*を配置しました。

実施内容

（１）特別支援教育の実践

- 個別の教育支援計画および個別の指導計画の学年間・学校間のスムーズな引継ぎをさらに推進します。
- 特別支援教育担当者会議を実施し、教育支援計画の効果的な活用に取り組みます。また、特別支援教育研究会との連携を検討します。
- 小・中学校においては障がいのある児童・生徒の理解と支援のあり方について検討する校内委員会を活用し、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育を推進します。
- 発達障がいを含む障がいのある児童・生徒に対する適切な支援のため、特別支援学校への要請訪問を実施するなど、連携を図ります。

（２）教員等の資質の向上

- 特別支援教育コーディネーターの資質および調整力の向上に努めるとともに、特別支援学級担任の指導力、学習支援員の資質の向上を図ります。
- 特別支援教育に携わる人材の確保と適正配置に努めます。

基本施策３-３ 生涯学習、文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいのある方が、文化・スポーツなどさまざまな分野の生涯学習活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにつながります。障がいの有無に関わらず地域でスポーツや文化活動を行う環境づくりを進める必要があります。

３-３-１ 生涯学習の推進

現 状

◆ 障がい者団体等が行っている生涯学習活動の実態が十分把握されておらず、専門指導員の確保など支援体制の整備も含めて、協議が必要です。

実施内容

（１）生涯学習の推進

- 障がい者団体等が行う生涯学習活動の実態を把握し、必要な支援の整備も含めて障がい者団体等と連携し、その活性化に努めます。

3-3-2 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

現 状

◆ 各種文化活動のパンフレット、ポスター、ちらし等へ車いすの有無や手話通訳、要約筆記の設置などの明記をしています。人的なサポートが必要な場合は、必要に応じて行っています。今後は、より多くの方がパンフレット等を手に取ってもらえるように周知方法を工夫する必要があります。

◆ 障がい者団体等が行っている文化活動の実態が十分把握されておらず、支援体制の整備も含めて、協議が必要です。

◆ 福祉関係課と連携し、国や県や障がい者行政の動向を踏まえて、支援体制を整える必要があります。

◆ 「総合型地域スポーツクラブ」の会員数は減少傾向にありますが、活動は継続して行っています。

実施内容

（１）文化活動の推進

● 各種文化活動のパンフレット、ポスター、ちらし等へ車いすの有無や手話通訳、要約筆記の設置などを明記し、障がいのある方の参加を促進します。

● 障がい者団体等が行う文化活動の実態を把握し、必要な支援の整備も含めて障がい者団体等と連携し、その活性化に努めます。

（２）スポーツ・レクリエーション活動の推進

● 障がいのある方のスポーツニーズに対応するため、スポーツ協会等のスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、スポーツ大会の開催等を支援します。

● 「総合型地域スポーツクラブ」・「体育協会」・「スポーツ少年団」のもと、競技スポーツの分野も含めて、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

● 「第 21 回全国障害者スポーツ大会」（三重とこわか大会）の実施に関し、会場を提供、県と連携し、運営支援を行います。

基本目標４「保健・医療サービスの推進」

基本施策４-１　保健サービスの推進

乳幼児期からの早期発見・早期療育は、早ければ早いほど効果的だと言われています。障がいの早期の発見と支援によって障がいを軽減、持てる可能性を最大限に伸ばし、子どもの発達と自立および社会参加をサポートしていきます。また、中途障がいの原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防していくため、必要とする保健・医療・福祉サービスが、地域において適切かつ切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みづくりをしていく必要があります。

４-１-１　ライフステージに応じた一般健診、各種検診等の実施

現 状

◆ 母子の健全な成長を促すため、妊産婦健診、乳幼児健診を実施しています。
◆ 福祉・保健・医療担当課が連携し、ご家族に必要とされる情報を提供しています。

一般健診、各種検診の実施状況

妊婦健康診査	2,286 人（令和元年度実績）
産婦健康診査	255 人（令和元年度実績）
乳幼児健診	4 か月児健診および 10 か月児健診を医療機関にて実施 1 歳 6 か月児健診および 3 歳 6 か月児健診を集団にて実施
がん検診	各種がん検診を実施

実施内容

（１）ライフステージに応じた一般健診、各種検診等の実施

◆ 妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた一般健診、各種検診を実施するとともに受診率の向上に努めます。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。
◆ 各種がん検診の受診率向上のために、「広報とういん」等による啓発事業と精密検査の未受診者の受診勧奨を図ります。
◆ 妊産婦健診、乳幼児健診を実施する際、未受診者の把握と受診勧奨に努めます。
◆ 障がいの発見時に福祉サービス等の情報提供が行われるよう、保健と福祉の連携に努めます。

4-1-2 生活習慣病の予防

現 状

◆ 生活習慣病に起因して、障がいになることがないように、各種がん検診時に生活習慣病等のパンフレットの設置をするなど、啓発を行っています。生活習慣病に対して、町民の意識・行動変容はかなり困難ではあるものの、引き続き疾病の理解と予防の重要性について継続し啓発しています。

◆ 「広報とういん」やホームページなどに生活習慣病予防に関する情報を掲載するなど、健康づくりに対し、町民が主体的に取り組めるよう情報提供をしています。

◆ 保健福祉センターにおいて、保健師による血糖・血圧測定や健康相談を実施しています。

実施内容

（１）生活習慣病の予防のための情報提供

● 各種がん検診時に生活習慣病等のパンフレットを設置します。

● 「広報とういん」やホームページなどで生活習慣病予防のための情報提供等を行います。

（２）生活習慣病の予防に向けた取り組み

● 健康教育や健康相談のほか、障がいの原因となる疾病の予防や重度化の予防についての情報提供や出前講座の開催を通じて支援します。

● レントゲン検診や健康相談等を利用して、血圧測定や血糖検査などを実施し、疾病の早期発見や予防について保健指導を実施します。

● 健康づくりの推進事業として糖尿病予防教室や糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、医療機関への受診勧奨や重症化予防に繋げます。

4-1-3 “こころ”の健康づくりへの支援

現 状

◆ 「ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）」、「心配ごと相談」を実施しています。

ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）実績

年度	開催数	相談件数
平成 27 年度	3 回	8 件
平成 28 年度	4 回	10 件
平成 29 年度	5 回	12 件
平成 30 年度	4 回	5 件
令和元年	4 回	8 件

実施内容

（１）精神保健対策の推進

● “こころ”の健康づくりとして、関係機関と連携を図りながら、気軽に相談でき、必要に応じた支援ができる体制の整備に努めます。

（２）専門的な相談支援体制の充実

● 町の「ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）」、「心配ごと相談」を実施し、相談支援体制の充実を図ります。

基本施策４-２ 医療サービスの推進

障がいのある方がいつでも適切な医療サービスが受けられるよう、障がいに対する専門的な医療に限らず、かかりつけ医による日常的な診療や治療の提供を通じて、障がいの軽減と重度化や重複化の防止を図ることが必要です。

４-２-１ 医療サービスの推進

現 状

◆ 救急医療は、いなべ総合病院で実施しています。
◆ 一次救急医療は、いなべ医師会の協力により在宅当番制による休日診療を実施しています。
◆ 桑名市応急診療所は、桑名医師会の協力により夜間・日曜祝日、年末年始に診療を実施しています。
◆ 救急医療情報システムは、三重県救急医療情報センター内に設置しています。

実施内容

（１）医療・リハビリテーション*情報の収集と提供

● 障がいのある方が必要に応じて適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の必要性の啓発と、専門医療機関やリハビリテーション施設の情報の収集・提供体制の整備を進めます。
● 医療的ケア*を必要とする子どもの支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、関係機関と連携を図り、支援体制の整備を推進します。

（２）緊急医療体制の充実

● いなべ総合病院に夜間・休日の救急医療の運営を依頼しているほか、三重県救急医療情報センターや医師会との連携により、地域医療体制の整備を進めています。
● 救急医療に関する情報が多くの町民に触れるよう、ホームページ、「広報とういん」、「町民カレンダー」などに掲載しています。また、簡単に情報を得ることのできる救急医療情報システムの周知を図ります。

（３）リハビリテーション医療の充実

● リハビリテーションを実施している医療機関を中心に、保健・医療・福祉など関係機関との連携によるリハビリテーション体制の強化を図り、退院後も地域で自立した生活を営むことができるよう、身体機能の向上に努めます。

基本目標５「生活支援の充実」

基本施策５-１　障害福祉サービス等の充実

生活支援は、障がいのある方が暮らしていくために直接的な影響を受ける重要なサービスであるため、個々の障がい特性に合わせた多様な障害福祉サービスの提供が求められます。障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、グループホーム*のほか、訪問系サービスなど質の高い障害福祉サービスを提供するさまざまな社会資源が必要です。

５-１-１　相談支援体制の充実（再掲）

現 状

◆ 各種サービスの利用の紹介や相談窓口等については「東員町障がい福祉のしおり」の配布やホームページを通じて周知しています。

◆ 障がいのある方やその家族からの相談に応じ、地域で自立した日常生活や、いきいきした社会生活が送られるように支援するため、「障がい者総合相談支援センターそういん」で相談支援を行っています。

◆ 「ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）」については健康長寿課、「心配ごと相談」、「弁護士相談」については社会福祉協議会でそれぞれ実施しています。

◆ 令和２年４月に障がい者、高齢者、子どもなどの枠にとらわれない「福祉総合相談窓口」を地域包括支援センター内に設置しました。また、６月に笹尾連絡所内に第二地域包括支援センターを設置しました。

◆ 毎月、「障がい者総合相談支援センターそういん」等と町で互いの相談案件について情報共有を行い、課題を確認しています。

◆ 専門的な相談に対しては、桑名保健所、北勢児童相談所、三重県障害者相談支援センター、三重県こころの健康センターとの連携を図り、対応しています。

実施内容

（１）総合的な相談支援体制の充実

● 地域包括支援センター内に設置した「福祉総合相談窓口」は、障がい者、高齢者、子どもなど多種多様な相談に対して、初期相談の窓口としての相談体制の充実を図ります。

● 地域包括支援センターを「福祉総合相談窓口」として機能を強化し、高齢者に限らず、町民の暮らしに関わる個々の地域生活課題への包括的な対応をすすめることで、地域共生社会の構築をめざします。

（２）専門的な相談支援体制の充実

- 町の「ハートリフレッシュ相談（こころの健康相談）」、社会福祉協議会による「心配ごと相談」、「弁護士相談」など、専門相談員による相談支援を実施します。「広報とういん」などさまざまな媒体により周知を行い、相談支援が必要な障がいのある方やその家族の利用が増えるように努めます。
- 相談事案について、「障がい者総合相談支援センターそういん」と実務担当レベルで毎月協議を行い、連携して課題に対応します。
- 桑名保健所、北勢児童相談所、三重県障害者相談支援センター、三重県こころの健康センターとの連携を図り、専門的な相談支援を実施します。

5-1-2 質の高い障害福祉サービスの提供に向けた取り組み

現 状

◆ 福祉サービス利用に関わる困難事例等については、桑員圏域専門部会の各部会で対応しています。

実施内容

（１）桑員圏域専門部会への参画

- 福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、当事者と行政と事業者間、事業者同士などの連携・交流・情報交換を行います。

5-1-3 居住系サービス*の適正利用の促進

現 状

◆ 平成 29 年３月に町内に新しく障がい者グループホームが設置されました。
◆ 第５期障害福祉計画の中では、入所施設から地域移行した方は１名の状況です。

実施内容

（１）居住系サービスの適正利用の促進

- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 施設入所支援については、町審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な方が利用できるよう努めます。

（２）入所施設利用者の地域生活への移行支援

- 桑員圏域専門部会で地域移行への支援をするための協議を進めます。

5-1-4 訪問系・日中活動系サービスの利用促進

現 状

◆ 障害福祉サービスについては障害福祉計画の中で必要なサービス量を確保し、適切な提供を行っています。
◆ 障がい児支援については障害児福祉計画の中で必要なサービス量を確保し、適切な提供を行っています。
◆ 近年、日中活動系サービス事業所は増加しており、利用者も増えています。
◆ 地域生活支援事業の中で本町単独事業として、視覚障がい者生活訓練等事業を実施しています。

実施内容

（１）訪問系サービスの充実

● 情報提供の充実に努めるとともに、サービスを必要とする方に適切な量の提供ができるよう確保に努めます。

（２）日中活動系サービスの充実

● 社会参加や社会活動を通じて地域でいきいきとした自立生活を送ることができるよう、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。

（３）障がい児支援の充実

● 県の専門機関、医療機関、保育園・幼稚園・小学校・中学校、サービス提供事業所との連携強化による横断的な取り組みにより、障がい児支援の充実に努めます。

基本施策５-２ その他在宅福祉サービス等の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で生活していくためには、経済的支援の充実が求められます。また、家族・介助者への支援も重要です。

5-2-1 補装具費の支給、日常生活用具の給付等

現 状

◆ 日常生活や社会生活の利便性を図るため、補装具費や日常生活用具の給付等を行っています。
◆ 障がいのある方の多種多様なニーズに対応できるように、日常生活用具の給付項目の見直しを行います。

実施内容

（１）補装具費の支給

- 「東員町障がい福祉のしおり」やホームページを通じて事業の周知を図ります。
- 日常生活や社会生活の向上を図るため、障がいを補うための用具（補装具）の購入や修理にかかる費用を支給します。

（２）日常生活用具の給付等

- 「東員町障がい福祉のしおり」やホームページを通じて事業の周知を図ります。
- 在宅での日常生活がより円滑に行えるよう、福祉用具を給付します。また、定期的に日常生活用具の給付項目の見直しを行います。

（３）ホームケア事業の実施

- 寝たきりなど、日常生活のほとんどにおいて介護を要する方を対象に、おむつ代、寝具洗濯乾燥費、理美容サービス費を助成します。

5-2-2 各種助成制度による支援

現 状

- ◆ 各種助成制度等について、障害者手帳取得時に「東員町障がい福祉のしおり」の配布や「広報とういん」、ホームページなどにより周知を行っています。
- ◆ 身体障害者手帳１級から４級までの交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方に対して、医療費助成を実施しています。

福祉医療費（障がい者）の実績

	助成額
平成 27 年	92,279,424 円
平成 28 年	89,890,750 円
平成 29 年	91,065,329 円
平成 30 年	85,596,283 円
令和元年	86,817,426 円

実施内容

（１）各種手当等の実施

- 特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給などについての周知を図り、申請の受け付けをしています。

（２）福祉医療費（障がい者）助成の実施

- 障がいのある方が病気やけがで病院等にかかったときの医療費のうち、医療保険が適用された本人負担分を助成します。三重県福祉医療費補助金を活用し、障がい者医療費助成を実施しており、引き続き県において持続可能な医療費助成制度の実施を求めます。

5-2-3 家族、介助者に対する支援

現 状

◆ 家族、介助者の負担の軽減を図るため、障害者手帳取得時に「東員町障がい福祉のしおり」を活用し、制度やサービスの説明をし、サービス利用に繋げています。
◆ 日中一時支援の事業所が増え、家族の就労やレスパイトに寄与しています。
◆ 徘徊が心配な方とそのご家族を支援するため、平成 31 年 4 月からご希望の方におでかけあんしんシール（QR コード付シール）の交付を始めました。

実施内容

（1）在宅福祉サービスの利用促進

● 障害者手帳取得時に「東員町障がい福祉のしおり」を活用し、制度やサービスの説明をし、サービス利用を促進します。

（2）日中一時支援事業の実施

● 障がいのある方に日中における活動の場を提供することにより、家族の就労支援や一時的な休息の提供を図ります。

（3）家族介護者への支援の推進

● 障がいのある児童の社会適応や生活の質の向上、その保護者の育児の悩みや不安解消等、障がい児の子育て支援について、ケースごとに対応します。
● 高齢者を介護しているご家族の方に「家族介護継続支援事業（家族介護教室・リフレッシュ事業）」の利用を進めます。
● 家族介護者の精神的な疲労緩和となる支援として、短期入所（ショートステイ）の提供や日常生活における具体的支援と助言を行います。

（4）地域生活支援拠点*等の整備

● 障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がいのある方やその家族からの相談や緊急時の対応を図るため、地域生活支援拠点の整備を進めます。

基本目標６「雇用・就業に向けた支援の推進」

基本施策６-１　一般企業等での就業に向けた支援の推進

「働く」ということは、単に生計を営むための手段であるだけでなく、社会参加し、役割を担い、自己実現をめざす機会でもあります。障がい種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを整えるため、職域開拓を積極的に行い、障害者就業・生活支援センターをはじめ就労支援専門機関との連携を進めることが必要です。

６-１-１　雇用の場の確保と就職支援

現 状

◆ 一般就労*を希望される方については、ハローワーク、三重障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関に繋いでいます。
◆ 桑員圏域専門部会「おら・わーく」「おら・わーくWG」において、関係機関との連携強化を図りながら障がいのある方の就労について協議、推進しています。
◆ 地元の企業に対し、障がい者雇用の法定雇用率を達成するように、「障害者雇用支援月間」、「障害者雇用率制度*」を周知しています。

実施内容

（１）就職相談、職業紹介の実施

● 障害者就業・生活支援センターの利用促進を図ります。
● 桑員圏域専門部会「おら・わーく」「おら・わーくWG」を通じて情報を共有し、連携して課題に対応します。

（２）障がい者雇用に対する企業等の理解の促進

● 地元の企業に対し、法定雇用率を達成するよう、桑員圏域専門部会「おら・わーく」「おら・わーくWG」を通じて働きかけを行います。

（３）行政などにおける雇用支援

● 町職員の採用に際しては、障がいのある方が今後もより働きやすい環境整備を継続し、障がい者雇用を推進します。

6-1-2 就労移行支援*・自立訓練の利用促進

現 状

◆ 就労移行支援については町近郊の事業所の増加によって、利用者は増えています。
◆ ハローワークと共催で「障がい者就職面接会」を開催しています。開催に際しては、町内の企業に参加の呼びかけを行っています。
◆ 精神障がいのある方が増加傾向にあり、自立訓練を利用する方も増えていますが、近隣に自立訓練事業所が少ないため利用者の受け入れが課題です。
◆ 就労支援事業所の職員に対しては、就労支援スキルの向上をめざして、三重障害者職業センター等が開催する研修への参加を促しています。

実施内容

（１）就労移行支援、自立訓練の利用促進

● 就労移行支援については、障がい者就職面接会や企業説明会などへの参加を呼びかけ、就労移行支援事業利用者数の増加を図ります。
● 自立訓練については、県と連携をしながら、発達障がいや高次脳機能障がい等に対応できる事業者の参入を促します。

6-1-3 職場定着に向けた支援

現 状

◆ ハローワークが行っている一般企業等での就業に向けた「障害者就労アドバイザー*」の説明は相談に応じて行っていますが、全体に向けてのアピールは不十分です。

実施内容

（１）職場定着に向けた支援

● ハローワークが窓口で行っている「障害者就労アドバイザー」の周知を行い、利用の促進に努めます。
● 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある方に、相談を通じて生活面の課題の把握や、就労している企業や関係機関等との連絡調整などを行う就労定着支援*の利用を促進します。

基本施策６-２ 福祉的就労*に向けた支援の推進

工賃の確保を通じて自立した生活を支えることができるよう、「障害者優先調達推進法」による製品やサービスの受注に努めるとともに、就労継続支援*事業所への周知も図ります。

６-２-１ 福祉的就労の充実

現 状

◆ 町内に就労継続支援Ａ型、Ｂ型の事業所がそれぞれ１カ所設立されています。
◆ 近年、障がいのある方が農業分野で働く「農福連携」が広がっており、本町でも、平成27年２月に人材派遣などを手がける会社と「農福連携のまちづくり」に関する協定を締結しました。
◆ 福祉的就労の活動内容の充実については桑員圏域専門部会「おら・わーく」「おら・わーく WG」が中心となり対応しています。

実施内容

（１）福祉的就労の充実

● 就労継続支援は、障がいのある方の働く意欲や、知識と能力を伸ばすために必要なことから、利用の促進を促します。
● 就労継続支援については、自立した生活を支えることができるよう、「障害者優先調達推進法」による製品やサービスの受注に努めます。就労継続支援事業所への周知も図り、賃金・工賃の確保に留意します。

基本目標７「生活環境の整備」

基本施策７-１ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいのある方が安心して生活できる住居の確保、建物や道路、公共交通機関などのバリアフリー化を推進していく必要があります。ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組むことが必要です。

７-１-１ 住居のバリアフリーの推進

現 状

◆ 自宅で生活している重度の身体障がいのある方や、介助する家族の負担を軽減し、住みなれた地域で生活できるように、住宅改造に要する費用の一部助成を行っています。年々利用者は増加傾向となっています。

実施内容

（１）住居のバリアフリーの推進

● 日常生活用具の給付のなかで、住宅改修にかかる費用の一部助成を行っています。

７-１-２ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

現 状

◆ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の対象となっていない既存施設について、ユニバーサルデザインに沿った改修整備等を順次行っています。

◆ ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアルに基づいた、公共施設の整備を順次行っています。

◆ 新施設については、「ハートビル法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいたユニバーサルデザイン化を指導しています。

実施内容

（１）既存施設の整備

● 引き続き、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の対象となっていない既存施設について、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに沿った改修整備等に努めます。

（２）ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業

● まだ整備が進んでいない施設等について、「東員町都市計画マスタープラン」とも整合性をとりながら、引き続き計画的にユニバーサルデザイン化を進めます。

基本施策７-２ 防災・防犯対策の推進

全国各地で発生している台風等による被害など、近年、大きな災害が毎年のように発生しています。地域で障がいのある方が安心して暮らし続けるには、災害時や緊急時への日ごろからの備えが重要です。また、悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪は高齢者が狙われることが多いのですが、判断能力が十分でない障がいのある方も例外ではありません。障がいのある方が安全に地域生活を続けるには、犯罪防止・地域安全の確保に向けた、より一層の取り組みが必要です。

７-２-１ 防災対策の推進

現 状

◆ 平成 30 年度に「東員町防災ハザードマップ*」を更新し、全戸配布しました。
◆ 避難行動要支援者台帳を整備し、情報の更新を行っています。
◆ 平成 28 年度に福祉避難所*となる事業者と協定を締結しました。
◆「広報とういん」などに防災関係の記事を掲載し、防災意識の普及、啓発を行っています。
◆ 地域の防災訓練で、避難行動要支援者の安全確保に関する訓練メニューの助言・提案を行っています。
◆ 被災者台帳を含めた、防災対策システム導入の検討を行っています。
◆ 令和元年度に「Net119 緊急通報システム」の運用が開始され、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるようになりました。

実施内容

（１）防災知識の普及・啓発

● 「東員町防災ハザードマップ」の配布、「広報とういん」への掲載などさまざまな方法で防災知識の普及、啓発を図ります。
● 「東員町防災ハザードマップ」を活用し、障がいのある方など災害弱者が自らの災害時の避難方法や避難の手段を事前に検討できるよう、避難場所の周知などに努めます。
● 「東員町地域防災計画」に沿って事業を進めるとともに、福祉避難所との連携強化、避難行動要支援者の個別支援計画の策定、障がいの特性に応じた支援の検討など、災害時要援護者避難対策の充実に努めます。

（2）地域における災害時の救出・救護体制の確立

- 町総合防災訓練など、防災訓練を積極的に進めることにより、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害発生時には、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保が図れるよう、全ての自主防災組織で、避難行動要支援者の安全確保に関する訓練が実施されるよう啓発に努めます。
- 災害時要援護者緊急通報システムについては、庁内各種システムとの連携について調整を行いながら、整備に努めます。
- 災害時要援護者対応マニュアル作成については、地域の防災対策強化と併せて推進する必要があると考えることから、各地域の地区防災計画策定とあわせて推進を図ります。
- 「Net119 緊急通報システム」および「FAX119 番緊急通報システム」を必要とする、聴覚や言語機能の障がいのある方への周知に努めます。

（3）障がいのある方に配慮した避難場所の確保と医療体制の整備

- 災害時の障がいのある方の受け入れに際しては、医療機関やボランティアの協力を視野に入れた体制の整備に努めます。
- 福祉避難所との連携強化および医療関係機関との連携強化を図ります。

7-2-2 防犯対策の推進

現 状

◆ 「東員町行政情報メール配信サービス」による悪質商法や不審者等の情報提供や出前講座開催により、防犯意識の向上を図っています。

実施内容

（1）防犯に関する情報の提供

- 犯罪等からの被害を未然に防止するため、近隣市町や県、いなべ警察署、東員交番、員弁地区生活安全協会などとの広域的な連携のもと、犯罪の発生などの情報を「東員町行政情報メール配信サービス」により速やかな提供に努めます。
- 犯罪による被害情報について、「東員町行政情報メール配信サービス」、「広報とういん」、「とういんプラムトピックス」などにより町民への周知を継続的に行うとともに、出前講座、消費者教育小冊子の回覧、防犯啓発のぼり旗の配布等により、防犯への啓発に努めます。

（2）地域における防犯対策の充実

- 地域住民による自主防犯活動団体への支援のほか、いなべ警察署、社会福祉協議会と共同して、地域への情報提供や啓発活動等、防犯対策を推進します。
- 防犯灯の修繕および新設を行い、防犯対策の強化を図ります。

基本施策７-３ 外出・コミュニケーション支援の推進

障がいのある方が地域で自立して生活していくためには、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等、あらゆる社会参加ができるよう、移動手段やコミュニケーション手段等の確保が必要です。

外出支援については、移動支援事業、同行援護*等その方の障がいに応じた支援の提供を行うことが安全な外出につながります。

コミュニケーション支援については、情報の取得に障がいのある方が、円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう障がい特性に応じた支援が必要です。

７-３-１ 移動・交通手段の確保と支援

現 状

◆ 移動支援事業、同行援護については障害福祉計画の中で計画的なサービス提供を行っています。

◆ 毎年、オレンジバスのルート、ダイヤ情報について、わかりやすいリーフレットを作成し、ホームページへの掲載や役場窓口、笹尾連絡所窓口に設置するなど、情報を提供しています。

実施内容

（１）移動支援事業等、外出支援事業の推進

● 障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、ニーズに応じた適切なサービスを今後も継続して提供します。

● 障害者手帳取得時に窓口で案内するとともに、ホームページで事業の周知を図ります。

（２）タクシー料金助成

● 各障害者手帳の所持や障がい等級に応じ、対象の方の利用料金の割引などを実施します。

● 障害者手帳取得時に窓口で案内するとともに、ホームページで事業の周知を図ります。

（３）オレンジバス利用助成

● 社会参加等の促進のため、各障害者手帳の所持や障がい等級に応じ対象の方に、町が運行するオレンジバスに無料で乗車できる「特別乗車証」および「特別乗車整理券」を交付します。

● 障害者手帳取得時に窓口で案内するとともに、ホームページで事業の周知を図ります。

（４）身体障害者用自動車改造費助成

● 重度身体障がいのある方が自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

● 障害者手帳取得時に窓口で案内するとともに、ホームページで事業の周知を図ります。

（５）自動車運転免許取得費助成

● 身体障がいのある方に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

● 障害者手帳取得時に窓口で案内するとともに、ホームページで事業の周知を図ります。

（６）公共交通機関のユニバーサルデザイン化の推進

- オレンジバス買い替え時にはユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすいものを導入するよう、担当課に対し働きかけを行っていきます。
- オレンジバスの運行形態の変更の際には、ルートやダイヤ等の情報が障がいのある方も含め、誰にでもわかりやすく伝わるよう、担当課に対し働きかけを行っていきます。
- 町内を走る民間バス会社に対しては、誰もが利用しやすいノンステップバスの増便を要望します。

7-3-2 コミュニケーション手段の確保と支援の推進

現 状

◆ いなべ市に手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託し実施しています。
◆ 毎年行っている手話奉仕員養成講座を通して、手話奉仕員等として活躍できる人材を育成しています。

実施内容

（１）意思疎通支援事業の実施

- 聴覚障がいのある方および音声、言語機能障がいのある方が日常生活を営む上で必要とされる場合、手話通訳者等を派遣します。
- 手話通訳者派遣事業の実施とともに、要約筆記者派遣事業を行うことにより手話を使用しない人への対応力を高め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。
- 町が行う手話奉仕員養成講座を通して、手話奉仕員等として活躍できる人材の育成に努めます。

（２）コミュニケーション支援者の養成と確保

- 「広報とういん」への掲載やホームページにより、手話奉仕員養成講座の周知を行い、手話に興味がある方に講座への参加を働きかけます。
- 要約筆記者、点字奉仕員、朗読（録音）奉仕員の養成と確保についての方策を検討します。

基本目標８「障がい者施策推進体制の強化」

基本施策８-１　障がい者の権利擁護*体制の強化

障がいのある方の権利を擁護するためには、関係機関の連携を強化し、切れ目のない支援体制づくりを進めていくことが必要です。

８-１-１　日常生活自立支援事業*・成年後見制度*の利用の促進

現 状

◆ 権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は社会福祉協議会に事務局をおき、事業の実施および周知を行っています。

◆ 権利擁護事業については、平成 29 年度６名、平成 30 年度７名、令和元年度７名、令和２年度６名（令和２年９月末現在）の利用がありました。成年後見人制度については利用がありませんでした。

実施内容

（１）権利擁護の推進

● 寄せられた相談や実態把握をする過程で、権利擁護の観点から支援を要すると判断された場合には、地域で安心して生活ができるように制度活用の支援を行います。

● 利用促進のため、権利擁護事業のさらなる周知を図ります。

（２）成年後見制度利用支援事業の促進

● 成年後見制度により、判断能力が不十分な障がいのある方の権利を守るため、必要に応じて制度の活用を支援します。

● 利用促進のため、成年後見制度の周知を図ります。

基本施策８-２　障がい者施策推進体制の強化

障がい者施策の推進に向けては、障がい者施策にかかわる町職員の資質・意識の向上、庁内各課、関係機関・団体、近隣市町（桑員圏域）、県などとの連携強化が必要です。

８-２-１　障がい者施策にかかわる町職員の資質・意識の向上と体制強化

現 状

◆ 町職員が障がい者施策にかかわる各種研修会および、基幹相談支援センター実施の研修会に積極的に参加しています。

実施内容

（１）研修・勉強会の実施、講習会等への参加

- 障がい者施策にかかわる町職員の各種研修会、勉強会等への参加を推進します。
- 障がい者施策にかかわる町職員の自己研鑽、専門資格の取得などを推奨します。
- 町職員が障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための研修の開催に努めます。

８-２-２ 保健・医療・福祉・教育の連携の強化

現 状

- ◆ 保健・医療・福祉・教育の連携を通じて相談支援体制の充実を図るとともに、早期からの途切れのない支援をめざしています。また、障がい者協議会の協議を通じて、関係機関の連携を図っています。
- ◆ 障がいのある幼児・児童に対して個別に対応できるよう、発達支援室から各保育園・幼稚園・小学校・中学校への訪問を実施しています。
- ◆ 乳幼児から高齢者までライフステージに応じ、乳幼児健診、妊産婦健診、後期高齢者健診等、各種検診を実施しています。

実施内容

（１）保健・医療・福祉・教育の連携の強化

- 障がいの早期発見、治療、速やかなサービス利用につながるよう、保健・医療・福祉・教育に関する連携の強化を図ります。
- 障がい者協議会において、連携強化についての意見交換を積極的に行います。

８-２-３ 関係計画との一体的推進

現 状

- ◆ 「東員町総合計画」、「東員町障害福祉計画・東員町障害児福祉計画」、「東員町子ども・子育て支援事業計画」、「東員町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、そのほか関連する計画との整合性を図りながら、障がい者施策を推進しています。

実施内容

（１）そのほか関連計画との一体的な計画の推進

- 引き続き、「東員町総合計画」をはじめ、「東員町障害福祉計画・東員町障害児福祉計画」、「東員町子ども・子育て支援事業計画」、「東員町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との一体的な計画の推進に努めます。

第４章　計画の推進体制と進行管理

１　計画の推進体制

本計画に掲げた障がいのある方に関わる施策は、福祉・保健・医療・教育・子育て等さまざまな分野にわたっていることから、庁内の各課が一体となって計画の推進にあたることが求められます。

そのため、地域福祉課が中心となりこれら庁内関係各課との調整会議などを開催し、横断的な連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域の障がいのある方をはじめ、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、NPO 団体、福祉サービス事業所等の民間団体などと連携を図り、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

２　計画の進行管理

本計画の実施状況の把握、点検、評価および計画の推進にあたっては、障がい者（児）団体・各種関係機関で構成する障がい者協議会が進捗状況を評価します。その結果を地域福祉課がとりまとめ、庁内の調整会議などで計画の見直しを行います。

計画書の見方

（１）「障がい者」の表記

「障害」の「害」という字は、マイナスのイメージが強く、「人」という意味を表す「者」の前などに使用することを避けることが主流となっています。

近年、東員町においても、作成文書や「広報とういん」などの紙媒体による情報提供、策定した計画書の中では、極力「障がい」と表記し、前述のような考えに配慮することにしています。

本計画の策定においても、法律名称や固有名詞など国の法令等に基づくもの以外は、「障がい者」のように「害」の字をひらがなで表記するようにしています。

（２）用語解説に関する表記

本計画の巻末に用語解説を掲載しています。用語解説を掲載している「用語」については、初出の用語に「〇〇*」のように「＊」を付けています。なお、「東員町〇〇計画」など、町固有の名称などで掲載している場合には、「東員町」などを除く「〇〇計画」などで検索してください。

資料編

1 策定経過

日　　付	内　　容
【令和 2 年】 6 月 23 日(火)	**第 1 回 障がい者協議会・計画策定委員会** 【議題】 (1) 東員町障がい者計画等策定委員　会長・副会長の選任 (2) 障がい者計画・障害福祉計画等計画策定について ①計画策定の趣旨等 ②障がいのある方等の人数の推移 ③計画書作成に係る調査について ④計画策定日程 (3) 地域生活支援拠点について
7 月 22 日(水)～ 8 月 12 日(水)	**住民調査** 【目的】 障がい者施策に関するニーズ等を把握するために実施
7 月 27 日(月)～ 8 月 21 日(金)	**障がい者団体および事業所調査** 【目的】 障がい者施策に関するニーズ等を把握するために実施
9 月 30 日(水)	**第 2 回 障がい者協議会・計画策定委員会** 【議題】 (1) 住民調査結果報告書について (2) 団体・事業所調査結果について (3) 庁内調査結果について (4) 障がい者計画・障害福祉計画等骨子案について (5) 地域生活支援拠点について
11 月 4 日(水)	**第 3 回 障がい者協議会・計画策定委員会** 【議題】 (1) 障がい者計画・障害福祉計画等（素案）について
令和 2 年 12 月 14 日（月） ～令和 3 年 1 月 13 日（水）	**パブリックコメント*実施**
【令和 3 年】 2 月 10 日(水)	**第 4 回 障がい者協議会・計画策定委員会** 【議題】 (1) パブリックコメントについて (2) 障がい者計画・障害福祉計画等（案）について

2　障がい者計画等策定委員名簿

◎印は会長、○印は副会長

施　設　名　等	氏　名（敬称略）
障がい者総合相談支援センター　そういん	◎ 江浪　怜志
社会福祉法人　いずみ	○ 石垣　毅
障がい者総合相談支援センター　そういん	中村　弘樹
社会福祉法人　東員町社会福祉協議会	高橋　恵美
医療法人　大仲会　大仲さつき病院	中嶋　准子
東員町教育委員会	太田　恵理
東員町障がい児者親の会	稲垣　恵
東員町民生委員児童委員協議会	伊藤　和子
東員町役場　子ども家庭課	南部　里美
東員町役場　健康長寿課	中川　賢

3 調査結果概要（住民調査）

※　アンケート結果についてはグラフ内を含め、身体障がいのある方を「身体」、知的障がいのある方を「知的」、精神障がいのある方を「精神」と表記しています。

回答者

Q．このアンケートに回答していただくのはどなたですか。【○は１つだけ】

身体では「本人」が８割弱、知的では「家族」が７割弱、精神では「本人」が７割強となっています。

資料-図１ 回答者

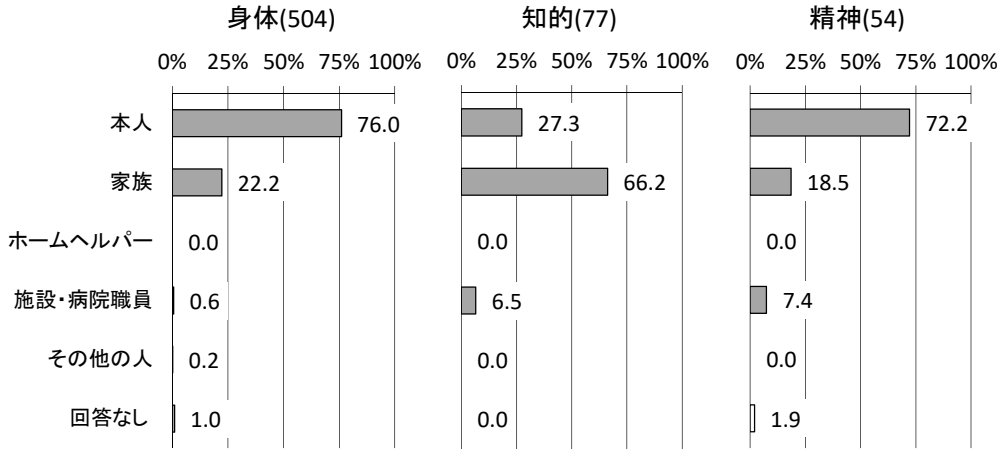

性別

Q．あなたの性別を教えてください。【○は１つだけ】

身体では「女性」が約５割、知的では「男性」が５割強、精神では「女性」が６割弱となっています。

資料-図２ 性別

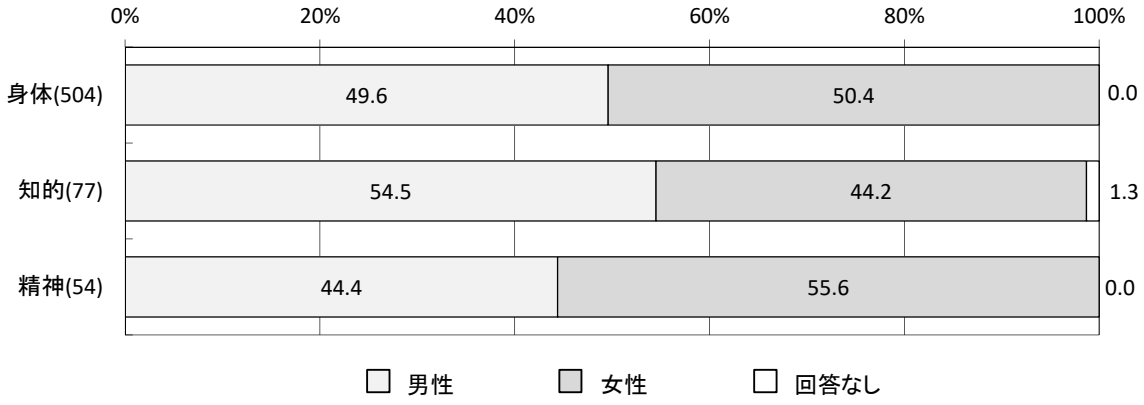

年齢

Q．あなたの年齢を教えてください。（令和２年７月１日現在）

身体では「75 歳以上」が４割強、知的では「18 歳～39 歳」が４割強、精神では「18 歳～39 歳」が２割強となっています。

資料-図 3 年齢

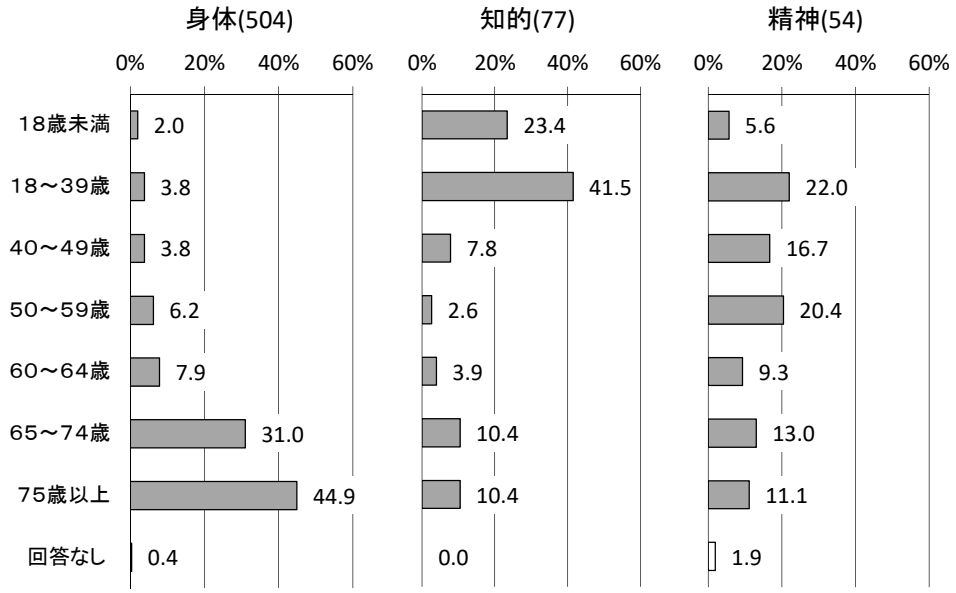

居住地区

Q．あなたが、住んでいる場所はどの地域ですか。【○は１つだけ】

身体では「笹尾東」が約２割、知的では「神田」が３割弱、精神では「笹尾東」が２割強となっています。

資料-図 4 居住地区

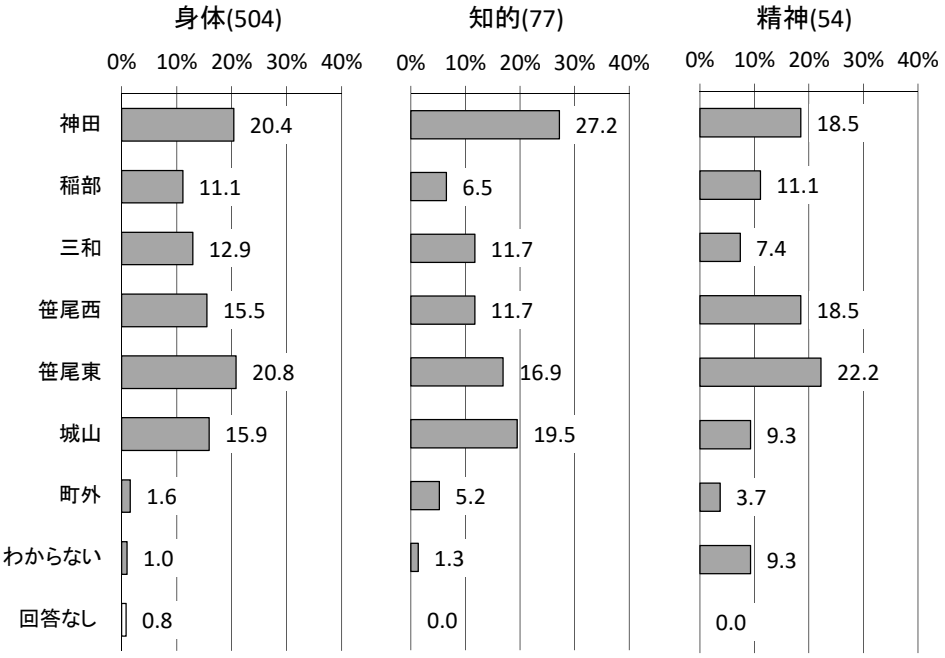

障害者手帳の種類

Q．あなたは次のどの障害者手帳を所持していますか。【複数回答】

「身体障害者手帳」が８割強、「療育手帳」が１割強、「精神障害者保健福祉手帳」が１割弱となっています。

資料-図 5 障害者手帳の種類

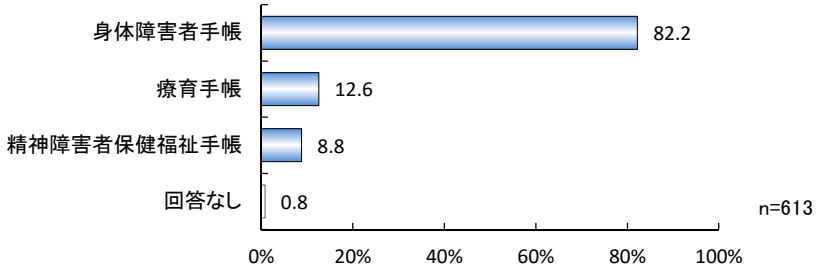

重複障がいの状況

身体障害手帳のみの所持者が８割弱と最も多くなっています。

２つ以上の手帳を持っている 26 人のうち最も多いものは、身体障害者手帳と療育手帳を合わせ持つ方です。

資料-表 1 重複障がいの状況

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳	身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳	療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	回答なし	合　計
478 *77.9*	54 *8.8*	50 *8.2*	22 *3.6*	3 *0.5*	0 *0.0*	1 *0.2*	5 *0.8*	613 *100.0*

身体障害者手帳の等級

Q．あなたの身体障害者手帳の等級は何級ですか。【○は１つだけ】

「１級」が約３割、「４級」が３割弱、「３級」が２割弱となっています。

資料-図 6 身体障害者手帳の等級

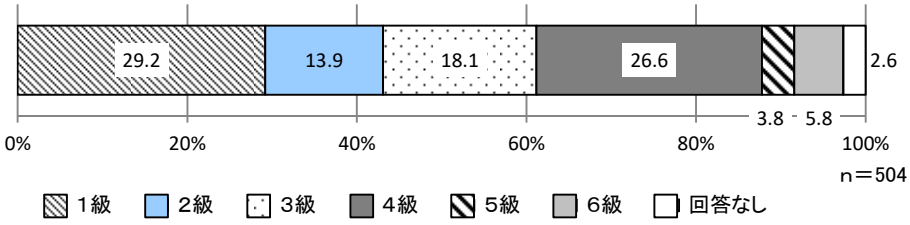

主な身体障がいの種類（身体障害者手帳所持者）

Q．あなたの主たる障がいの種類を教えてください。【○は１つだけ】

「下肢」が３割弱、「心臓」が約２割、「じん臓」が約１割となっています。

資料-図 7 主な身体障がいの種類（身体障害者手帳所持者）

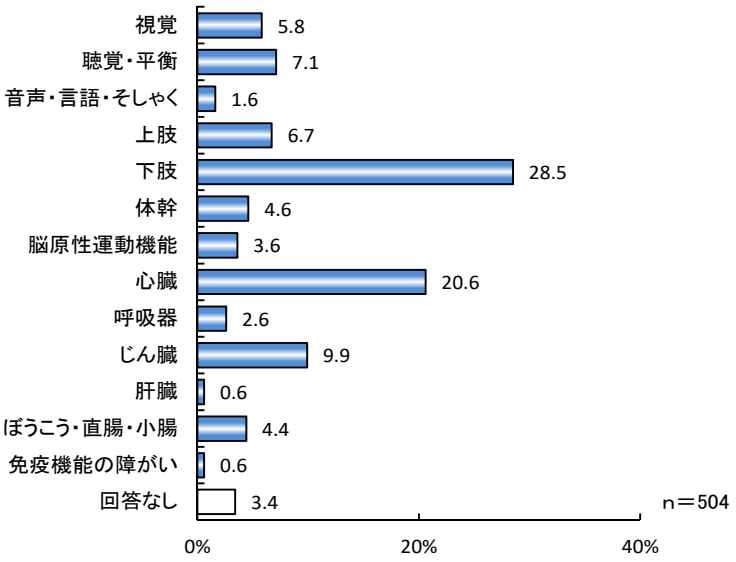

療育手帳の判定

Q．あなたの療育手帳の判定はどれですか。【○は１つだけ】

「Ａ１判定」が４割弱、「Ｂ１判定」が２割強、「Ａ２判定」が２割弱となっています。

資料-図 8 療育手帳の判定

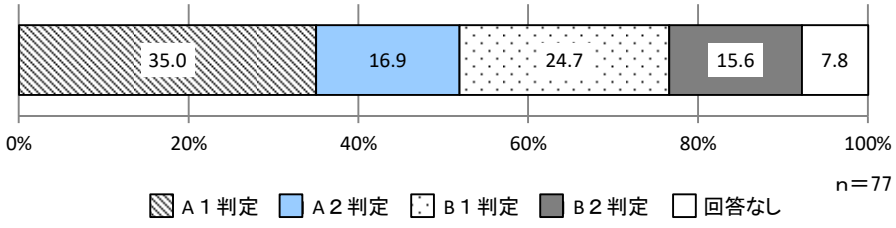

精神障害者保健福祉手帳の等級

Q．あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は何級ですか。【○は１つだけ】

「２級」が６割強、「３級」が約２割、「１級」が１割強となっています。

資料-図 9 精神障害者保健福祉手帳の等級

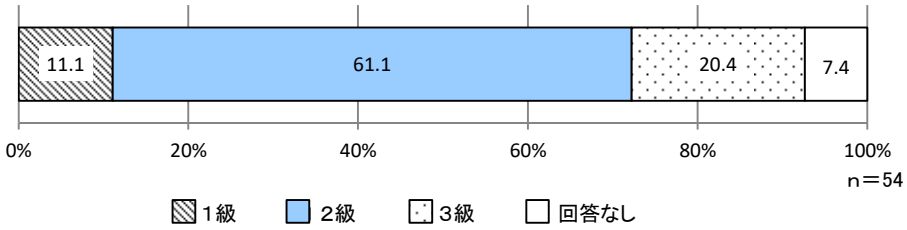

障がいや疾病の診断

Q．あなたは以下の障がいや疾病と診断されていますか。【複数回答】

身体では「診断されていない」が６割弱、知的では「発達障がいと診断されている」が６割弱、精神では「診断されていない」が５割強となっています。

資料-図 10 障がいや疾病の診断

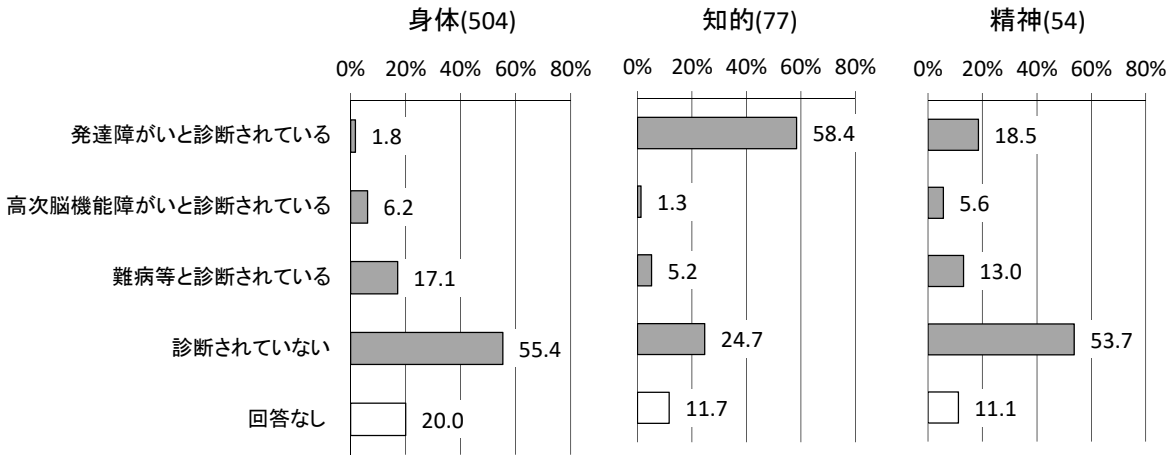

医療的ケアの有無

Q．あなたは現在、医療的ケアを受けていますか。【○は１つだけ】

「受けている」が５割強となっています。

資料-図 11　医療的ケアの有無

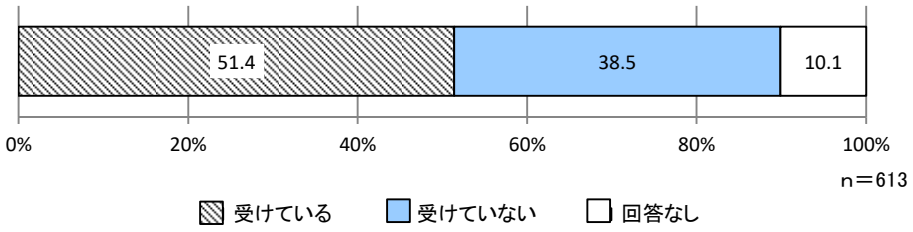

医療的ケアの種類

Q．あなたが現在、受けている医療的ケアはどれですか。【複数回答】

「服薬管理」が６割弱、「その他」が３割弱、「透析」が１割強となっています。

資料-図 12 医療的ケアの種類

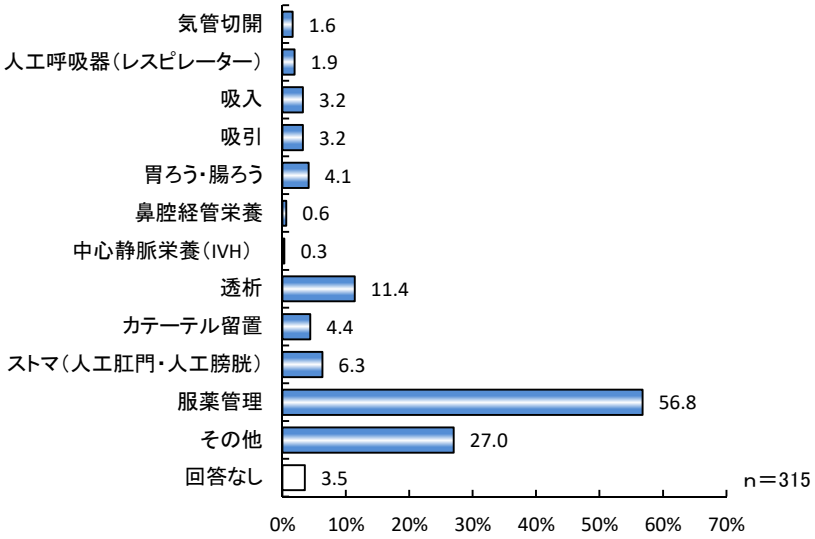

介護保険サービス利用の有無（40 歳以上の方）

Q．あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。【○は１つだけ】

「利用している」が２割強となっています。

資料-図 13 介護保険サービス利用の有無（40 歳以上の方）

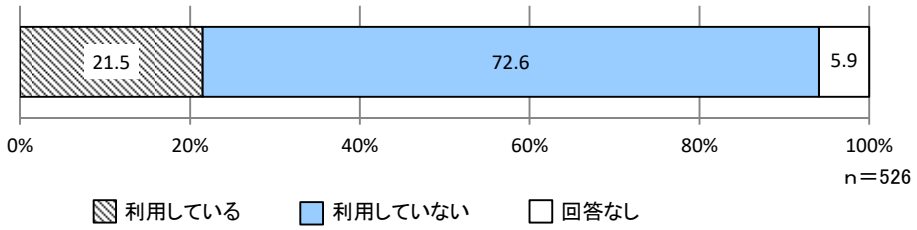

同居人

Q．あなたは、ひとりで住んでいますか、それとも誰かと住んでいますか。【複数回答】

身体では「配偶者（夫または妻）」が６割弱、知的では「父親・母親」が６割強、精神では「父親・母親」が５割となっています。

資料-図 14 同居人

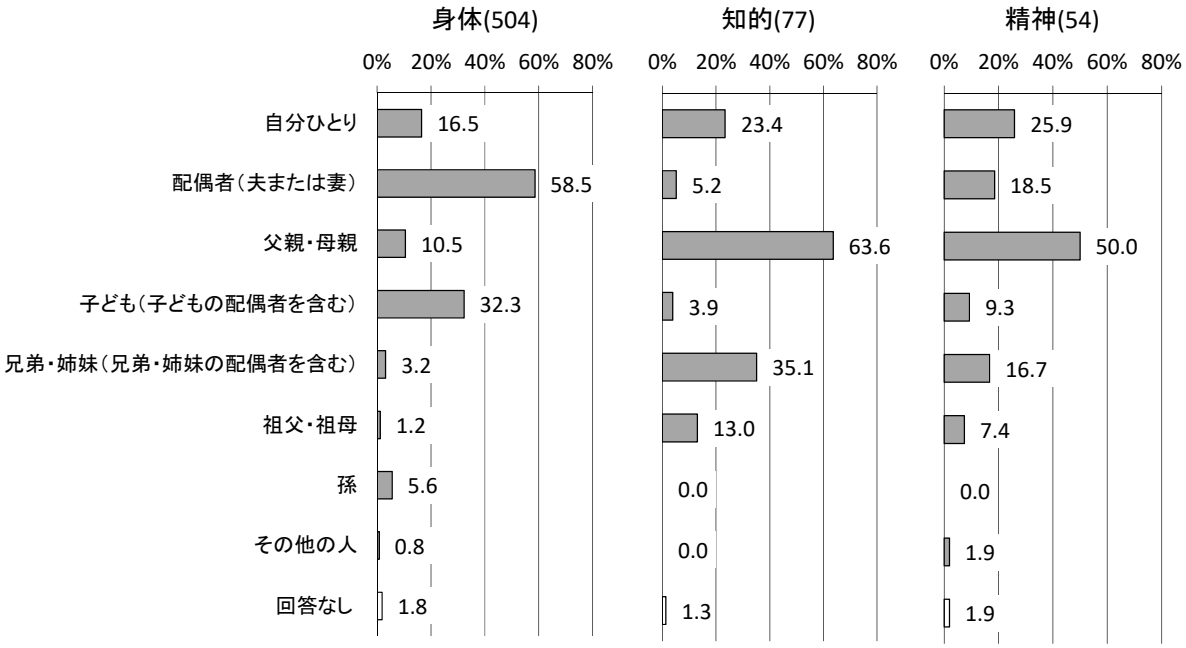

生活状況

Q．あなたは、毎日の生活の中で、次のことをどのようにしていますか。①から⑪のそれぞれにお答えください。【①から⑪のそれぞれに○を１つ】

「全部介助が必要」「一部介助が必要」とした方は「⑪外出（通院を含む）」、「⑧日用品などの買い物」が４割強となっています。

資料-図 15 生活状況

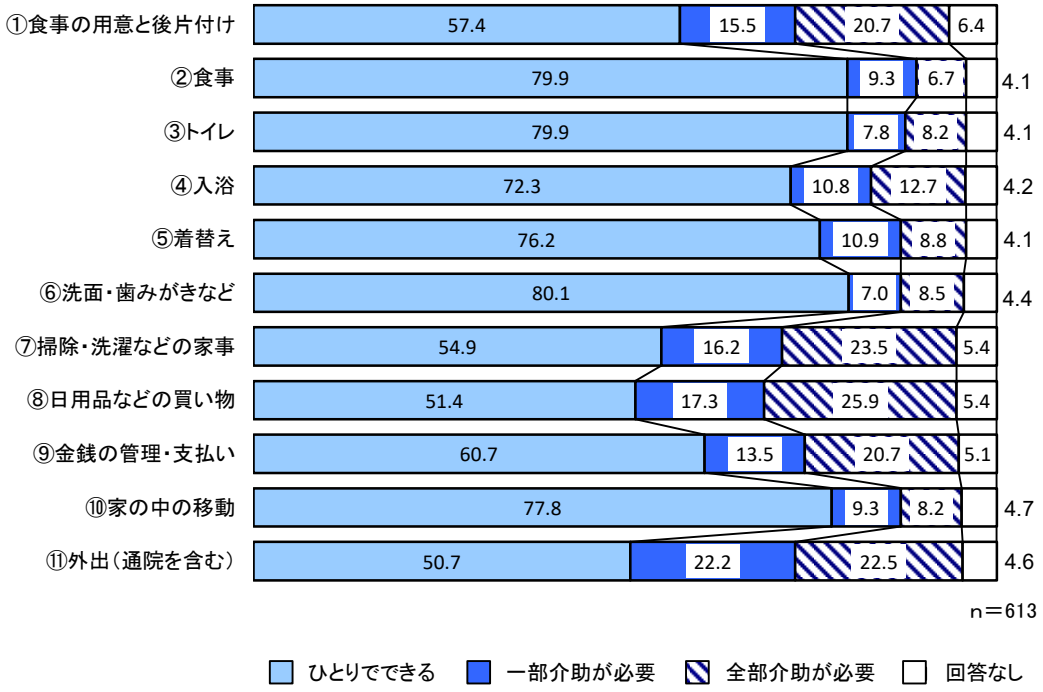

主な介助者（介助が必要な方）

Q．主に介助する家族の続柄は何ですか。【○は１つだけ】

身体では「配偶者」が約５割、知的では「親」が８割弱、精神では「親」が５割強となっています。

資料-図 16 主な介助者（介助が必要な方）

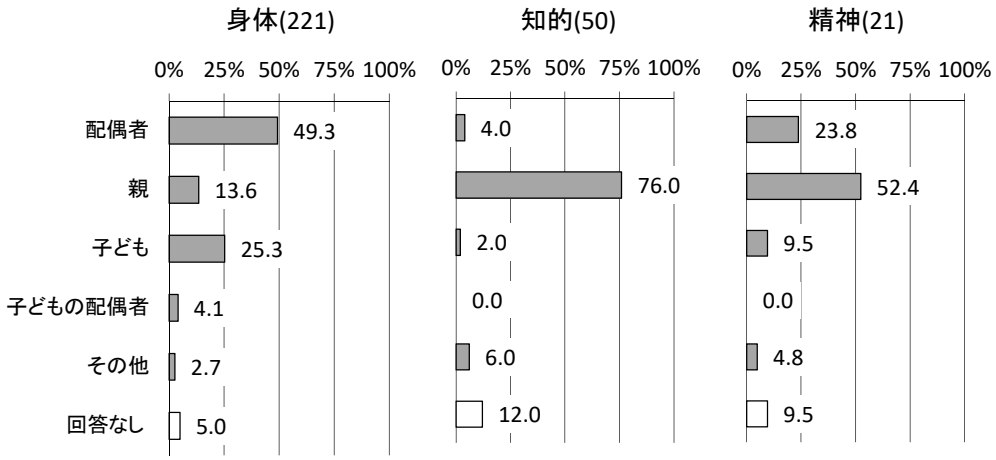

介助の困りごと（介助が必要な方）

Q．主な介助者の方が、介助をする上で困っているようなことはありますか。【複数回答】

「自分が倒れたときのことが心配」が、身体では５割強、知的では８割強、精神では７割強となっています。

資料-図 17 介助の困りごと（介助が必要な方）

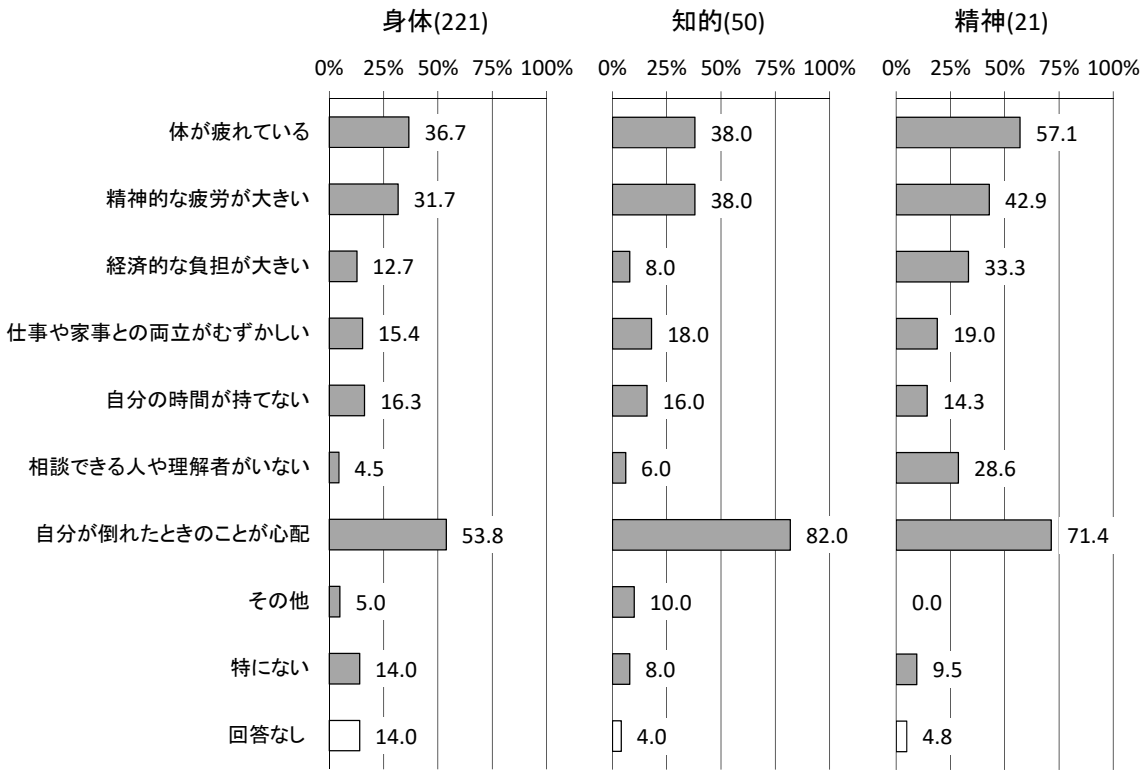

地域やボランティアなどに手助けしてほしいこと

Q．地域の方やボランティアなどに手助けしてほしいと思うことは何ですか。【複数回答】

身体では「特にない」が約５割、知的では「緊急・災害時の通報・援助」が４割強、精神では「特にない」が４割強となっています。

資料-図 18 地域やボランティアなどに手助けしてほしいこと

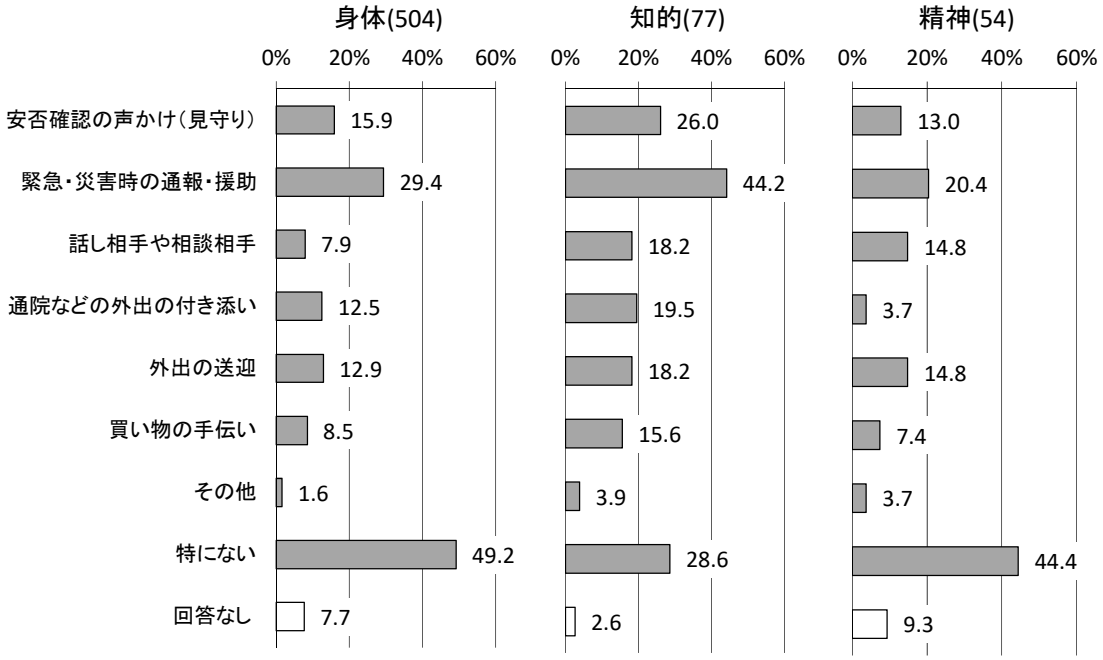

外出時の困りごと

Q．あなたが外出する上で、困ることは何ですか。【複数回答】

身体では「特にない」が４割弱、知的では「介助者などがいないとひとりでは外出が困難」が４割強、精神では「特にない」が３割弱となっています。

資料-図 19 外出時の困りごと

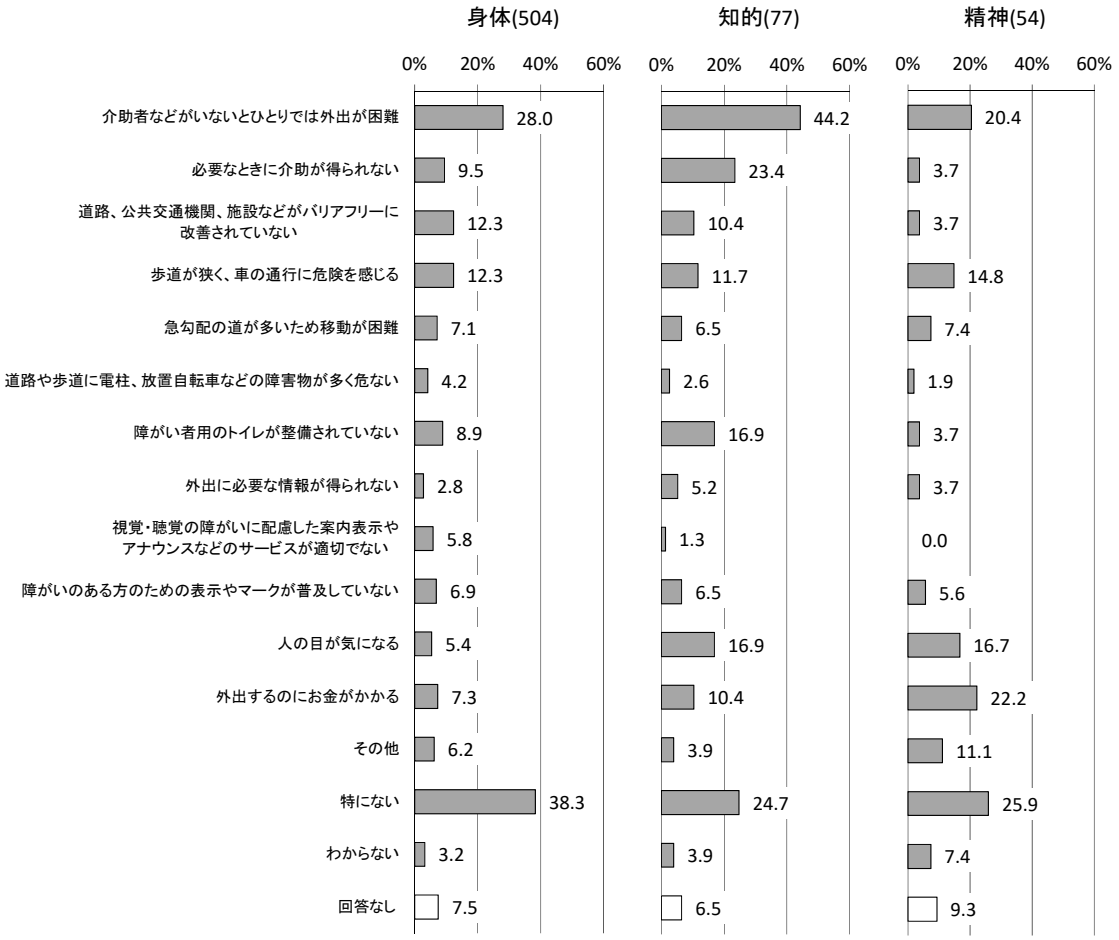

医療機関受診時の困りごと

Q．医者にかかるときの困りごとは何ですか。現在、医者にかかっていない方は、過去のことでお答えください。【複数回答】

身体では「待ち時間が長い」が４割強、知的では「通院に時間がかかる（医療機関が遠い）」が５割弱、精神では「待ち時間が長い」が約４割となっています。

資料-図 20 医療機関受診時の困りごと

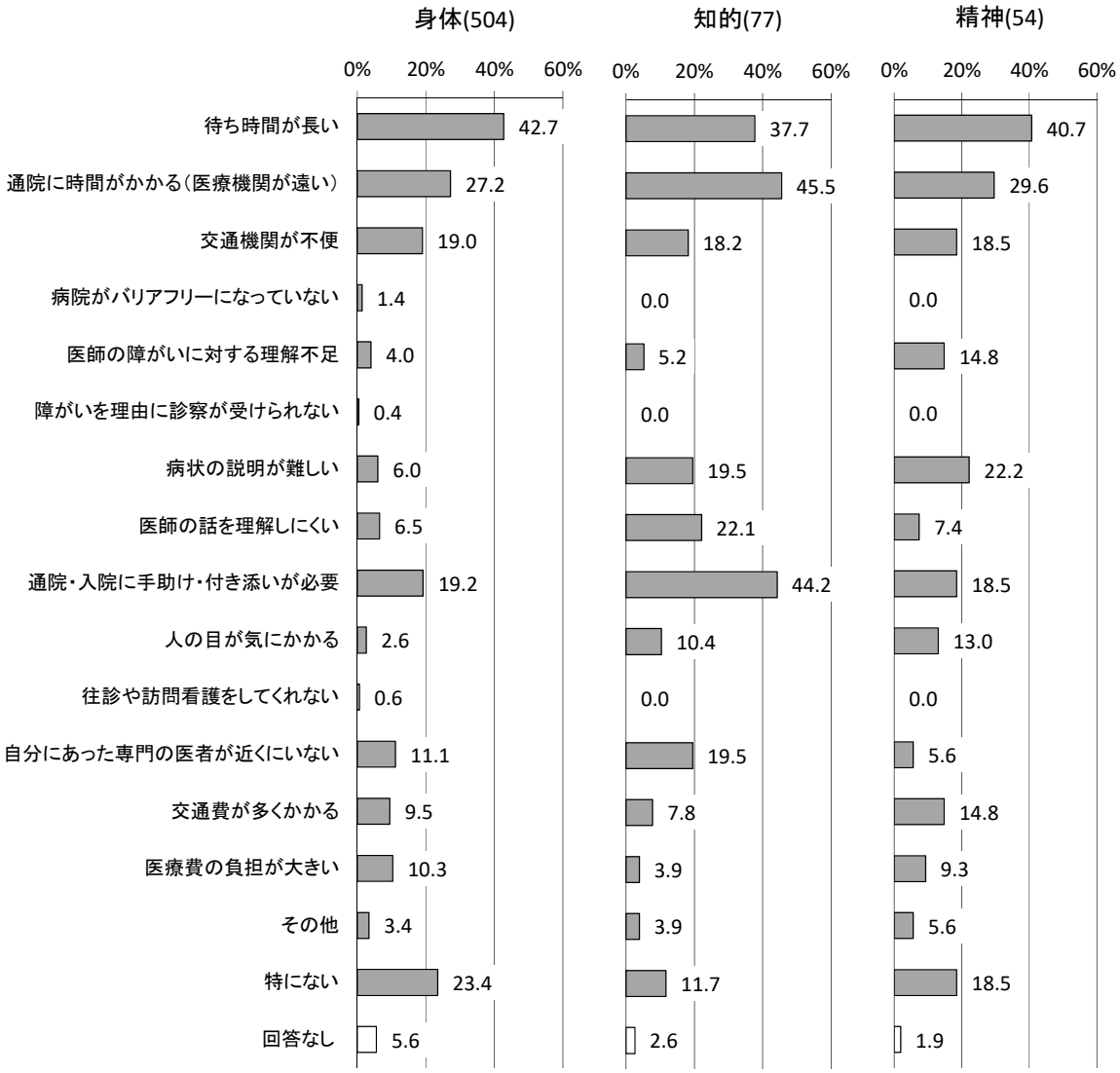

日中の過ごし方

Q．あなたは日中、主に何をしていますか。【○は１つだけ】

身体では「自宅にいる（自宅で療養している等）」が約４割、知的では「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」が２割強、精神では「就労支援事業所（就労継続支援・就労移行支援）で働いている」が３割弱となっています。

資料-図 21 日中の過ごし方

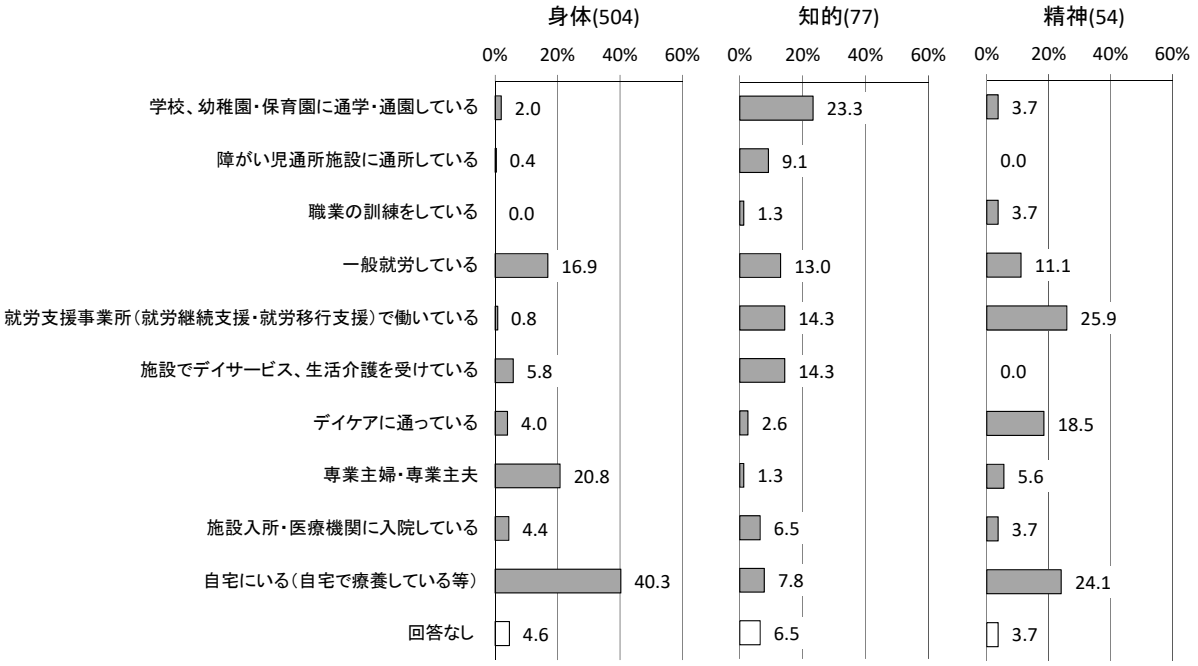

障がい児保育や教育の充実を図るために必要なこと

Q．あなたは、障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答】

「教員など専門職の障がいへの理解の促進」が、身体では３割弱、知的では５割弱、精神では約４割となっています。

資料-図 22 障がい児保育や教育の充実を図るために必要なこと

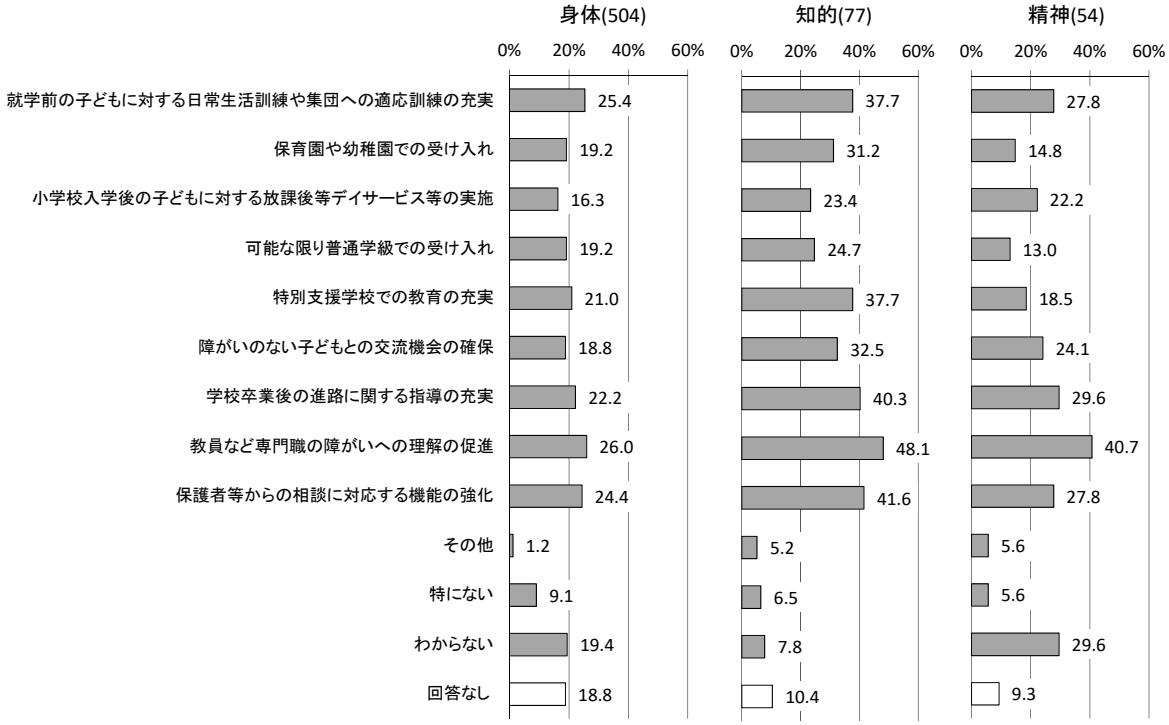

仕事をするために必要なこと

Q．仕事をするには何が必要ですか。【複数回答】

「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」が、身体では４割強、知的では約６割、精神では５割となっています。

資料-図 23 仕事をするために必要なこと

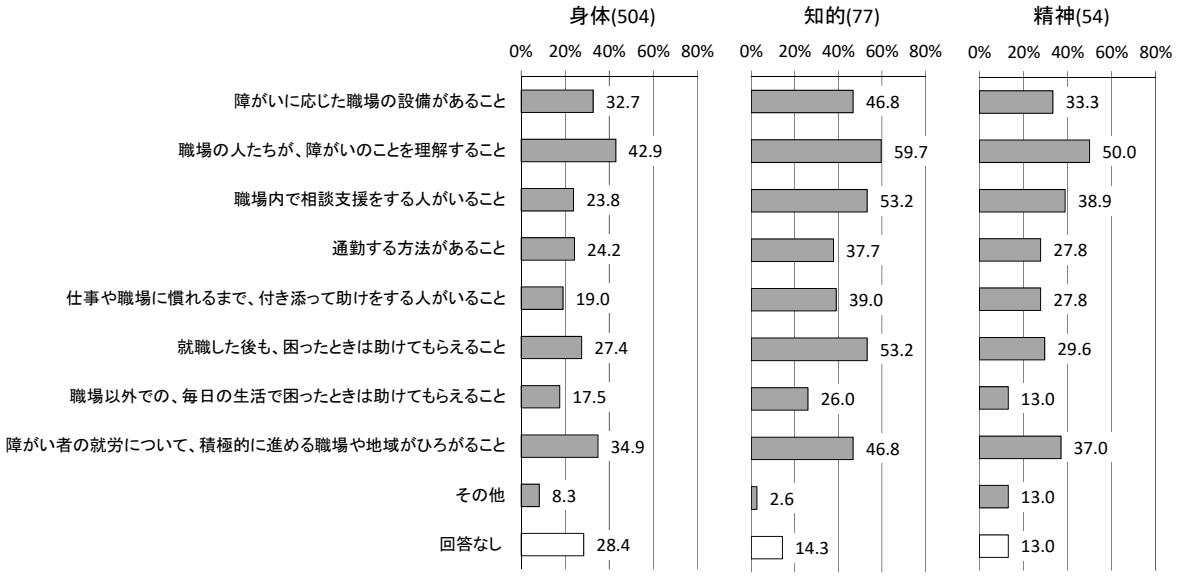

福祉サービスの相談先

Q．福祉サービスの相談先はどちらですか。【複数回答】

身体では「家族や親族」が５割弱、知的では「福祉施設・サービス事業所の職員」が４割強、精神では「福祉施設・サービス事業所の職員」が４割弱となっています。

資料-図 24 福祉サービスの相談先

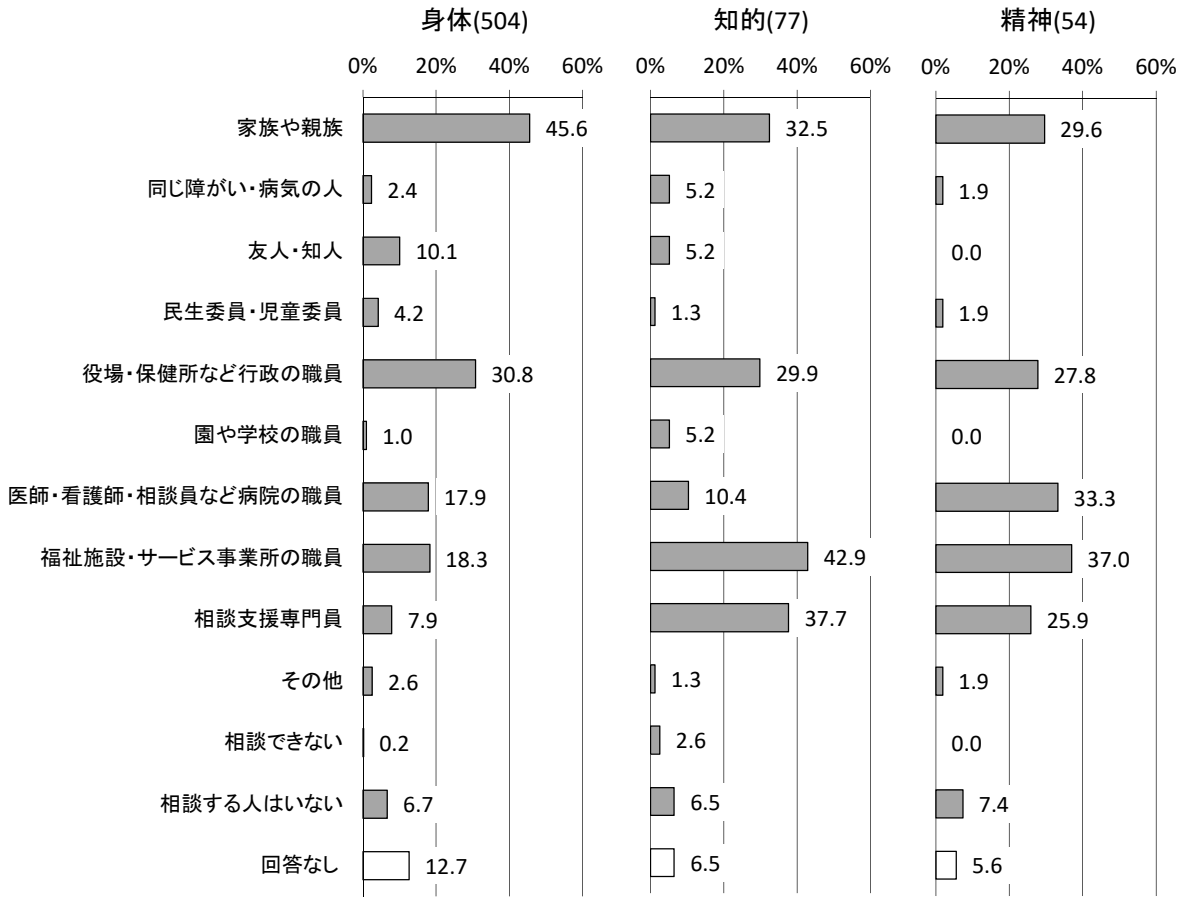

福祉などの情報源

Q．あなたは、現在、どのような方法で福祉などの情報を得ていますか。【複数回答】

身体では「家族や親族」が約３割、知的では「福祉施設・サービス事業所の職員」が４割強、精神では「医師・看護師・相談員など病院の職員」が約３割となっています。

資料-図 25 福祉などの情報源

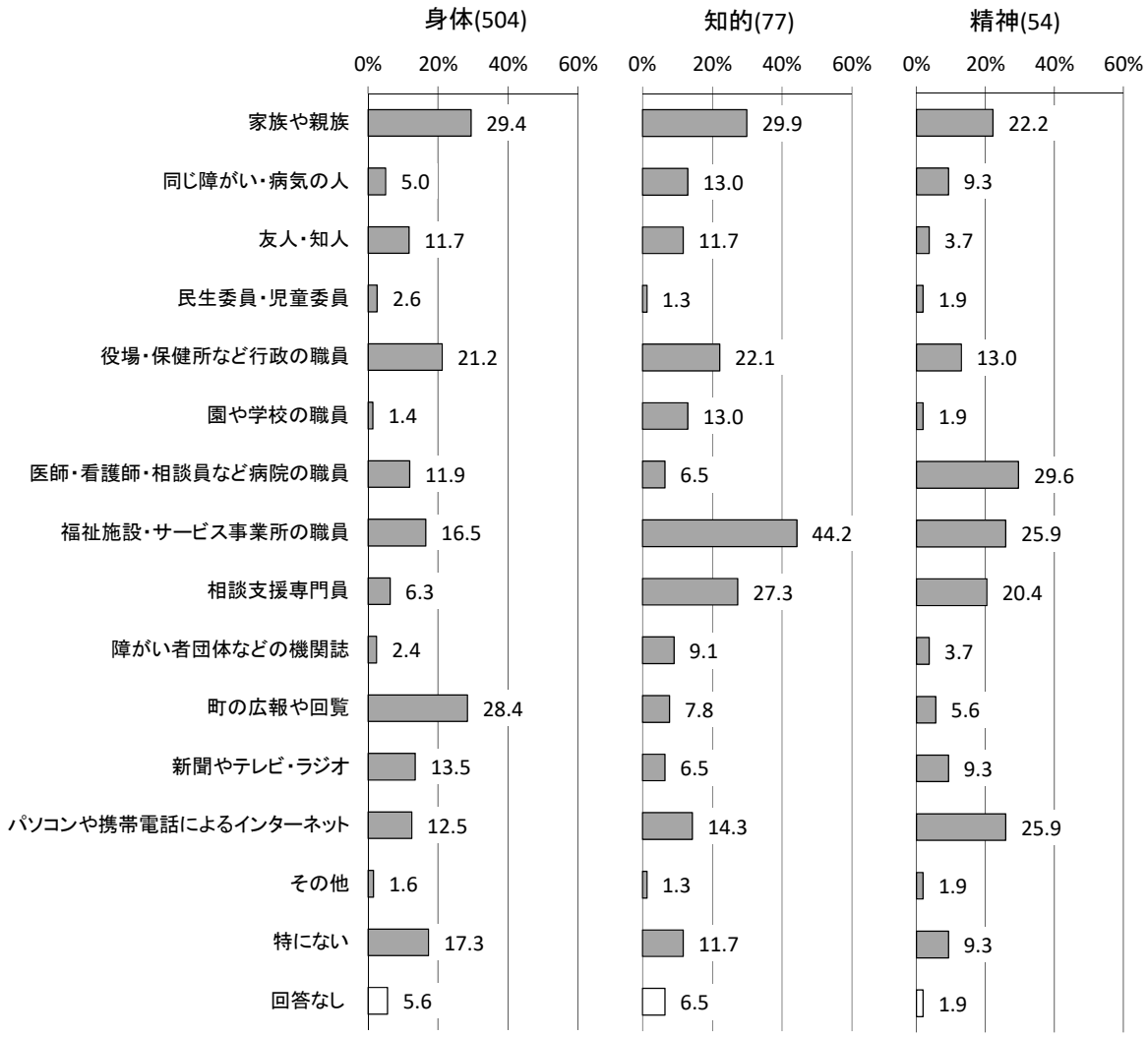

障害者差別解消法の認知度

Q．あなたは障害者差別解消法をご存じですか。【○は１つだけ】

「名前も内容も知らない」が、身体では６割弱、知的では６割弱、精神では８割弱となっています。

資料-図 26 障害者差別解消法の認知度

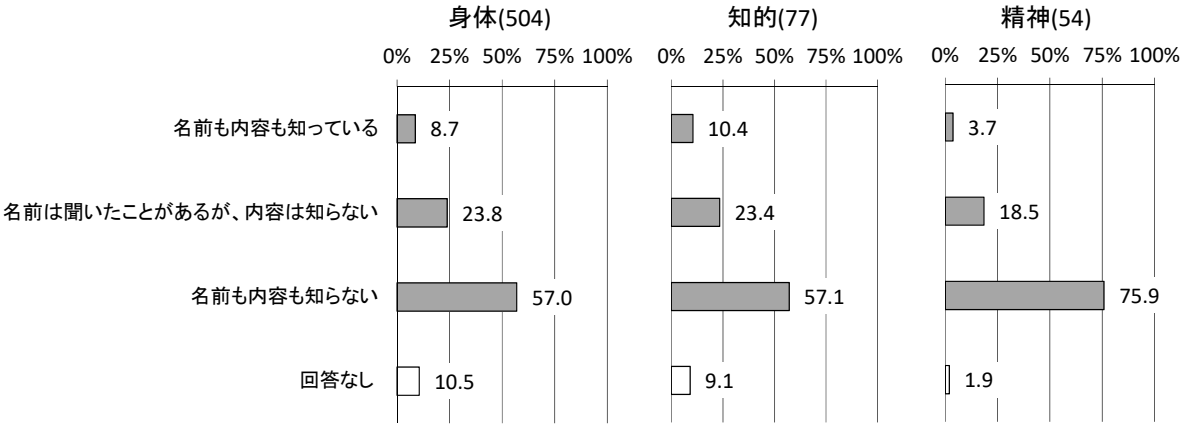

偏見や差別を感じること

Q．あなたは日常生活の中で、偏見の目で見られたり、差別を受けたと感じることはありますか。【○は１つだけ】

「常にある」と「時々ある」を合わせた偏見や差別を受けた経験のある方は、身体では１割弱、知的では約４割、精神では３割弱となっています。

資料-図 27 偏見や差別を感じること

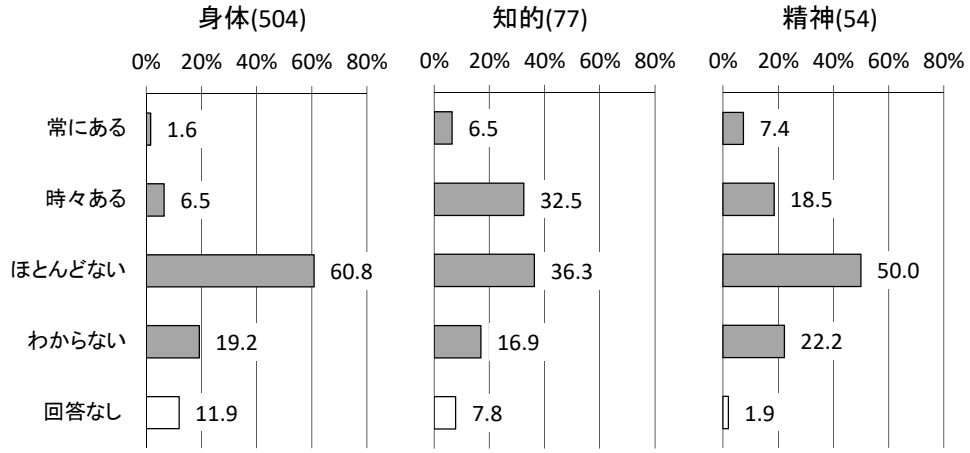

偏見や差別を受ける場面

Q．偏見や差別は、どのような場面で受けていると感じますか。【複数回答】

「外出時の人の言動」が４割強、「地域の行事・集まりの場」が３割強、「交通機関の利用時」が３割弱となっています。

資料-図 28 偏見や差別を受ける場面

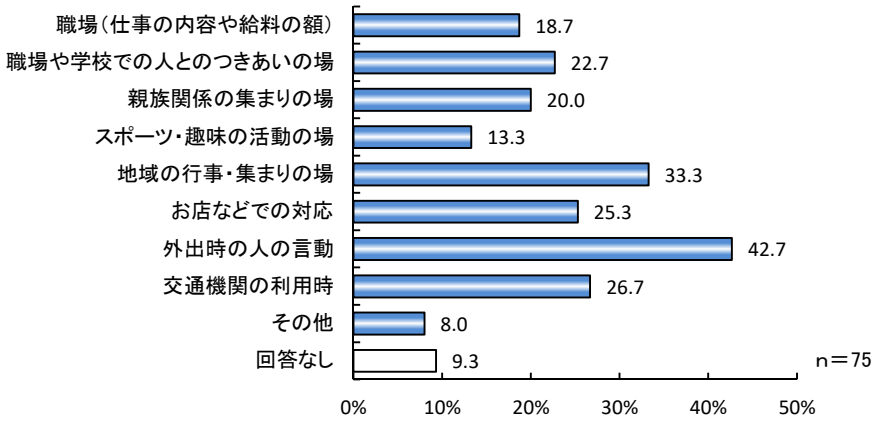

成年後見制度の認知度

Q．あなたは、成年後見制度についてご存じですか。【○は１つだけ】

身体では「名前も内容も知っているが、制度は利用していない」が３割強、知的では「名前も内容も知らない」が４割弱、精神では「名前も内容も知らない」が５割となっています。

資料-図 29 成年後見制度の認知度

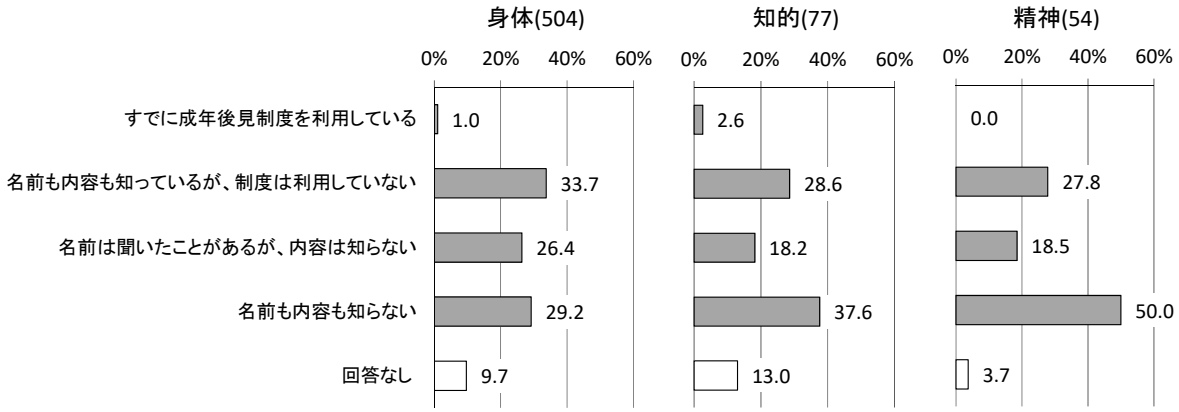

災害時の単独避難

Q．あなたは、火事や地震などの災害時にひとりで避難できますか。【○は１つだけ】

ひとりで避難できない方は、身体では４割弱、知的では約６割、精神では２割弱となっています。

資料-図 30 災害時の単独避難

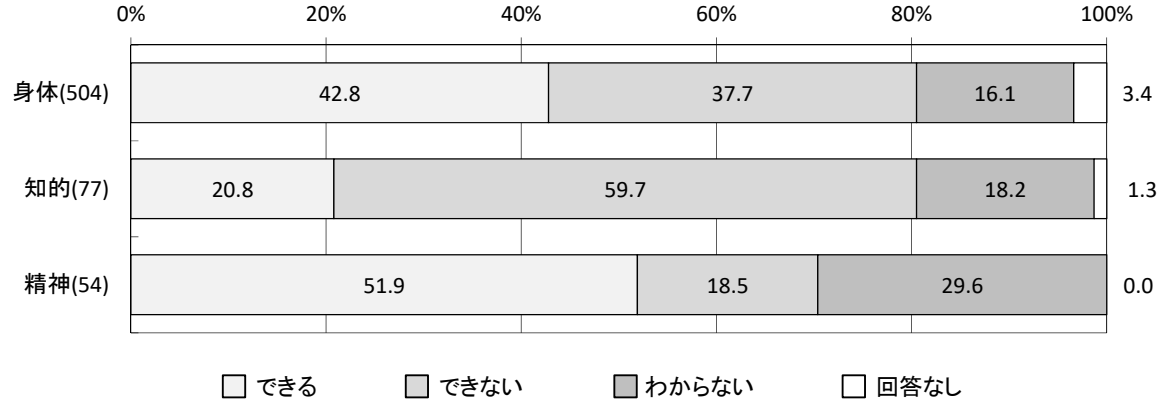

災害時の困りごと

Q．あなたは、地震などの災害時に、どのようなことに困ると思いますか。【複数回答】

身体では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境のこと」が約５割、知的では「避難場所での共同生活に適応できるか不安」が７割強、精神では「避難場所での共同生活に適応できるか不安」が６割弱となっています。

資料-図 31 災害時の困りごと

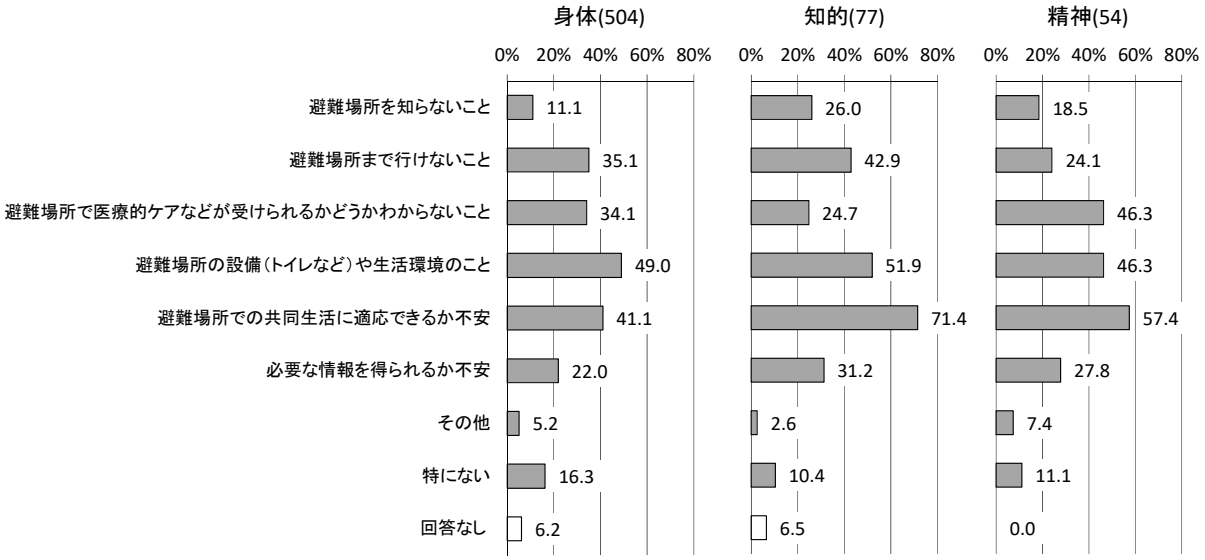

避難行動要支援者名簿の認知度

Q．あなたは、町が作成している避難行動要支援者名簿を知っていますか。

【○は１つだけ】

避難行動要支援者名簿について「知っている」方は、身体では２割弱、知的では約２割となっています。

資料-図 32 避難行動要支援者名簿の認知度

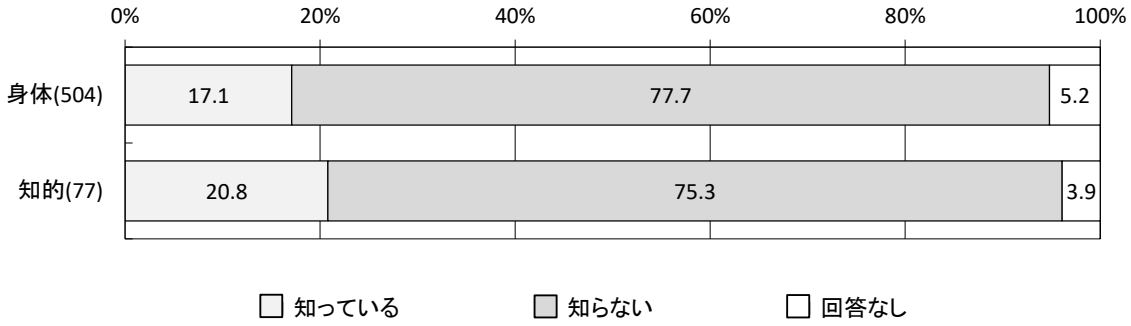

※避難行動要支援者名簿については精神障がい者の方は対象外です。

障がい児の日中の居場所

Q．あなたの日中の過ごし方（場所）について、利用しているものは何ですか。

【複数回答】

「特別支援学校」が５割、「児童発達支援または放課後等デイサービス」が５割弱、「小学校」が約２割となっています。

資料-図 33 障がい児の日中の居場所

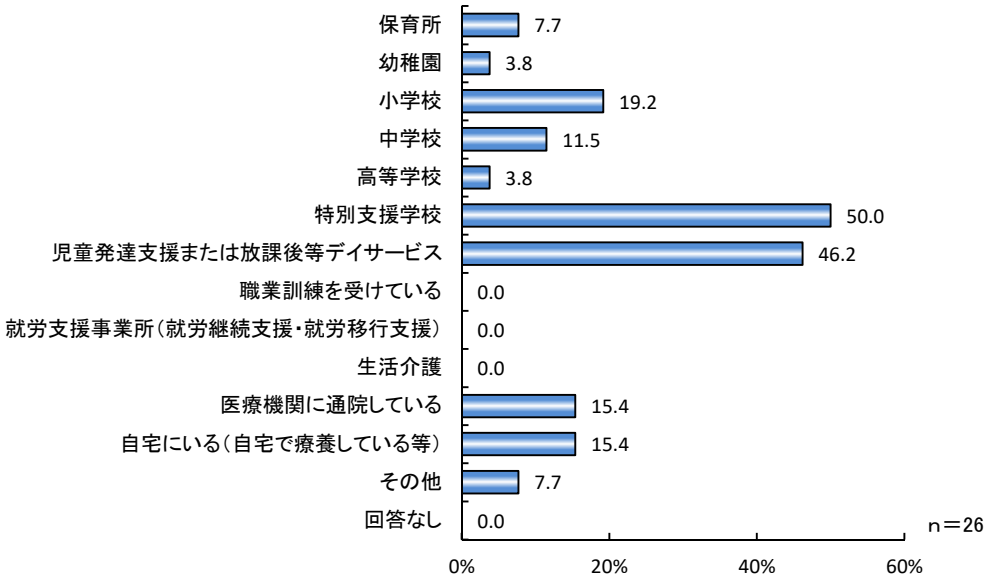

入所（園）の希望

Q．あなたは、今後、入所（園）の希望がありますか。【複数回答】

「保育所」が 3.8%となっています。

資料-図 34 入所（園）の希望

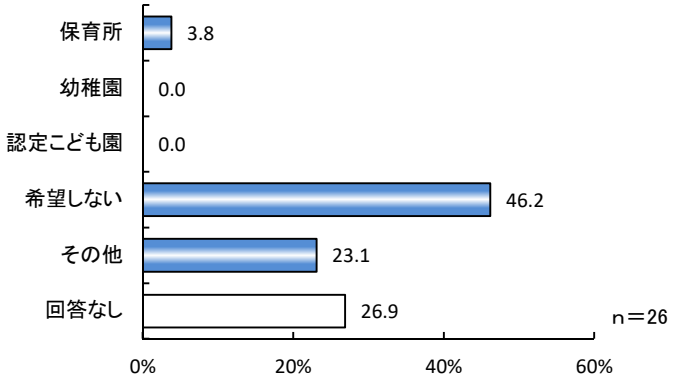

放課後の利用希望先

Q．あなたは、今後、放課後の居場所として、利用したいサービスはありますか。

【複数回答】

「学童保育所」が 1 割強となっています。

資料-図 35 放課後の利用希望先

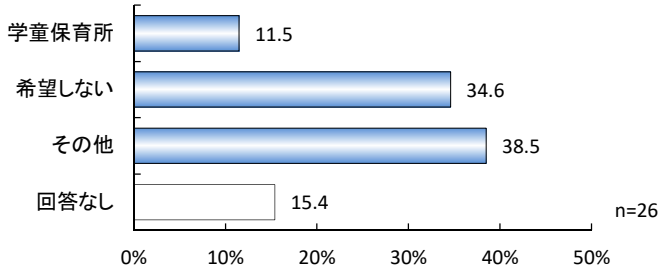

充実してほしい障がい者福祉施策

Q．あなたが今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は何ですか。【複数回答】

身体では「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」が３割強、知的では「障がいのある方の雇用促進」が４割強、精神では「障がいのある方の雇用促進」が５割弱となっています。

資料-図 36 充実してほしい障がい者福祉施策

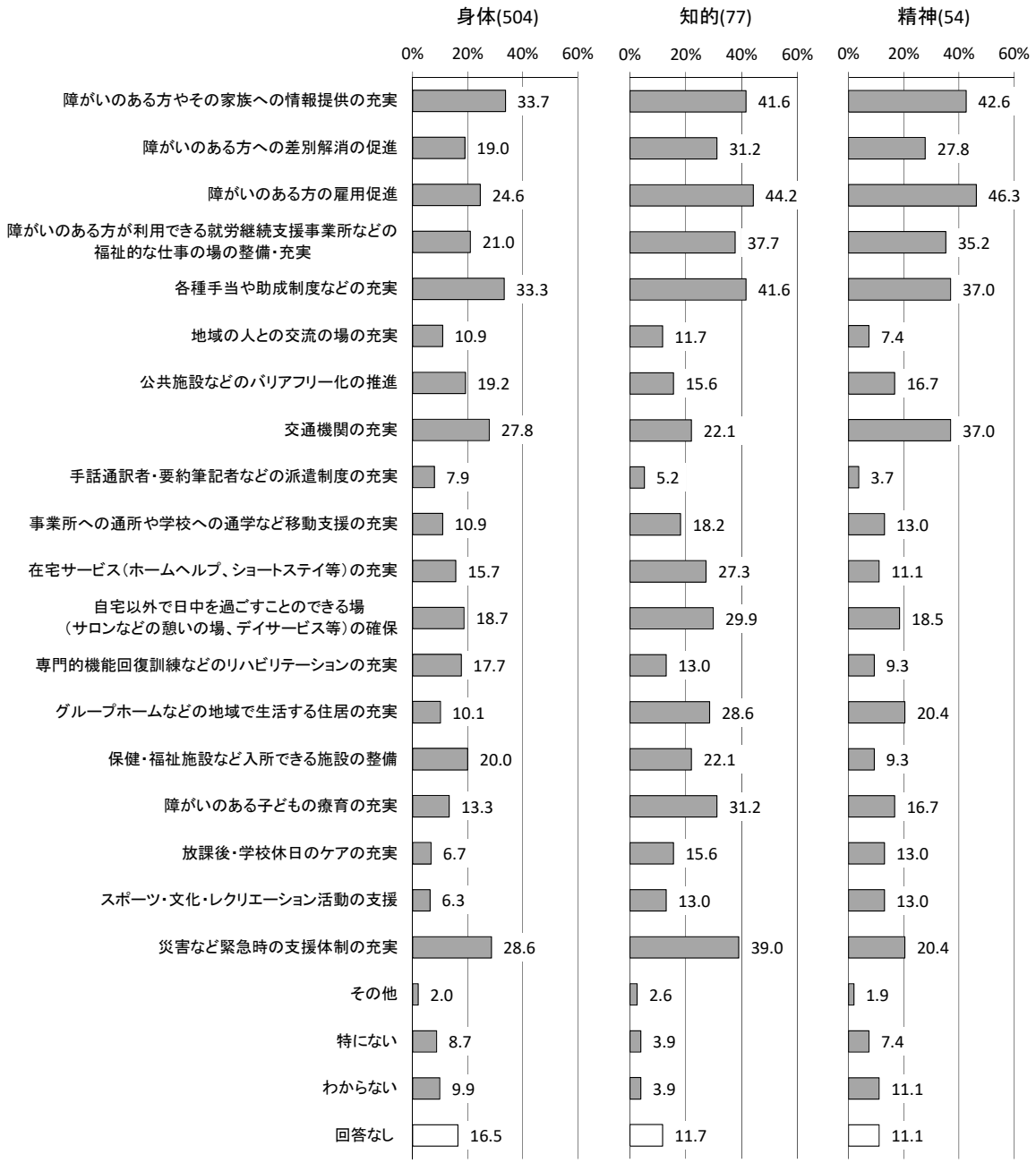

4 調査結果（団体・事業所調査）

◆ アンケート実施団体・事業所一覧 ◆

1　当事者団体

団体名
いずみの将来を考える会
いなべ地区視覚障害者協会
東員障がい児者友の会
東員町障がい児者親の会
東員町障がい児（者）を守る会

2　事業所

運営主体名	事業所名
一般社団法人　おせっかいＬａｂｏ	このて
医療法人　康誠会　東員病院	グループホームＴＯＩＮ
株式会社　いなべサポート	放課後等デイサービスここいく
株式会社　ＳＩＧＮＰＯＳＴ	サインポスト東員
株式会社　シグマサポート	就労継続支援Ａ型事業所 シグマファームとういん
社会福祉法人　あじさいの家	山郷重度障害者生活支援センター あじさいの家
社会福祉法人　いずみ	サポートハウス　ふらっと
	生活介護ステーション　ＴＯＩＮあーち
	つくしの家第２　つくしの家　ふきのとう ゆきわり草第２
	ＴＯＩＮいずみ
社会福祉法人　東員町社会福祉協議会	東員町社協地域相談支援事業所ふれあい
	東員町デイサービスセンター　ふれあい
	東員町ホームヘルパーステーション ふれあい
特定非営利活動法人　ＯＮＥ	就労移行支援事業所ヴェルチュ ～Ｖｅｒｔｕ～
有限会社　だいち	ナーシングホームもも
	ナーシングホームもも居宅介護支援室
	ナーシングホームもも鳥取

◆ アンケート調査内容 ◆

◎当事者団体

団体名	いずみの将来を考える会
会の目的	社会福祉法人いずみが運営する施設に通所する利用者の将来の幸せを考え、地域社会でより豊かな生活を過ごせるための諸事業を法人施設と共に立案しながら支援する。
会員数	障がい者－１名、会員はその保護者 50 世帯－77 名　他賛助会員 約 80 名
現状の課題	・会発足以来、障がい者を持った親として、親亡き後も子どもが安心して地域で暮らせるよう、グループホーム建設を法人いずみと共に進めています。 （会費が１万円/月となっているのは、会費の一部が将来のグループホーム建設資金の積立になっているため） ・2017 年春、地域の皆様のご協力もあり、新ホームを完成させましたが、その際に何らかの事情で入居を見送った家庭もありました。しかし、その後、親の年齢も高くなり、かつ親の病気などもあり、入居を強く希望される方が多くなっており、新ホームの建設が課題となっています。
今後の取り組み	・グループホーム建設のために会としての行動計画の策定。 まず、資金をためるためには等をみんなで話し合い、活動計画に織り込む。 経費を節約するにはどうしたらよいか話し合う。 商工祭等でのバザー売上金をあげるために何をすればよいか。 賛助会員を増やすためには何をなすべきか。 ・地域の方との交流のさらなる促進。 バーベキュー大会で、地域の方との交流をさらに進めるには、会員は夫婦ないし家族で参加するように勧める。現状では、家族一人の参加では、子どもの面倒につきっきりになり、地域や職員さんとの交流が少なくなる。 わくわくフェスタでの地域ボランティアの方との交流をさらに進めるにはどのようにすればよいか。
行政（国・県・町）への要望	・今後、グループホームの建設の際、行政からのご援助をお願いしたい。 ・障がいの特性によって集団生活ができない、あるいは苦手な子どもがいる。これらの子どもはグループホームに入居していないが、両親が二人共にいなくなった時、どのような処置をとるのか、将来、課題になってくると思われる。 ・現在のコロナ対策で、自宅からの通所者の家庭で感染者が出た場合の対応。例えば母子家庭でお母さんが感染した場合、障がいを持っている子どもの世話を誰が看るのか等の問題。

団体名	いなべ地区視覚障害者協会
会の目的	この会は会員の福祉を増進し、文化の向上と教養を高め合わせて会員相互の親睦を計る事を目的とする。
会員数	９名
現状の課題	会員不足（高齢化） コロナにより事業ができない
今後の取り組み	
行政（国・県・町）への要望	

団体名	東員障がい児者友の会
会の目的	障がいの有無に関係なく誰もが楽しく交流を図りながら、一人ひとりの想いに寄り添い繋がりあうことで、それぞれのペースにあった日頃の暮らしや将来の夢が実現されるまちづくりに寄与することを目的とする。
会員数	25 名（障がい者 15 名、健常者 10 名）
現状の課題	・コロナウィルス感染拡大により行動予定が計画どおりに実施できない。 ・会員・役員の高齢化にともない、後継者がいない。当会の存続が困難と危機感を抱いている。 ・車を運転できる人が少なく、行事参加時の移動に苦慮している。 ・他団体への行事参加は、障がい者向けがほとんどの為、健常者会員の参加が見込めない。
今後の取り組み	・当会を先導してくれる若い会員、後継者を勧誘したい。 ・他団体が主催するイベントへ積極的に参加したり、共催できる行事の実施。他団体との交流をめざす。 ・今回のようなコロナウィルス感染防止等により、行動制限を余儀なくされる場合に備え、オンラインで交流できる環境をつくりたい。（その為に指導者を招き、研修会を実施）
行政（国・県・町）への要望	・障がい者向けのパソコン学習、育成の支援を充実していただきたい。 ・災害時の支援をお願いしたい。

団体名	東員町障がい児者親の会
会の目的	障がい児者を抱える保護者が会員となり、親も子も幸せに暮らしていくために何が必要か学び、悩みを共有し、親睦を深め、地域の方々への理解を求める為の活動を目的とする。
会員数	33 名（健常者のみ）
現状の課題	会員の高齢化、新規会員減少により会員数の減少
今後の取り組み	・会員の高齢化に伴い、親亡き後問題が切実な問題となってきている為、講演会等を開催し、知識・情報を提供していきたい。 ・会員同士悩みを共有し、ストレス解消の為にも親睦を深めたい。 ・新規会員獲得の為に若い世代へのアピールを増やしていきたい。
行政（国・県・町）への要望	ショートステイやグループホーム等が少ない為、利用できない方が多い。グループホームなどの設立が難しいならば、在宅で配食サービスや見守り、家事サポート等の支援の充実も図って頂きたい。軽度～中度の障がいであれば、住みなれた家で過ごす方が生きやすい方も多い。東員町におかれましては、計画相談支援員の方の増員をお願いしたい。

団体名	東員町障がい児（者）を守る会
会の目的	町内の障がいのある者に対する基本的人権を守るための活動を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
会員数	障がい児（70 数名）、役員（29 名）
現状の課題	・事務局を各小中学校で順に回している。学校業務とは別にボランティア的な活動として担い、例年、事務量も多いため、活動時間を捻出するのに苦労している。
今後の取り組み	・例年どおりの活動を継続していく。（新型コロナウィルスの感染予防のため、活動が予定どおり実施できていない。）
行政（国・県・町）への要望	

◎事業所

事業所名	このて
運営	一般社団法人　おせっかいＬａｂｏ
サービス内容	放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援
現状の課題	重症心身障害児対象の事業所です。コロナの影響もあり、利用をひかえている方もみえるようです。保育所等訪問支援事業をしていますが、まだこのサービスが、保護者、教育、子ども関係の施設や行政に知られておらず、利用希望者がいない状況です。
新規利用者への対応	
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	グループホームＴＯＩＮ
運営	医療法人　康誠会　東員病院
サービス内容	共同生活援助
現状の課題	長期入所の方が多く、高齢化しており、ＡＤＬ（日常生活動作）、ＩＡＤＬ(手段的日常生活動作)低下への気づきや見極めを強化し、ＱＯＬ（生活の質）向上に努めること。
新規利用者への対応	コロナウィルス感染防止の為､今後しばらくは新規利用者の受け入れは見合わせています。入所調整中だった方も、現在、調整を見合わせている状況です。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	放課後等デイサービスここいく
運営	株式会社　いなべサポート
サービス内容	放課後等デイサービス
現状の課題	一般の方及び学校等が発達障がいについて、もう少し学ぶ機会があり、その特性、生きづらさを知っていただくだけでも子ども達が生活しやすい環境が育まれるのだと思います。知ることで優しくなれる。例えば聴覚過敏の子が、教室内がやかましすぎて入れないのを、ただのわがままととらえられてしまうように、その事実や可能性を知っていたら、少し優しい対応ができたりするように多くの人に障がいを理解してもらうことが課題です。
新規利用者への対応	本人、父母さん、市町、福祉、学校、医療そして事業所、これらが連携をとり、本人のゴールを共有し、それぞれの場所でゴールに向けた対応をとっていくこと。そのためのケース会議を有意義にすることが必要であると考えます。事業所内での時間より、家庭・学校の時間が多いため、共通の目的を持てるような対応をしていきたいです。
新たな提供サービス	本当に障がい者の皆さんが求めているサービスがないように（少なく）感じており、例えばこの子達が行ける高校。社会とつながり幸せ感を持てる就労。安心して住めるグループホーム。子ども達が大きくなるにつれ必要となるサービスを、随時創っていこうと考えています。
行政（国・県・町）への要望	やはり連携が取りやすい土台をつくって頂けるとありがたいです。後は、発達障がいのことをもっと知ってもらう機会をつくって欲しい。一般の方に対して、少なくとも学校の先生、市町の職員、自治体のリーダーさんには、その機会をつくってもらえたら、障がいのある方、子ども達が少しは生きやすくなると思います。

事業所名	サインポスト東員
運営	株式会社　ＳＩＧＮＰＯＳＴ
サービス内容	児童発達支援、放課後等デイサービス
現状の課題	・職員の人員不足 ・早期療育が課題…社会に適した生活を送るため、身辺自立を目標にし、集団の中でコミュニケーション力等をつけ、学校や社会に溶け込んでいけるよう、早期療育を目標とし、保護者や関係者等と連携をはかる事業所でありたい。そのためにも職員数の増員が不可欠と感じている。
新規利用者への対応	・見学等は随時受付。職員人員状況等によって利用契約へ。 児童発達支援　平日 12:00～18:00 放課後等デイサービス　平日学校終了後～18:00 土曜・祝日、長期休暇等はともに 10:00～16:00 一日の定員合わせて 10 名
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	・コロナ対応等で、国からの通達には（最終的には各自治体判断で）との一文があり、実際に自治体に確認をすると（国の通達通り）という回答をいただくので、一本化したものがあると迷わず、効率的かと感じました。 ・請求業務等が複雑な面があるので、より簡素化してほしい。

事業所名	就労継続支援Ａ型事業所　シグマファームとういん
運営	株式会社　シグマサポート
サービス内容	就労継続支援Ａ型
現状の課題	・作業マニュアルが不十分 ・障がい特性に応じた対応ができていない時がある。
新規利用者への対応	定員　30 名　現在 28 名 Ａ型事業所（農業） 月～金　8：30～16：00（6.5ｈ） 受け入れ可能です。 ★今年から内職作業も取り入れました。なので身体の方でも働いてもらう事ができるようになりました。（簡単なシール貼りなど）
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	山郷重度障害者生活支援センター　あじさいの家
運営	社会福祉法人　あじさいの家
サービス内容	生活介護、短期入所、日中一時
現状の課題	親亡き後に利用できる福祉サービスがほとんどない。特に当施設を利用している方は、重度重複障がい者で、1/3 ぐらいの方が医療的ケアが必要である。ほぼ全員が現在在宅で生活されており、親御さんと生活している。そのため主な介助者である親御さんが、加齢に伴い在宅での介助が難しくなってきたときに、利用できる福祉サービスがほとんどないことが大きな課題である。
新規利用者への対応	新規利用者があった場合は、生活介護で活動内容を実際に見たり体験していただき、その上でその活動内容が本人にとって適していると思われた場合は、すべて受け入れ可能である。生活介護の利用時間は 9：30 から 16：00 であるが、家庭の事情や本人の実態に合わせて対応可能である。短期入所及び日中一時の利用は、生活介護を利用されている方が対象となり、緊急時等必要なときに 365 日いつでも利用できる。（当日の利用も可能）
新たな提供サービス	具体的な話ではないが、親の会と共に考えていることは、重度訪問介護とグループホームの必要性を痛感しているが、現実的には実施することは非常に難しい。（設置後、運営していくに当たり、継続していける保証がないなど）
行政（国・県・町）への要望	国に対しては、介護給付費の適切な報酬改定を望む。特に問題となるのは重度重複障がい者にとっては、同じ支援区分６でもかなり差があると思う。その人に必要な福祉サービスを適切に受けることのできるような報酬が必要であると考える。 県には、管轄が各市町に移行したので特に県に対してはない。しかし、管轄している市町に問い合わせても、一応県に伺いを立てているようであるが、丸投げ感が否めない。 町には（他の市町でもそうであるが）、何かお願いをすると財政的に難しいという答え。これは永遠に続くと思われるので、特に少人数の重身の方たちへの支援は、市町を超えて同じ課題に取り組んでいただき、財政の負担を軽減しながら前向きに取り組んでいただきたいと思う。
その他	町の財政見直しにおいて、障害者支援施設重度障害者加算補助金の減額などにより、支援が困難な障がい者へ対して、益々支援していくことが難しくなっていくと思われる。確かに少人数ではあるが、今より暮らしにくくなるようなことにならないようにしていただきたい。現在補助金を支援に充てている事業所にとって、かなりの影響が出るのは明確である。施設側としては支援の質を落とすこともできず、職員へ負担が増すということを知っていただきたい。

事業所名	サポートハウス　ふらっと
運営	社会福祉法人　いずみ
サービス内容	移動支援、行動援護、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 日中一時支援
現状の課題	・コロナウィルスにより外出系の支援が大きく停滞して利用者様に不自由をおかけしている。 ・ヘルパーの確保が以前に増して困難になっている。 ・運営状況悪化
新規利用者への対応	その方の状況にもよるが現状不可。
新たな提供サービス	重度訪問介護の充実
行政（国・県・町）への要望	・各事業が最低限でよいので、独立して運営できるようバランスの良い報酬配分を行って欲しい。 ・障がいについて考える機会（教育）の増加

事業所名	生活介護ステーション　ＴＯＩＮあーち
運営	社会福祉法人　いずみ
サービス内容	生活介護
現状の課題	・強度行動障がいの方、こだわり行動のある方については、ご本人の不安な気持ちとじっくり向き合い、信頼関係をつくっていく必要性がある。また多面的な意見交換を行い、支援の偏りやスタッフのバーンアウトがないようにチームで関わっていかなくてはいけないが、十分な研修体制、人材確保ができていない。 ・昔と違いパートスタッフが多いため、研修時間の確保や利用者との信頼関係づくりがむずかしい。 ・高齢利用者、吸痰など医療的ケアの必要な利用者が増えていて、主治医への相談や急な体調不良が起きての対応が増えている。看護師など医療スタッフの安定した確保が必要。またリハビリスタッフもほしい。 ・利用者によっては 15：30 の利用時間終了後に家族の都合で帰宅できない方がいる。親の高齢化･支援の多様化により開所時間の延長ニーズはあるが、延長時加算では体制を整えるのがむずかしい。 ・虐待防止、意思決定支援、防災対策、感染症対策などマニュアル作り、申請などの事務作業が増えていて、夕方以降の正規職員の事務作業が以前より多い。
新規利用者への対応	今後も受け入れは可能。しかし、一度に複数の利用者を受け入れることや急な利用開始は人手の都合上むずかしい。マンツーマンの支援が要る方も人手の手配が必要になる。町内の送迎、入浴サービス、体操、散歩、音楽レク、美術レクなどを行っている。提供時間は 9：00～15：30。それ以外の時間は独自の預かりサービスなどで対応するが、人手がないとむずかしい。ヘルパー事業やグループホームなど同一法人内の他の事業所のスタッフと連携している。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	障がいの重い方も地域で支援を受けながら暮らしていけるような仕組みづくりを一緒に考えていってほしい。

事業所名	つくしの家第２　つくしの家　ふきのとう　ゆきわり草第２
運営	社会福祉法人　いずみ
サービス内容	つくしの家第２　共同生活援助、つくしの家　共同生活援助 ふきのとう　共同生活援助、ゆきわり草第２　共同生活援助
現状の課題	・入居者の高齢化、重度化に伴う住環境の整備が必要となっており、その費用や人材不足が課題。医療的な支援の必要性も高くなっている。
新規利用者への対応	家庭の介護能力や緊急・必要性に応じて今後も受け入れを対応していくが、利用者、利用日が増加していることで受け入れが困難なケースもある。 受け入れは可能であるが、体制上、重度の方の受け入れは難しい状況。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	重度の利用者が多いグループホームとして、安全に受け入れられる体制がとれるよう、基本報酬の見直し、人材確保が十分にできるようにしていただきたいと思います。 日常的な支援に必要な人員はもちろんのこと、昨今の異常気象などの防災の面でも非常時に備えられる人員の確保ができるよう考えていただきたいと思います。

事業所名	ＴＯＩＮいずみ
運営	社会福祉法人　いずみ
サービス内容	就労継続支援Ｂ型事業所
現状の課題	利用者のニーズをかなえるための作業展開を行うには、現在の国が定める職員配置基準（7.5：１）では極めて困難です。当事業所では、国が定める職員配置基準の倍以上の職員を配置し、利用者のニーズをかなえるための作業展開を行っています。そのため運営面ではかなりの赤字となっており、同法人内の他事業所より繰り入れしながらなんとか事業を継続しています。令和３年度の報酬改定検討ヒアリングでも上がっていたように、職員配置による基本報酬の見直しを切に願っています。 また、新型コロナウィルスの影響から、飲食に関わる就労支援事業の売上げが激変しています。更に、新型コロナウィルス感染拡大防止のため施設外就労や自主製品の移動販売など、外出作業を縮小せざる得ない状況です。就労支援事業全体の売上げが激減しているだけでなく、利用者の働く場も縮小せざるを得ない状況となっています。
新規利用者への対応	受け入れ可能。人数は要相談（原則、東員町在住の方で利用を希望される方は受け入れできるように体制を整えます）。 就労継続支援Ｂ型事業による就労支援の提供。提供時間は９：00～15：30。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	「現状の課題」でも記入しましたように、職員配置による基本報酬の見直しを行ってもらいたい。

事業所名	東員町社協地域相談支援事業所ふれあい
運営	社会福祉法人　東員町社会福祉協議会
サービス内容	特定計画相談、障がい児相談支援、居宅介護、日中一時支援、 通所介護、訪問介護、居宅介護支援
現状の課題	・計画相談支援事業のみでの採算困難 ・相談支援専門員の増員と専従での事務が困難 ・新規依頼があっても対応困難 ・専門性と質の向上
新規利用者への対応	現在、新規利用は見合わせ中。 依頼時期によって、受入れ可能な場合に対応しています。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	・計画相談支援事業のみでは、人件費等の事業収支が大幅な赤字であり、採算のもてる報酬体制を確保できるようにしてほしい。 ・サービス名はあっても、事業所がない又はサービスを必要とする際に利用できない状況が多く、対応困難なケースが多いです。片寄ったサービス事業者のみが増えるのではない仕組みづくりをしてほしい。 ・児童（教育含）、高齢、年金、保険等、利用者の方に関わる多くの機関が包括的に支援、対応できる仕組みづくり

事業所名	東員町デイサービスセンター　ふれあい
運営	社会福祉法人　東員町社会福祉協議会
サービス内容	日中一時支援、通所介護
現状の課題	介護保険通所介護と同時に日中一時支援事業を行っています。介護保険事業が中心なため、日中一時支援の利用者を増加させることが困難なことと、重度の障がい利用者に対し複数の職員で対応しなくてはいけない。日中一時支援のサービス費だけでは、かなり赤字が出てしまう。現状、介護保険でカバーしている。
新規利用者への対応	介護保険の利用者の理解が必要なため、障がい特性が限られてくる。ここ２～３年、新規登録はありません。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	日中一時支援の単価が安く赤字になっています。介護保険サービス費と同等レベルの報酬にならないでしょうか。

事業所名	東員町ホームヘルパーステーションふれあい
運営	社会福祉法人　東員町社会福祉協議会
サービス内容	居宅介護、訪問介護・総合事業
現状の課題	障害福祉サービスも介護保険サービスも人手不足です。
新規利用者への対応	ヘルパーの手配が可能な限り、受け入れていきたいと考えています。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	就労移行支援事業所ヴェルチュ～Ｖｅｒｔｕ～
運営	特定非営利活動法人　ＯＮＥ
サービス内容	就労移行支援
現状の課題	就労系福祉サービス利用時の交通費の（一部でも）助成があるとよい。
新規利用者への対応	可能。令和２年度中には、いなべ、東員地域向けの就労移行＋自立訓練の事業所をつくりたいと思う。交通費、送迎などを考えると必要だと思う。
新たな提供サービス	上記に同じ。
行政（国・県・町）への要望	福祉、複合施設のようなものがあるとよい。特に就労につながっていくような……。

事業所名	ナーシングホームもも
運営	有限会社　だいち
サービス内容	居宅介護、重度訪問介護、訪問介護
現状の課題	・ご利用者様、ご家族様が最後まで安心して暮らしていけるような取り組み ・切れ目のない支援を引き継げるような体制 ・個々の状況に応じ、医療・介護などの連携を図り支援の充実に努める
新規利用者への対応	・できる限りご利用者様、ご家族様の希望に沿えるよう、対応させていただきたいと思っています。 ・人数－必要人数にて対応 ・提供サービス－居宅介護、重度訪問介護 ・提供時間帯－日中、夜間
新たな提供サービス	・入浴介助（２人対応）、週１回～利用始めたいとの希望。 本人、父、母の３人暮らし、両親の高齢化から数年前より訪問診療を利用開始するなど将来を見据えた生活に向けて考えている。入浴についても、父の腰痛も出てきており福祉サービス利用を進めている。
行政（国・県・町）への要望	ご家族様の要望に少しでも近づけるような体制ができてほしい。現在、重度訪問介護のご利用様の支援にて、看護師とヘルパーとで入浴介助を行っていますが、ご本人様の年齢、体重に合わせ安全、安心に入浴していただけるよう、その都度、介護方法を思案しています。その中でいずれは訪問入浴でと提案するも、今の現状、訪問入浴に変更となると今と同じだけのサービスが受けられない(回数や色々厳しい）ということが現実と知り、解決できる問題ではないのかと考えさせられます。
その他	障がいがあるご本人様やご家族様は不安や色々な思いと葛藤しながら日々過ごしていることと感じます。それぞれの思いに答えてもらえないことが１つでもあること自体、差別を受けていると感じているかも知れません。私達はご利用者様、ご家族様の気持ちに耳を傾け寄り添うことをさせていただいていますが、現実満足したサービスを受けられないという気持ちを聞くことが多いので、誰もが安心した生活ができる社会になってほしいと思います。

事業所名	ナーシングホームもも居宅介護支援室
運営	有限会社　だいち
サービス内容	居宅介護支援事業所
現状の課題	・介護をする人が障がいをもっている場合の関わりの方法。 ・若い方の障害者手帳や介護認定を受けている人が働こうとしてもなかなかむずかしい状況である。
新規利用者への対応	介護認定を受けている人で、障害者手帳を持っている人の受け入れは可能です。（障がいのプラン作成はできませんが…）
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	ナーシングホームもも鳥取
運営	有限会社　だいち
サービス内容	日中一時支援、訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護
現状の課題	コロナの影響のため、施設としての運用が変更している。１、２階合同で１日過ごしていたが、１、２階フロアー別々で過ごすことになり、今までできていたことが、環境や人員によりできなくなってしまう。その結果、利用を控えてもらっている現状。
新規利用者への対応	環境や人員の調整をしながら個々に合わせた対応する。 コロナや感染症に対しても可能な限り方法を考えて対応する。
新たな提供サービス	看護や介護など療養生活や住民の健康相談・教育に関する支援（町の保健室機能）
行政（国・県・町）への要望	

5 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

掲載ページについては、本計画に最初に用語が掲載されているページ番号です。

あ行

一般就労（P52）

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

移動支援（P20）

障がい者の地域生活を支えるために、1 人では移動が困難な障がい者（児）に対して、余暇活動や社会生活上必要な外出の際にガイドヘルパーを派遣して、移動の介護を提供するサービス。

医療的ケア（P46）

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

インクルーシブ教育（P31）

障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある方が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

ＮＰＯ（P27）

〔NonProfit Organization〕非営利組織。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てる。

か行

基本指針（P2）

厚生労働大臣が障害者総合支援法第87条および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

居住系サービス（P48）

障害者総合支援法により、サービスは自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の 3 種類がある。

国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（P1）

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的な購入を推進することを定めた法律。「障害者優先調達推進法」とも呼ばれる。平成 25 年 4 月施行。

グループホーム（P47）

日常生活上の介護や支援を受けながら共同生活を営む住居のこと。グループホームで暮らす障がい者の入浴、食事などの介護や生活相談、その他の日常生活上の支援を提供するサービスは「共同生活援助」と呼ばれ、障害者総合支援法が定める「障害福祉サービス」のひとつ。この共同生活援助のことを通称としてグループホームと呼ぶ。

権利擁護（P60）

認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

合理的配慮（P1）

障がいのある方とない方の機会や待遇を平等に確保し、支障となっている事情を改善、調整するための措置。 改正後の障害者雇用促進法の施行により、事業主に対し障がいのある方への合理的配慮の提供が義務付けられた。

コーディネーター（P41）

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。

さ行

ＣＬＭ（P40）

保育所・幼稚園において、発達に課題がある子どもの行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために「あすなろ学園（現　三重県立子ども心身発達医療センター）」が開発したアセスメントツール。正式名称は「チェック（C）・リスト（L）・ｉｎ三重（M）」

指定難病（P11）

平成 27 年 1 月 1 日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」で医療費助成の対象となる難病。発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることなどの要件を満たす難病のうち、患者数が本邦において一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していることの要件を全て満たすものをいう。厚生科学審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣が指定する。ベーチェット病、重症筋無力症、もやもや病など。

児童福祉法（P2）

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことおよび「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18 歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。昭和 22 年成立。

社会的障壁（P3）

障がい者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

就労移行支援（P53）

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる 65 歳未満の障がい者で、一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う障害福祉サービス。

就労継続支援（P54）

企業等に就労することが困難な障がい者等に対して、就労の機会や生産活動の機会の提供等を行う障害福祉サービス。

就労定着支援（P53）

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス。

障害支援区分（P14）

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6 段階の区分（区分 1 から 6：区分 6 のほうが必要度が高い）をいう。心身の状況などについて、80 項目の認定調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定する。

障害者基本法（P2）

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある方であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としている。

障がい者協議会（P5）

障害者総合支援法により、地方公共団体は、単独でまたは共同して、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等およびその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないとされている。

障害者雇用率制度（P52）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体などで常時勤務する障がい者（精神障がい者を含む）の割合を定めた制度。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成 25 年 6 月公布。平成 28 年 4 月施行。

障害者就労アドバイザー（P53）

企業における障がい者の雇用管理・作業指導について豊富な知識、経験を有する方として、労働局に登録された方。個別の福祉施設等に派遣され、就労支援に関する指導方法について助言等を行う。

障害者自立支援法（P1）

平成 18 年 4 月 1 日施行。障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設し、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行ったもの。平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となる。

障害者の雇用の促進等に関する法律（P16）

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（P1）

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。平成 25 年 6 月公布。平成 28 年 4 月施行。（一部、平成 30 年 4 月施行）。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（P1）

「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で、平成 25 年 4 月 1 日に創設された。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（P1）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。平成 28 年 6 月 3 日施行。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（P1）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。「障害者差別解消法」とも呼ぶ。平成 25 年 6 月公布。平成 28 年 4 月施行。

小児慢性特定疾病（P11）

平成 27 年 1 月 1 日施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」で医療費助成の対象となる疾病。18 歳未満の児童（ただし、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の方を含む。）が対象。慢性に経過する疾病であること、生命を長期に脅かす疾病であること、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることの要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるもの。悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など 16 疾患群 762 疾病が対象（令和元年 7 月現在）。

身体障害者手帳（P4）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により 1 級から 6 級がある。

精神障害者保健福祉手帳（P4）

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障がいの程度により 1 級から 3 級がある。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（P1）

平成 26 年 4 月から、保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医 1 名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更し、また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課されることとなった。

成年後見制度（P60）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な方について、その判断力を補い保護支援する制度。

た行

地域生活支援拠点（P51）

障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受け入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり等の機能を備えた拠点となる施設。

地域生活支援事業（P20）

障がい者および障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する、障害者総合支援法に基づき都道府県および市町村が行う事業。

地域包括支援センター（P36）

介護保険法に基づき設置される機関で、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

同行援護（P58）

視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行う障害福祉サービス。

特別支援学級（P15）

平成 19 年 4 月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」において、障がいを持った子どもが通学する特殊学級が名称変更したもの。小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校（P15）

平成 19 年 4 月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、盲学校・聾学校・養護学校が一本化され名称変更したもの。障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的としている。

特別支援教育（P15）

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター（P41）

子どもの障がいに対する教職員の理解を高め、一人ひとりの子どものニーズに応じた教育を実施するために、各校園内で中心となって校内研修の企画・運営や教育相談の窓口などの役割を担う人。

な行

日常生活自立支援事業（P60）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会で、窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施される。

日常生活用具（P21）

電気式たん吸引機など障がい者の自立の促進を目的とする安全で容易に使用でき、日常生活品として一般的に普及していないもの。

は行

ハザードマップ（P56）

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

発達障がい（P27）

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

パブリックコメント（P64）

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファックス、メールで意見を募る。平成 11 年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。

バリアフリー（P28）

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するということ。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労（P54）

心身に障がいがあり、一般企業で働くことが難しい場合などに福祉サービスを受けながら働く働き方。一人ひとりの状況に合った、働くスキル向上のための支援を受けながら生産活動を行う。

福祉避難所（P56）

「避難所」での生活が困難な災害時要援護者（高齢者や身体障がい者等）が避難生活をする場所。

法定雇用率（P16）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。令和 3 年 3 月 1 日から民間企業では 2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では 2.6%、都道府県等の教育委員会では 2.5%と定められている。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

補装具（P21）

障がい者等の身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具。義肢、装具、車いすなど。

や行

ユニバーサルデザイン（P28）

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

要約筆記（P38）

話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚障がい者のためのコミュニケーションの保障の１つ。

ら行

ライフステージ（P27）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

リハビリテーション（P46）

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において人間らしく生きる権利の回復に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育（P2）

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育や教育。

療育手帳（P4）

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がい者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。

東員町障がい者計画

発　行　日　　令和３年３月
発　　行　　東員町役場　地域福祉課
〒511-0295　三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地
電話: 0594-86-2804　　ファックス: 0594-86-2851
E-mail: fukusi@town.toin.lg.jp